

0001

登録制度・主任者 > 登録・更新・変更・廃業 | 難易度：基礎

登録・更新・変更・廃業の検討で、担当者Aは「内閣総理大臣の登録」、担当者Bは「主たる営業所所在地の都道府県知事の登録だけ」と説明した。論点「登録行政庁を判定する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「内閣総理大臣の登録」。根拠は、二以上の都道府県に営業所等を置く場合は内閣総理大臣登録となる。
- イ．結論は「主たる営業所所在地の都道府県知事の登録だけ」。根拠は、貸金業法上の登録行政庁は市町村長ではない。
- ウ．結論は「各市町村長の許可」。根拠は、協会は貸金業者の登録行政庁ではない。
- エ．結論は「日本貸金業協会会長の登録」。根拠は、一都道府県内だけの場合とは異なり、知事登録だけでは足りない。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。二以上の都道府県に営業所等を置く場合は内閣総理大臣登録となる。
  - イ：この選択肢の結論「主たる営業所所在地の都道府県知事の登録だけ」は不適切である。一都道府県内だけの場合とは異なり、知事登録だけでは足りない。
  - ウ：この選択肢の結論「各市町村長の許可」は不適切である。貸金業法上の登録行政庁は市町村長ではない。
  - エ：この選択肢の結論「日本貸金業協会会長の登録」は不適切である。協会は貸金業者の登録行政庁ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業法3条は営業所等が二以上の都道府県にまたがる場合を内閣総理大臣登録としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0002

登録制度・主任者 > 登録・更新・変更・廃業 | 難易度：基礎

内部研修資料には「法務大臣の登録」との記載があり、別担当者から「所在地を管轄する都道府県知事の登録」との指摘があった。登録・更新・変更・廃業の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「内閣総理大臣の登録」へ改める。理由は、貸金業者登録の行政庁ではない。
- イ．記載を「所在地を管轄する都道府県知事の登録」へ改める。理由は、一都道府県内だけで営業する場合は当該都道府県知事登録となる。
- ウ．記載を「法務大臣の登録」へ改める。理由は、貸金業法3条の登録が必要である。
- エ．記載を「市町村長への営業届だけ」へ改める。理由は、二以上の都道府県に営業所等を置く場合が原則である。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「内閣総理大臣の登録」は不適切である。二以上の都道府県に営業所等を置く場合が原則である。
  - イ：結論と根拠がともに適切である。一都道府県内だけで営業する場合は当該都道府県知事登録となる。
  - ウ：この選択肢の結論「法務大臣の登録」は不適切である。貸金業者登録の行政庁ではない。
  - エ：この選択肢の結論「市町村長への営業届だけ」は不適切である。貸金業法3条の登録が必要である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。営業所等が一都道府県内に限られる場合は都道府県知事登録である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0003

登録制度・主任者 > 登録・更新・変更・廃業 | 難易度：基礎

登録・更新・変更・廃業について、「3年ごとに更新を受けなければ、期間経過により効力を失う」と「5年ごとに自動更新される」という2つの見解が示された。学習目標「登録の有効期間を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「一度登録すれば更新不要」と判断する。判断根拠：更新周期は1年ではない。

イ．「毎年更新する」と判断する。判断根拠：5年でも自動更新でもない。

ウ．「3年ごとに更新を受けなければ、期間経過により効力を失う」と判断する。判断根拠：貸金業法3条2項のとおり登録は3年更新である。

エ．「5年ごとに自動更新される」と判断する。判断根拠：登録には有効期間がある。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「一度登録すれば更新不要」は不適切である。登録には有効期間がある。

イ：この選択肢の結論「毎年更新する」は不適切である。更新周期は1年ではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。貸金業法3条2項のとおり登録は3年更新である。

エ：この選択肢の結論「5年ごとに自動更新される」は不適切である。5年でも自動更新でもない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業者登録は3年ごとの更新制で、更新を受けないまま期間が経過すれば効力を失う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0004

登録制度・主任者 > 登録・更新・変更・廃業 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「更新期限」を確認したところ、「満了日の前日まで」との処理と「有効期間満了日の2か月前まで」との処理が併存していた。登録・更新・変更・廃業として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「満了日の前日まで」と判断する。判断根拠：満了後の追完を通常の更新期限とはしていない。

イ．「満了後30日以内」と判断する。判断根拠：登録は3年更新であり毎年ではない。

ウ．「毎年の登録応当日まで」と判断する。判断根拠：2か月前までであり、前日では遅い。

エ．「有効期間満了日の2か月前まで」と判断する。判断根拠：施行規則は満了日の2か月前までの申請を求める。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「満了日の前日まで」は不適切である。2か月前までであり、前日では遅い。

イ：この選択肢の結論「満了後30日以内」は不適切である。満了後の追完を通常の更新期限とはしていない。

ウ：この選択肢の結論「毎年の登録応当日まで」は不適切である。登録は3年更新であり毎年ではない。

エ：結論と根拠がともに適切である。施行規則は満了日の2か月前までの申請を求める。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。更新申請は有効期間満了日の2か月前までに行う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0005

登録制度・主任者 > 登録・更新・変更・廃業 | 難易度：標準

登録・更新・変更・廃業の判断理由をレビューする。資料には「変更日から1か月以内」と「変更があった日から2週間以内」の2案がある。論点「登録事項の変更届期限を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「変更があった日から2週間以内」。根拠は、法8条は所定の事前届出事項を除き2週間以内の届出を求める。

イ．結論は「変更日から3日以内」。根拠は、一般期限は1か月ではない。

ウ．結論は「変更日から1か月以内」。根拠は、更新時まで留保できない。

エ．結論は「次回更新時まで」。根拠は、一般期限は3日ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。法8条は所定の事前届出事項を除き2週間以内の届出を求める。

イ：この選択肢の結論「変更日から3日以内」は不適切である。一般期限は3日ではない。

ウ：この選択肢の結論「変更日から1か月以内」は不適切である。一般期限は1か月ではない。

エ：この選択肢の結論「次回更新時まで」は不適切である。更新時まで留保できない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。登録事項の変更は、事前届出事項を除き原則として変更日から2週間以内に届け出る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0006

登録制度・主任者 > 登録・更新・変更・廃業 | 難易度：標準

新人研修で「協会への連絡だけでよい」との理解が示され、比較案として「変更後2週間以内だけでよい」と「原則として変更前にあらかじめ登録行政庁へ届け出る」も提示された。論点「事前届出事項を区別する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「変更後2週間以内だけでよい」へ改める。理由は、事前届出義務を更新時まで先送りできない。

イ．記載を「原則として変更前にあらかじめ登録行政庁へ届け出る」へ改める。理由は、営業所等の名称・所在地に係る所定変更は事前届出の対象である。

ウ．記載を「次回更新時に申告すればよい」へ改める。理由は、登録行政庁への法定届出が必要である。

エ．記載を「協会への連絡だけでよい」へ改める。理由は、一般の事後届とは扱いが異なる。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「変更後2週間以内だけでよい」は不適切である。一般の事後届とは扱いが異なる。

イ：結論と根拠がともに適切である。営業所等の名称・所在地に係る所定変更は事前届出の対象である。

ウ：この選択肢の結論「次回更新時に申告すればよい」は不適切である。事前届出義務を更新時まで先送りできない。

エ：この選択肢の結論「協会への連絡だけでよい」は不適切である。登録行政庁への法定届出が必要である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。営業所等の名称・所在地等の所定事項は、登録換えの場合を除き原則として事前に届け出る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0007

登録制度・主任者 > 登録・更新・変更・廃業 | 難易度：標準

登録・更新・変更・廃業の検討で、担当者Aは「内閣総理大臣の登録を受け、従前の知事登録は新登録により効力を失う」、担当者Bは「X県知事への変更届だけで足りる」と説明した。論点「登録換えを判断する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「X県知事への変更届だけで足りる」。根拠は、県ごとの登録を併存させる制度ではない。

イ．結論は「X県とY県の知事登録を併存させる」。根拠は、営業区域変更に伴う登録換えが必要である。

ウ．結論は「内閣総理大臣の登録を受け、従前の知事登録は新登録により効力を失う」。根拠は、二以上の都道府県にまたがるため登録換えが必要である。

エ．結論は「登録手続は不要」。根拠は、二以上の都道府県に営業所等を置くため単なる変更届では足りない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「X県知事への変更届だけで足りる」は不適切である。二以上の都道府県に営業所等を置くため単なる変更届では足りない。

イ：この選択肢の結論「X県とY県の知事登録を併存させる」は不適切である。県ごとの登録を併存させる制度ではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。二以上の都道府県にまたがるため登録換えが必要である。

エ：この選択肢の結論「登録手続は不要」は不適切である。営業区域変更に伴う登録換えが必要である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。知事登録業者が二以上の都道府県に営業所等を持つこととなる場合は内閣総理大臣登録への登録換えとなる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0008

登録制度・主任者 > 登録・更新・変更・廃業 | 難易度：標準

内部研修資料には「届出は不要」との記載があり、別担当者から「相続人が、死亡の事実を知った日から30日以内に届け出る」との指摘があった。登録・更新・変更・廃業の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「従業員代表が死亡日から7日以内」へ改める。理由は、法定の廃業等届出が必要である。

イ．記載を「届出は不要」へ改める。理由は、協会ではなく相続人が届出義務者である。

ウ．記載を「協会が死亡日から2週間以内」へ改める。理由は、届出義務者と期限が異なる。

エ．記載を「相続人が、死亡の事実を知った日から30日以内に届け出る」へ改める。理由は、死亡の場合の届出義務者は相続人で、起算点は事実を知った日である。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「従業員代表が死亡日から7日以内」は不適切である。届出義務者と期限が異なる。

イ：この選択肢の結論「届出は不要」は不適切である。法定の廃業等届出が必要である。

ウ：この選択肢の結論「協会が死亡日から2週間以内」は不適切である。協会ではなく相続人が届出義務者である。

エ：結論と根拠がともに適切である。死亡の場合の届出義務者は相続人で、起算点は事実を知った日である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。死亡時は相続人が事実を知った日から30日以内に届け出る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0009

登録制度・主任者 > 登録・更新・変更・廃業 | 難易度：応用

登録・更新・変更・廃業について、「その法人を代表する役員であった者」と「必ず監査役だけ」という2つの見解が示された。学習目標「合併消滅時の届出義務者を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「その法人を代表する役員であった者」と判断する。判断根拠：合併消滅の場合は消滅法人を代表する役員であった者が届出義務者となる。
- イ．「全従業員の連名」と判断する。判断根拠：債務者側が届出義務者になる制度ではない。
- ウ．「債務者の代表者」と判断する。判断根拠：監査役だけに限定されない。
- エ．「必ず監査役だけ」と判断する。判断根拠：全従業員の連名を求める制度ではない。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。合併消滅の場合は消滅法人を代表する役員であった者が届出義務者となる。
  - イ：この選択肢の結論「全従業員の連名」は不適切である。全従業員の連名を求める制度ではない。
  - ウ：この選択肢の結論「債務者の代表者」は不適切である。債務者側が届出義務者になる制度ではない。
  - エ：この選択肢の結論「必ず監査役だけ」は不適切である。監査役だけに限定されない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。合併により法人が消滅した場合は、その法人を代表する役員であった者が法定期限内に届け出る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0010

登録制度・主任者 > 登録・更新・変更・廃業 | 難易度：応用

貸金業務の内部監査で「破産」を確認したところ、「すべての債権者の代表者」との処理と「破産管財人」との処理が併存していた。登録・更新・変更・廃業として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「すべての債権者の代表者」と判断する。判断根拠：裁判所書記官を届出義務者とはしていない。
- イ．「破産管財人」と判断する。判断根拠：破産手続開始の場合の届出義務者は破産管財人である。
- ウ．「裁判所書記官」と判断する。判断根拠：主任者はこの廃業等届出の義務者ではない。
- エ．「貸金業務取扱主任者」と判断する。判断根拠：法定の届出義務者ではない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「すべての債権者の代表者」は不適切である。法定の届出義務者ではない。
  - イ：結論と根拠がともに適切である。破産手続開始の場合の届出義務者は破産管財人である。
  - ウ：この選択肢の結論「裁判所書記官」は不適切である。裁判所書記官を届出義務者とはしていない。
  - エ：この選択肢の結論「貸金業務取扱主任者」は不適切である。主任者はこの廃業等届出の義務者ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。破産手続開始時は破産管財人が、その日から30日以内に届け出る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0011

登録制度・主任者 > 欠格事由・登録拒否 | 難易度：基礎

欠格事由・登録拒否の判断理由をレビューする。資料には「訂正意思があれば必ず登録する」と「登録を拒否しなければならない」の2案がある。論点「虚偽申請の効果を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「必ず登録し、後で注意する」。根拠は、法定拒否事由を当然に解消する規定ではない。

イ．結論は「訂正意思があれば必ず登録する」。根拠は、協会承認で法定拒否事由は消えない。

ウ．結論は「登録を拒否しなければならない」。根拠は、重要事項の虚偽記載や重要事実の欠落は登録拒否事由である。

エ．結論は「協会が承認すれば問題ない」。根拠は、申請段階の登録拒否事由である。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「必ず登録し、後で注意する」は不適切である。申請段階の登録拒否事由である。

イ：この選択肢の結論「訂正意思があれば必ず登録する」は不適切である。法定拒否事由を当然に解消する規定ではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。重要事項の虚偽記載や重要事実の欠落は登録拒否事由である。

エ：この選択肢の結論「協会が承認すれば問題ない」は不適切である。協会承認で法定拒否事由は消えない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。重要事項の虚偽記載・重要事実の記載欠落は登録拒否事由である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0012

登録制度・主任者 > 欠格事由・登録拒否 | 難易度：基礎

新人研修で「破産後1年で必ず自動解除」との理解が示され、比較案として「一度破産すれば生涯登録不可」と「破産手続開始の決定を受け、復権を得ていない者は欠格事由に該当する」も提示された。論点「破産と復権を判断する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「一度破産すれば生涯登録不可」へ改める。理由は、個人申請者にも関係する。

イ．記載を「破産は法人だけに関係する」へ改める。理由は、一律1年経過を基準とはしていない。

ウ．記載を「破産後1年で必ず自動解除」へ改める。理由は、復権の有無が判断点であり生涯欠格ではない。

エ．記載を「破産手続開始の決定を受け、復権を得ていない者は欠格事由に該当する」へ改める。理由は、法は復権を得ていない破産者を欠格とする。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「一度破産すれば生涯登録不可」は不適切である。復権の有無が判断点であり生涯欠格ではない。

イ：この選択肢の結論「破産は法人だけに関係する」は不適切である。個人申請者にも関係する。

ウ：この選択肢の結論「破産後1年で必ず自動解除」は不適切である。一律1年経過を基準とはしていない。

エ：結論と根拠がともに適切である。法は復権を得ていない破産者を欠格とする。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。破産に関する欠格事由は「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0013

登録制度・主任者 > 欠格事由・登録拒否 | 難易度：基礎

欠格事由・登録拒否の検討で、担当者Aは「5,000万円」、担当者Bは「500万円」と説明した。論点「最低純資産額を把握する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「5,000万円」。根拠は、貸金業法施行令は最低純資産額を5,000万円としている。
- イ．結論は「500万円」。根拠は、政令の基準額ではない。
- ウ．結論は「1,000万円」。根拠は、政令の基準額は5,000万円である。
- エ．結論は「1億円」。根拠は、基準額より低い。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。貸金業法施行令は最低純資産額を5,000万円としている。
  - イ：この選択肢の結論「500万円」は不適切である。基準額より低い。
  - ウ：この選択肢の結論「1,000万円」は不適切である。政令の基準額ではない。
  - エ：この選択肢の結論「1億円」は不適切である。政令の基準額は5,000万円である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。最低純資産額は5,000万円である。個別の法令上の例外がある場合は別途検討する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0014

登録制度・主任者 > 欠格事由・登録拒否 | 難易度：標準

内部研修資料には「役員経験は一切審査しない」との記載があり、別担当者から「常務に従事する役員のうちに、貸付けの業務に3年以上従事した経験者がいること」との指摘があった。欠格事由・登録拒否の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「全取締役が10年以上の経験を持つこと」へ改める。理由は、経験要件は審査対象である。
- イ．記載を「常務に従事する役員のうちに、貸付けの業務に3年以上従事した経験者がいること」へ改める。理由は、施行規則上の業務遂行体制の基準の一つである。
- ウ．記載を「役員経験は一切審査しない」へ改める。理由は、常務に従事する役員のうちに経験者が必要である。
- エ．記載を「社外監査役だけに3年経験があれば必ず足りる」へ改める。理由は、そのような全員・10年要件ではない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「全取締役が10年以上の経験を持つこと」は不適切である。そのような全員・10年要件ではない。
  - イ：結論と根拠がともに適切である。施行規則上の業務遂行体制の基準の一つである。
  - ウ：この選択肢の結論「役員経験は一切審査しない」は不適切である。経験要件は審査対象である。
  - エ：この選択肢の結論「社外監査役だけに3年経験があれば必ず足りる」は不適切である。常務に従事する役員のうちに経験者が必要である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。登録審査では法人の常務役員に貸付業務3年以上の経験者がいることが体制基準の一つとなる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0015

登録制度・主任者 > 欠格事由・登録拒否 | 難易度：標準

欠格事由・登録拒否について、「営業所等ごとに、貸付業務に1年以上従事した者が常勤の役員または使用人として1人以上在籍すること」と「10年以上の経験者を3人ずつ置くこと」という2つの見解が示された。学習目標「営業所ごとの経験者配置を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「すべての営業所に公認会計士を1人置くこと」と判断する。判断根拠：営業所等ごとの配置が原則である。
- イ．「本店に経験者がいれば支店は不要」と判断する。判断根拠：年数・人数の基準が異なる。
- ウ．「営業所等ごとに、貸付業務に1年以上従事した者が常勤の役員または使用人として1人以上在籍すること」と判断する。判断根拠：施行規則が定める経験者配置の基準である。
- エ．「10年以上の経験者を3人ずつ置くこと」と判断する。判断根拠：そのような基準ではない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「すべての営業所に公認会計士を1人置くこと」は不適切である。そのような基準ではない。
- イ：この選択肢の結論「本店に経験者がいれば支店は不要」は不適切である。営業所等ごとの配置が原則である。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。施行規則が定める経験者配置の基準である。
- エ：この選択肢の結論「10年以上の経験者を3人ずつ置くこと」は不適切である。年数・人数の基準が異なる。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。営業所等ごとに貸付業務1年以上の経験者が常勤の役員または使用人として1人以上いることが基準となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0016

登録制度・主任者 > 欠格事由・登録拒否 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「社内規則」を確認したところ、「社内規則は任意で口頭慣行だけで必ず足りる」との処理と「資金需要者等の利益保護と適正運営に資する十分な社内規則を定め、責任体制を明確化していること」との処理が併存していた。欠格事由・登録拒否として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「社内規則は任意で口頭慣行だけで必ず足りる」と判断する。判断根拠：申請時の体制として審査される。
- イ．「顧客保護規則は登録後に初めて作ればよい」と判断する。判断根拠：むしろ責任体制の明確化が求められる。
- ウ．「責任者を特定してはならない」と判断する。判断根拠：十分な社内規則の整備が審査される。
- エ．「資金需要者等の利益保護と適正運営に資する十分な社内規則を定め、責任体制を明確化していること」と判断する。判断根拠：施行規則は十分な社内規則と責任体制の明確化を求める。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「社内規則は任意で口頭慣行だけで必ず足りる」は不適切である。十分な社内規則の整備が審査される。
- イ：この選択肢の結論「顧客保護規則は登録後に初めて作ればよい」は不適切である。申請時の体制として審査される。
- ウ：この選択肢の結論「責任者を特定してはならない」は不適切である。むしろ責任体制の明確化が求められる。
- エ：結論と根拠がともに適切である。施行規則は十分な社内規則と責任体制の明確化を求める。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。体制審査では経験者配置だけでなく、顧客保護・適正運営のための社内規則と責任体制も重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0017

登録制度・主任者 > 欠格事由・登録拒否 | 難易度：標準

欠格事由・登録拒否の判断理由をレビューする。資料には「法人申請には一切影響しない」と「暴力団員だけでなく、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者も欠格事由に含まれる」の2案がある。論点「暴力団員等の欠格期間を理解する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「暴力団員だけでなく、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者も欠格事由に含まれる」。根拠は、法は暴力団員等を一定期間欠格対象としている。
- イ．結論は「暴力団員でなくなった翌日から直ちに欠格でなくなる」。根拠は、法人の役員等についても問題となる。
- ウ．結論は「法人申請には一切影響しない」。根拠は、他の欠格事由に該当すれば登録されない。
- エ．結論は「純資産5,000万円なら必ず登録される」。根拠は、5年を経過しない者も対象である。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。法は暴力団員等を一定期間欠格対象としている。
- イ：この選択肢の結論「暴力団員でなくなった翌日から直ちに欠格でなくなる」は不適切である。5年を経過しない者も対象である。
- ウ：この選択肢の結論「法人申請には一切影響しない」は不適切である。法人の役員等についても問題となる。
- エ：この選択肢の結論「純資産5,000万円なら必ず登録される」は不適切である。他の欠格事由に該当すれば登録されない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。反社会的勢力に関する欠格事由は財務要件とは独立して判断される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0018

登録制度・主任者 > 欠格事由・登録拒否 | 難易度：標準

新人研修で「協会加入で欠格が消える」との理解が示され、比較案として「役員本人が暴力団員でなければ審査対象外」と「登録拒否事由に該当する」も提示された。論点「反社会的勢力の使用と登録拒否を判断する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「役員本人が暴力団員でなければ審査対象外」へ改める。理由は、顧客同意で法定欠格事由は消えない。
- イ．記載を「登録拒否事由に該当する」へ改める。理由は、法は暴力団員等を業務に使用する場合もある者も拒否対象としている。
- ウ．記載を「顧客同意があれば登録できる」へ改める。理由は、協会加入にその効果はない。
- エ．記載を「協会加入で欠格が消える」へ改める。理由は、使用する者も審査対象である。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「役員本人が暴力団員でなければ審査対象外」は不適切である。使用する者も審査対象である。
- イ：結論と根拠がともに適切である。法は暴力団員等を業務に使用する場合もある者も拒否対象としている。
- ウ：この選択肢の結論「顧客同意があれば登録できる」は不適切である。顧客同意で法定欠格事由は消えない。
- エ：この選択肢の結論「協会加入で欠格が消える」は不適切である。協会加入にその効果はない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。反社会的勢力排除は申請者本人だけでなく、業務に使用する者も含めて審査される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0019

登録制度・主任者 > 欠格事由・登録拒否 | 難易度：応用

欠格事由・登録拒否の検討で、担当者Aは「登録拒否事由となる」、担当者Bは「登録後1年間は主任者不要」と説明した。論点「主任者配置と登録拒否の関係を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「登録後1年間は主任者不要」。根拠は、営業所等ごとの配置基準がある。
- イ．結論は「本店に1人いれば全支店を無条件に兼務できる」。根拠は、登録審査に直接関係する。
- ウ．結論は「登録拒否事由となる」。根拠は、主任者配置要件を満たさないことは登録拒否事由である。
- エ．結論は「主任者の有無は登録と無関係」。根拠は、登録時から所定要件を満たす必要がある。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「登録後1年間は主任者不要」は不適切である。登録時から所定要件を満たす必要がある。
  - イ：この選択肢の結論「本店に1人いれば全支店を無条件に兼務できる」は不適切である。営業所等ごとの配置基準がある。
  - ウ：結論と根拠がともに適切である。主任者配置要件を満たさないことは登録拒否事由である。
  - エ：この選択肢の結論「主任者の有無は登録と無関係」は不適切である。登録審査に直接関係する。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。主任者は営業所の法定配置要件であり、登録審査にも組み込まれている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0020

登録制度・主任者 > 欠格事由・登録拒否 | 難易度：応用

内部研修資料には「体制整備は登録後の任意事項」との記載があり、別担当者から「純資産要件とは別に、登録拒否事由となる」との指摘があった。欠格事由・登録拒否の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「純資産が基準以上なら必ず登録される」へ改める。理由は、申請時に審査される。
- イ．記載を「体制整備は登録後の任意事項」へ改める。理由は、広告の有無で当然に免除されない。
- ウ．記載を「広告をしなければ体制要件は不要」へ改める。理由は、他の拒否事由も審査される。
- エ．記載を「純資産要件とは別に、登録拒否事由となる」へ改める。理由は、財務要件を満たしても必要な業務遂行体制を欠けば登録できない。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「純資産が基準以上なら必ず登録される」は不適切である。他の拒否事由も審査される。
  - イ：この選択肢の結論「体制整備は登録後の任意事項」は不適切である。申請時に審査される。
  - ウ：この選択肢の結論「広告をしなければ体制要件は不要」は不適切である。広告の有無で当然に免除されない。
  - エ：結論と根拠がともに適切である。財務要件を満たしても必要な業務遂行体制を欠けば登録できない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。登録要件は複数あり、純資産要件だけを満たしても十分ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0021

登録制度・主任者 > 貸金業務取扱主任者の設置・登録・職務・研修 | 難易度：基礎

貸金業務取扱主任者の設置・登録・職務・研修について、「法令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに主任者を置かなければならない」と「広告部門にだけ置けばよい」という2つの見解が示された。学習目標「主任者の設置義務を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「法令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに主任者を置かなければならない」と判断する。判断根拠：貸金業法12条の3が営業所等ごとの設置を義務付ける。
- イ．「会社全体で1人いれば営業所数に関係なく足りる」と判断する。判断根拠：法定の設置義務がある。
- ウ．「主任者は任意資格で設置義務はない」と判断する。判断根拠：広告部門限定の制度ではない。
- エ．「広告部門にだけ置けばよい」と判断する。判断根拠：営業所等ごとの配置が原則である。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。貸金業法12条の3が営業所等ごとの設置を義務付ける。
- イ：この選択肢の結論「会社全体で1人いれば営業所数に関係なく足りる」は不適切である。営業所等ごとの配置が原則である。
- ウ：この選択肢の結論「主任者は任意資格で設置義務はない」は不適切である。法定の設置義務がある。
- エ：この選択肢の結論「広告部門にだけ置けばよい」は不適切である。広告部門限定の制度ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。主任者は営業所等で法令遵守を確保するため、所定の配置基準に従い置く。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0022

登録制度・主任者 > 貸金業務取扱主任者の設置・登録・職務・研修 | 難易度：基礎

貸金業務の内部監査で「50人につき1人」を確認したところ、「100人につき1人」との処理と「貸金業の業務に従事する者50人につき1人以上」との処理が併存していた。貸金業務取扱主任者の設置・登録・職務・研修として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「100人につき1人」と判断する。判断根拠：固定3人ではない。
- イ．「貸金業の業務に従事する者50人につき1人以上」と判断する。判断根拠：施行規則が定める人数基準である。
- ウ．「人数にかかわらず常に3人」と判断する。判断根拠：施行規則に比率がある。
- エ．「法令上の比率はなく完全自由」と判断する。判断根拠：基準は50人につき1人以上である。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「100人につき1人」は不適切である。基準は50人につき1人以上である。
- イ：結論と根拠がともに適切である。施行規則が定める人数基準である。
- ウ：この選択肢の結論「人数にかかわらず常に3人」は不適切である。固定3人ではない。
- エ：この選択肢の結論「法令上の比率はなく完全自由」は不適切である。施行規則に比率がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。主任者の人数基準は貸金業務従事者50人につき1人以上である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0023

登録制度・主任者 > 貸金業務取扱主任者の設置・登録・職務・研修 | 難易度：基礎

貸金業務取扱主任者の設置・登録・職務・研修の判断理由をレビューする。資料には「3人」と「2人」の2案がある。論点「必要主任者数を計算する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「1人」。根拠は、75人で3人を必須とはしない。

イ．結論は「3人」。根拠は、全員を主任者にする必要はない。

ウ．結論は「2人」。根拠は、50人につき1人以上なので75人なら最低2人である。

エ．結論は「75人」。根拠は、1人では50人までが基準である。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「1人」は不適切である。1人では50人までが基準である。

イ：この選択肢の結論「3人」は不適切である。75人で3人を必須とはしない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。50人につき1人以上なので75人なら最低2人である。

エ：この選択肢の結論「75人」は不適切である。全員を主任者にする必要はない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。50人を超え100人以下であれば、主任者は最低2人となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0024

登録制度・主任者 > 貸金業務取扱主任者の設置・登録・職務・研修 | 難易度：標準

新人研修で「会社の会計監査だけを行う」との理解が示され、比較案として「登録行政庁に代わって業務停止命令を出す」と「営業所等の従業者に、法令遵守と適正業務のため必要な助言・指導を行う」も提示された。論点「主任者の法定職務を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「登録行政庁に代わって業務停止命令を出す」へ改める。理由は、主任者資格だけで裁判代理権は付与されない。

イ．記載を「顧客の裁判代理人として必ず訴訟を行う」へ改める。理由は、主任者の法定職務は従業者への助言・指導である。

ウ．記載を「会社の会計監査だけを行う」へ改める。理由は、行政処分権限はない。

エ．記載を「営業所等の従業者に、法令遵守と適正業務のため必要な助言・指導を行う」へ改める。理由は、主任者の中心的職務である。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「登録行政庁に代わって業務停止命令を出す」は不適切である。行政処分権限はない。

イ：この選択肢の結論「顧客の裁判代理人として必ず訴訟を行う」は不適切である。主任者資格だけで裁判代理権は付与されない。

ウ：この選択肢の結論「会社の会計監査だけを行う」は不適切である。主任者の法定職務は従業者への助言・指導である。

エ：結論と根拠がともに適切である。主任者の中心的職務である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。主任者は営業所等の従業者へ助言・指導し、法令遵守と適正な業務を支える。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0025

登録制度・主任者 > 貸金業務取扱主任者の設置・登録・職務・研修 | 難易度：標準

貸金業務取扱主任者の設置・登録・職務・研修の検討で、担当者Aは「貸金業者は主任者が適切に職務を行えるよう配慮し、従業者は助言を尊重し指導に従うよう努める」、担当者Bは「主任者の助言は必ず無視する」と説明した。論点「主任者職務の実効性を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「貸金業者は主任者が適切に職務を行えるよう配慮し、従業者は助言を尊重し指導に従うよう努める」。根拠は、主任者制度を実効化するための法的要請である。
- イ．結論は「主任者の助言は必ず無視する」。根拠は、助言尊重・指導遵守の努力が求められる。
- ウ．結論は「従業者は助言を考慮する必要がある」。根拠は、従業者への助言・指導を行う。
- エ．結論は「主任者は経営者にだけ意見できる」。根拠は、制度趣旨に反する。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。主任者制度を実効化するための法的要請である。
- イ：この選択肢の結論「主任者の助言は必ず無視する」は不適切である。制度趣旨に反する。
- ウ：この選択肢の結論「従業者は助言を考慮する必要がある」は不適切である。助言尊重・指導遵守の努力が求められる。
- エ：この選択肢の結論「主任者は経営者にだけ意見できる」は不適切である。従業者への助言・指導を行う。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。主任者を置くだけでなく、その助言・指導が機能するよう貸金業者・従業者にも対応が求められる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0026

登録制度・主任者 > 貸金業務取扱主任者の設置・登録・職務・研修 | 難易度：標準

内部研修資料には「偶発的なら補充不要」との記載があり、別担当者から「原則として、その状態となった日から2週間以内に必要な措置をとる」との指摘があった。貸金業務取扱主任者の設置・登録・職務・研修の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「次回3年更新まで放置できる」へ改める。理由は、偶発的でも是正義務がある。
- イ．記載を「原則として、その状態となった日から2週間以内に必要な措置をとる」へ改める。理由は、法は予見し難い事由による不足について2週間以内の是正を求める。
- ウ．記載を「偶発的なら補充不要」へ改める。理由は、直ちに永久取消しという制度ではない。
- エ．記載を「当日に必ず永久取消しとなる」へ改める。理由は、短期間で是正が必要である。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「次回3年更新まで放置できる」は不適切である。短期間で是正が必要である。
- イ：結論と根拠がともに適切である。法は予見し難い事由による不足について2週間以内の是正を求める。
- ウ：この選択肢の結論「偶発的なら補充不要」は不適切である。偶発的でも是正義務がある。
- エ：この選択肢の結論「当日に必ず永久取消しとなる」は不適切である。直ちに永久取消しという制度ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。予見し難い事由で主任者数を欠いた場合にも、2週間以内の是正措置が必要となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0027

登録制度・主任者 > 貸金業務取扱主任者の設置・登録・職務・研修 | 難易度：標準

貸金業務取扱主任者の設置・登録・職務・研修について、「主任者の氏名を明らかにする」と「会社名だけ答えれば足りる」という2つの見解が示された。学習目標「主任者氏名の明示義務を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「個人情報なので一切明らかにしない」と判断する。判断根拠：令状は必要ない。
- イ．「裁判所の令状がある場合だけ答える」と判断する。判断根拠：請求対象は主任者氏名である。
- ウ．「主任者の氏名を明らかにする」と判断する。判断根拠：法は請求があった場合の氏名明示を求める。
- エ．「会社名だけ答えれば足りる」と判断する。判断根拠：法定の明示義務がある。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「個人情報なので一切明らかにしない」は不適切である。法定の明示義務がある。
  - イ：この選択肢の結論「裁判所の令状がある場合だけ答える」は不適切である。令状は必要ない。
  - ウ：結論と根拠がともに適切である。法は請求があった場合の氏名明示を求める。
  - エ：この選択肢の結論「会社名だけ答えれば足りる」は不適切である。請求対象は主任者氏名である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。主任者制度の透明性確保のため、請求があれば当該営業所等の主任者氏名を明らかにする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0028

登録制度・主任者 > 貸金業務取扱主任者の設置・登録・職務・研修 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「主任者登録更新」を確認したところ、「登録日から1年」との処理と「登録日から3年」との処理が併存していた。貸金業務取扱主任者の設置・登録・職務・研修として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「登録日から1年」と判断する。判断根拠：5年ではない。
- イ．「登録日から5年」と判断する。判断根拠：更新制度がある。
- ウ．「終身で更新不要」と判断する。判断根拠：1年ではない。
- エ．「登録日から3年」と判断する。判断根拠：主任者登録の有効期間は3年である。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「登録日から1年」は不適切である。1年ではない。
  - イ：この選択肢の結論「登録日から5年」は不適切である。5年ではない。
  - ウ：この選択肢の結論「終身で更新不要」は不適切である。更新制度がある。
  - エ：結論と根拠がともに適切である。主任者登録の有効期間は3年である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。主任者登録は3年間有効であり、継続するには更新が必要である。試験合格自体と登録の有効性は区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0029

登録制度・主任者 > 貸金業務取扱主任者の設置・登録・職務・研修 | 難易度：応用

貸金業務取扱主任者の設置・登録・職務・研修の判断理由をレビューする。資料には「10年以上前の講習でも常に足りる」と「登録申請日前6か月以内に行われた登録講習を受講する」の2案がある。論点「登録講習の時期要件を理解する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「登録申請日前6か月以内に行われた登録講習を受講する」。根拠は、原則として申請日前6か月以内の登録講習受講が必要である。
- イ．結論は「登録申請後6か月以内でよい」。根拠は、時期要件がある。
- ウ．結論は「10年以上前の講習でも常に足りる」。根拠は、法に基づく登録講習制度がある。
- エ．結論は「登録講習制度は存在しない」。根拠は、原則は申請前である。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。原則として申請日前6か月以内の登録講習受講が必要である。
- イ：この選択肢の結論「登録申請後6か月以内でよい」は不適切である。原則は申請前である。
- ウ：この選択肢の結論「10年以上前の講習でも常に足りる」は不適切である。時期要件がある。
- エ：この選択肢の結論「登録講習制度は存在しない」は不適切である。法に基づく登録講習制度がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。主任者登録申請では原則として申請日前6か月以内の登録講習受講が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0030

登録制度・主任者 > 貸金業務取扱主任者の設置・登録・職務・研修 | 難易度：応用

新人研修で「講習を受ければ申請不要で自動登録される」との理解が示され、比較案として「合格翌日も必ず講習が必要」と「登録講習の受講は免除される」も提示された。論点「試験合格後の講習免除を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「合格翌日も必ず講習が必要」へ改める。理由は、試験合格資格が当然に6か月で失効する制度ではない。
- イ．記載を「登録講習の受講は免除される」へ改める。理由は、合格日から1年以内に主任者登録を受けようとする場合は講習免除がある。
- ウ．記載を「試験合格資格が6か月で失効する」へ改める。理由は、主任者登録申請自体は必要である。
- エ．記載を「講習を受ければ申請不要で自動登録される」へ改める。理由は、1年以内の免除がある。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「合格翌日も必ず講習が必要」は不適切である。1年以内の免除がある。
- イ：結論と根拠がともに適切である。合格日から1年以内に主任者登録を受けようとする場合は講習免除がある。
- ウ：この選択肢の結論「試験合格資格が6か月で失効する」は不適切である。試験合格資格が当然に6か月で失効する制度ではない。
- エ：この選択肢の結論「講習を受ければ申請不要で自動登録される」は不適切である。主任者登録申請自体は必要である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。試験合格と主任者登録は別段階である。合格日から1年以内の登録では講習免除があるが、登録申請は必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0031

業務運営規制 > 禁止行為・勧誘規制 | 難易度：基礎

禁止行為・勧誘規制の検討で、担当者Aは「暴力団員等を業務に従事させ、または業務の補助者として使用してはならない」、担当者Bは「登録後なら取立て業務にだけ使用できる」と説明した。論点「反社会的勢力の使用禁止を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「登録後なら取立て業務にだけ使用できる」。根拠は、顧客同意で禁止は解除されない。

イ．結論は「顧客が同意すれば補助者にできる」。根拠は、業務全般の使用禁止である。

ウ．結論は「暴力団員等を業務に従事させ、または業務の補助者として使用してはならない」。根拠は、貸金業法は暴力団員等の業務使用を禁止している。

エ．結論は「広告業務にだけ適用される」。根拠は、登録後の業務でも禁止される。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「登録後なら取立て業務にだけ使用できる」は不適切である。登録後の業務でも禁止される。

イ：この選択肢の結論「顧客が同意すれば補助者にできる」は不適切である。顧客同意で禁止は解除されない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。貸金業法は暴力団員等の業務使用を禁止している。

エ：この選択肢の結論「広告業務にだけ適用される」は不適切である。業務全般の使用禁止である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。反社会的勢力排除は登録審査だけでなく、登録後の業務運営にも及ぶ。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0032

業務運営規制 > 禁止行為・勧誘規制 | 難易度：基礎

内部研修資料には「顧客の質問に事実に基づいて答える」との記載があり、別担当者から「重要な事項について事実と異なることを告げる」との指摘があった。禁止行為・勧誘規制の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「契約条件を正確に説明する」へ改める。理由は、事実に基づく説明は適切である。

イ．記載を「顧客の質問に事実に基づいて答える」へ改める。理由は、義務の履行である。

ウ．記載を「法定書面を適切に交付する」へ改める。理由は、適正な説明であり禁止行為ではない。

エ．記載を「重要な事項について事実と異なることを告げる」へ改める。理由は、重要事項の虚偽告知は禁止される。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「契約条件を正確に説明する」は不適切である。適正な説明であり禁止行為ではない。

イ：この選択肢の結論「顧客の質問に事実に基づいて答える」は不適切である。事実に基づく説明は適切である。

ウ：この選択肢の結論「法定書面を適切に交付する」は不適切である。義務の履行である。

エ：結論と根拠がともに適切である。重要事項の虚偽告知は禁止される。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。重要事項について虚偽を告げることは、顧客の適切な契約判断を妨げるため禁止される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0033

業務運営規制 > 禁止行為・勧誘規制 | 難易度：基礎

禁止行為・勧誘規制について、「顧客の判断に重要な事項を故意に隠さず、正確に説明する」と「顧客が急いでいれば事実と反対に説明してよい」という2つの見解が示された。学習目標「重要事項不告知の禁止を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「顧客の判断に重要な事項を故意に隠さず、正確に説明する」と判断する。判断根拠：重要事項を告げない行為は禁止対象となり得る。

イ．「不利な重要事項は契約成立まで必ず伏せる」と判断する。判断根拠：重要な返済条件も適切に説明する必要がある。

ウ．「利率だけ告げれば返済条件は説明不要」と判断する。判断根拠：事情によって虚偽が許容されるものではない。

エ．「顧客が急いでいれば事実と反対に説明してよい」と判断する。判断根拠：重要事項の不告知は許されない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。重要事項を告げない行為は禁止対象となり得る。

イ：この選択肢の結論「不利な重要事項は契約成立まで必ず伏せる」は不適切である。重要事項の不告知は許されない。

ウ：この選択肢の結論「利率だけ告げれば返済条件は説明不要」は不適切である。重要な返済条件も適切に説明する必要がある。

エ：この選択肢の結論「顧客が急いでいれば事実と反対に説明してよい」は不適切である。事情によって虚偽が許容されるものではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。虚偽告知だけでなく、契約締結に関する重要事項の不告知も禁止される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0034

業務運営規制 > 禁止行為・勧誘規制 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「将来収入の断定」を確認したところ、「契約成立目的なら常に許される」との処理と「不確実な事項について断定的判断を提供し、確実であると誤解させるおそれがあり禁止される」との処理が併存していた。禁止行為・勧誘規制として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「契約成立目的なら常に許される」と判断する。判断根拠：口頭でも禁止対象となり得る。

イ．「不確実な事項について断定的判断を提供し、確実であると誤解させるおそれがあり禁止される」と判断する。判断根拠：不確実事項を確実と誤解させる勧誘は禁止対象である。

ウ．「書面に残さなければ必ず許される」と判断する。判断根拠：成人であることだけで適用除外にはならない。

エ．「顧客が成人なら自由に断定できる」と判断する。判断根拠：目的によって禁止行為が許されるわけではない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「契約成立目的なら常に許される」は不適切である。目的によって禁止行為が許されるわけではない。

イ：結論と根拠がともに適切である。不確実事項を確実と誤解させる勧誘は禁止対象である。

ウ：この選択肢の結論「書面に残さなければ必ず許される」は不適切である。口頭でも禁止対象となり得る。

エ：この選択肢の結論「顧客が成人なら自由に断定できる」は不適切である。成人であることだけで適用除外にはならない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業者は不確実な将来事項を確実であるかのように断定して顧客を誤認させてはならない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0035

業務運営規制 > 禁止行為・勧誘規制 | 難易度：標準

禁止行為・勧誘規制の判断理由をレビューする。資料には「保証人が親族なら自由」と「保証予定者を誤認させるおそれのある不適切な行為として禁止対象となる」の2案がある。論点「保証人への誤認説明を判断する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「保証契約なら誤認説明も自由」。根拠は、親族であることだけで許されない。
- イ．結論は「保証人が親族なら自由」。根拠は、一部が正確でも重要事項の誤認説明は許されない。
- ウ．結論は「保証予定者を誤認させるおそれのある不適切な行為として禁止対象となる」。根拠は、保証負担について誤認を生じさせる説明は適切でない。
- エ．結論は「利率を正しく告げれば保証負担について虚偽でもよい」。根拠は、保証契約でも適正な説明が必要である。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「保証契約なら誤認説明も自由」は不適切である。保証契約でも適正な説明が必要である。
  - イ：この選択肢の結論「保証人が親族なら自由」は不適切である。親族であることだけで許されない。
  - ウ：結論と根拠がともに適切である。保証負担について誤認を生じさせる説明は適切でない。
  - エ：この選択肢の結論「利率を正しく告げれば保証負担について虚偽でもよい」は不適切である。一部が正確でも重要事項の誤認説明は許されない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。保証予定者が保証リスクを適切に判断できるよう、誤認を招く断定的説明をしてはならない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0036

業務運営規制 > 禁止行為・勧誘規制 | 難易度：標準

新人研修で「訪問に切り替えれば自由」との理解が示され、比較案として「契約するまで毎日電話を続ける」と「その勧誘を引き続き行わない」も提示された。論点「拒否意思後の再勧誘禁止を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「契約するまで毎日電話を続ける」へ改める。理由は、担当者を替えても拒否意思は変わらない。
- イ．記載を「担当者を替えれば直ちに続けてよい」へ改める。理由は、手段を変えて拒否意思を無視できない。
- ウ．記載を「訪問に切り替えれば自由」へ改める。理由は、明確な拒否後の継続勧誘は不適切である。
- エ．記載を「その勧誘を引き続き行わない」へ改める。理由は、契約しない旨または勧誘継続を希望しない旨が示された後の継続勧誘は規制される。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「契約するまで毎日電話を続ける」は不適切である。明確な拒否後の継続勧誘は不適切である。
  - イ：この選択肢の結論「担当者を替えれば直ちに続けてよい」は不適切である。担当者を替えても拒否意思は変わらない。
  - ウ：この選択肢の結論「訪問に切り替えれば自由」は不適切である。手段を変えて拒否意思を無視できない。
  - エ：結論と根拠がともに適切である。契約しない旨または勧誘継続を希望しない旨が示された後の継続勧誘は規制される。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。顧客が契約しない意思や勧誘継続を望まない意思を示した場合、その勧誘は継続しない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0037

業務運営規制 > 禁止行為・勧誘規制 | 難易度：標準

禁止行為・勧誘規制の検討で、担当者Aは「顧客の知識、経験、財産の状況、契約目的等を踏まえ、不適当な勧誘にならないようにする」、担当者Bは「全員に最大額を勧める」と説明した。論点「顧客属性を踏まえた勧誘を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「顧客の知識、経験、財産の状況、契約目的等を踏まえ、不適当な勧誘にならないようにする」。根拠は、顧客属性等に照らした適切な勧誘が求められる。

イ．結論は「全員に最大額を勧める」。根拠は、過剰貸付防止の趣旨に反する。

ウ．結論は「返済能力が低いほど高額を勧める」。根拠は、契約目的等は勧誘の適切性判断の要素である。

エ．結論は「契約目的は確認してはならない」。根拠は、顧客状況を無視した勧誘は適切でない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。顧客属性等に照らした適切な勧誘が求められる。

イ：この選択肢の結論「全員に最大額を勧める」は不適切である。顧客状況を無視した勧誘は適切でない。

ウ：この選択肢の結論「返済能力が低いほど高額を勧める」は不適切である。過剰貸付防止の趣旨に反する。

エ：この選択肢の結論「契約目的は確認してはならない」は不適切である。契約目的等は勧誘の適切性判断の要素である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。勧誘は画一的でなく、顧客の知識・経験・財産状況・契約目的等を踏まえる必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0038

業務運営規制 > 禁止行為・勧誘規制 | 難易度：標準

内部研修資料には「勧誘は回数が多いほど適法になる」との記載があり、別担当者から「返済能力を超える貸付けの防止に配慮し、広告・勧誘が過度にならないよう努める」との指摘があった。禁止行為・勧誘規制の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「広告量を増やすため返済能力を考慮しない」へ改める。理由は、過度な勧誘を避ける必要がある。

イ．記載を「返済能力を超える貸付けの防止に配慮し、広告・勧誘が過度にならないよう努める」へ改める。理由は、貸金業法は過剰貸付防止と広告・勧誘の過度化抑制を求める。

ウ．記載を「勧誘は回数が多いほど適法になる」へ改める。理由は、登録業者も業務規制の対象である。

エ．記載を「登録業者なら勧誘規制は適用されない」へ改める。理由は、返済能力への配慮が必要である。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「広告量を増やすため返済能力を考慮しない」は不適切である。返済能力への配慮が必要である。

イ：結論と根拠がともに適切である。貸金業法は過剰貸付防止と広告・勧誘の過度化抑制を求める。

ウ：この選択肢の結論「勧誘は回数が多いほど適法になる」は不適切である。過度な勧誘を避ける必要がある。

エ：この選択肢の結論「登録業者なら勧誘規制は適用されない」は不適切である。登録業者も業務規制の対象である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。広告・勧誘の場面でも返済能力超過の防止と過度化の抑制が求められる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0039

業務運営規制 > 禁止行為・勧誘規制 | 難易度：応用

禁止行為・勧誘規制について、「意思表示の内容や勧誘状況を記録し、再勧誘防止に利用できる態勢を整える」と「翌日には拒否意思を自動的に無効とする」という2つの見解が示された。学習目標「勧誘履歴の管理を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「担当者の記憶だけに任せる」と判断する。判断根拠：再勧誘防止の実効性が損なわれる。

イ．「拒否意思は社内共有しない」と判断する。判断根拠：一律に翌日無効とする根拠はない。

ウ．「意思表示の内容や勧誘状況を記録し、再勧誘防止に利用できる態勢を整える」と判断する。判断根拠：勧誘履歴や拒否意思の記録管理は再勧誘防止に重要である。

エ．「翌日には拒否意思を自動的に無効とする」と判断する。判断根拠：記録管理が不十分である。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「担当者の記憶だけに任せる」は不適切である。記録管理が不十分である。

イ：この選択肢の結論「拒否意思は社内共有しない」は不適切である。再勧誘防止の実効性が損なわれる。

ウ：結論と根拠がともに適切である。勧誘履歴や拒否意思の記録管理は再勧誘防止に重要である。

エ：この選択肢の結論「翌日には拒否意思を自動的に無効とする」は不適切である。一律に翌日無効とする根拠はない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。法の再勧誘禁止を実効化するため、拒否意思と勧誘状況を適切に記録・管理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0040

業務運営規制 > 禁止行為・勧誘規制 | 難易度：応用

貸金業務の内部監査で「再勧誘管理」を確認したところ、「5分後から無制限に再勧誘する」との処理と「直ちに再勧誘せず、顧客の拒否意思を実効的に尊重できるよう記録・管理する」との処理が併存していた。禁止行為・勧誘規制として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「5分後から無制限に再勧誘する」と判断する。判断根拠：意思表示の方法だけを理由に無視するのは適切でない。

イ．「書面でない拒否は一切考慮しない」と判断する。判断根拠：法の趣旨と逆である。

ウ．「拒否した顧客ほど優先的に勧誘する」と判断する。判断根拠：拒否意思を実質的に無視する運用となる。

エ．「直ちに再勧誘せず、顧客の拒否意思を実効的に尊重できるよう記録・管理する」と判断する。判断根拠：拒否意思の尊重と再勧誘防止の態勢整備が重要である。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「5分後から無制限に再勧誘する」は不適切である。拒否意思を実質的に無視する運用となる。

イ：この選択肢の結論「書面でない拒否は一切考慮しない」は不適切である。意思表示の方法だけを理由に無視するのは適切でない。

ウ：この選択肢の結論「拒否した顧客ほど優先的に勧誘する」は不適切である。法の趣旨と逆である。

エ：結論と根拠がともに適切である。拒否意思の尊重と再勧誘防止の態勢整備が重要である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。具体的期間を断定せずとも、顧客の拒否意思を尊重する管理が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0041

業務運営規制 > 広告規制・広告細則 | 難易度：基礎

広告規制・広告細則の判断理由をレビューする。資料には「全従業員の氏名と住所」と「貸金業者の商号・名称または氏名と登録番号」の2案がある。論点「広告の基本表示事項を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「貸金業者の商号・名称または氏名と登録番号」。根拠は、貸付条件広告では業者名等と登録番号を表示する。

イ．結論は「代表者の趣味と出身校」。根拠は、全従業員の個人情報を表示する制度ではない。

ウ．結論は「全従業員の氏名と住所」。根拠は、貸付条件広告の法定事項ではない。

エ．結論は「競合他社の売上高」。根拠は、法定表示事項ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。貸付条件広告では業者名等と登録番号を表示する。

イ：この選択肢の結論「代表者の趣味と出身校」は不適切である。法定表示事項ではない。

ウ：この選択肢の結論「全従業員の氏名と住所」は不適切である。全従業員の個人情報を表示する制度ではない。

エ：この選択肢の結論「競合他社の売上高」は不適切である。貸付条件広告の法定事項ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸付条件広告では、業者を特定できる名称等と登録番号の表示が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0042

業務運営規制 > 広告規制・広告細則 | 難易度：基礎

新人研修で「従業員の平均勤続年数」との理解が示され、比較案として「会社の株価」と「貸付けの利率」も提示された。論点「利率表示を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「会社の株価」へ改める。理由は、法定表示事項ではない。

イ．記載を「貸付けの利率」へ改める。理由は、利率は法定の表示事項である。

ウ．記載を「顧客の平均年齢」へ改める。理由は、法定表示事項ではない。

エ．記載を「従業員の平均勤続年数」へ改める。理由は、法定表示事項ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「会社の株価」は不適切である。法定表示事項ではない。

イ：結論と根拠がともに適切である。利率は法定の表示事項である。

ウ：この選択肢の結論「顧客の平均年齢」は不適切である。法定表示事項ではない。

エ：この選択肢の結論「従業員の平均勤続年数」は不適切である。法定表示事項ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。利率は借入コストを判断する核心情報であり、貸付条件広告の表示事項に含まれる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0043

業務運営規制 > 広告規制・広告細則 | 難易度：基礎

広告規制・広告細則の検討で、担当者Aは「返済の方式、返済期間および返済回数などの所定事項」、担当者Bは「広告担当者の個人的返済経験」と説明した。論点「返済条件表示を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「広告担当者の個人的返済経験」。根拠は、広告表示事項ではない。

イ．結論は「社内会議の日程」。根拠は、貸付条件の法定表示事項ではない。

ウ．結論は「返済の方式、返済期間および返済回数などの所定事項」。根拠は、施行規則は返済方法・期間・回数等を表示事項としている。

エ．結論は「本社ビルの建築年」。根拠は、法定事項ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「広告担当者の個人的返済経験」は不適切である。法定事項ではない。

イ：この選択肢の結論「社内会議の日程」は不適切である。広告表示事項ではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。施行規則は返済方法・期間・回数等を表示事項としている。

エ：この選択肢の結論「本社ビルの建築年」は不適切である。貸付条件の法定表示事項ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。広告は利率だけでなく、返済方式・期間・回数等を含め返済条件を明瞭に示す必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0044

業務運営規制 > 広告規制・広告細則 | 難易度：標準

内部研修資料には「第三者の番号を無断表示する」との記載があり、別担当者から「登録申請事項として届け出た所定の連絡先を使用する」との指摘があった。広告規制・広告細則の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「未登録の匿名携帯番号だけを使用する」へ改める。理由は、不適切な表示となる。

イ．記載を「第三者の番号を無断表示する」へ改める。理由は、そのような義務はない。

ウ．記載を「必ず海外番号を表示する」へ改める。理由は、登録制度との整合を欠く。

エ．記載を「登録申請事項として届け出た所定の連絡先を使用する」へ改める。理由は、広告・勧誘に用いる連絡先は登録事項と整合している必要がある。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「未登録の匿名携帯番号だけを使用する」は不適切である。登録制度との整合を欠く。

イ：この選択肢の結論「第三者の番号を無断表示する」は不適切である。不適切な表示となる。

ウ：この選択肢の結論「必ず海外番号を表示する」は不適切である。そのような義務はない。

エ：結論と根拠がともに適切である。広告・勧誘に用いる連絡先は登録事項と整合している必要がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。広告・勧誘に用いる連絡先は登録制度と一体で管理される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0045

業務運営規制 > 広告規制・広告細則 | 難易度：標準

広告規制・広告細則について、「実際の貸付条件と異なり、実際より著しく有利であると誤認させる広告」と「問い合わせ窓口を正確に示す広告」という2つの見解が示された。学習目標「誇大広告を判断する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「実際の貸付条件と異なり、実際より著しく有利であると誤認させる広告」と判断する。判断根拠：著しく事実と相違する表示や著しく有利と誤認させる表示は禁止される。

イ．「登録番号と利率を正確に表示する広告」と判断する。判断根拠：返済条件の明示は適切である。

ウ．「返済方式を明瞭に表示する広告」と判断する。判断根拠：正確な窓口表示は適切である。

エ．「問い合わせ窓口を正確に示す広告」と判断する。判断根拠：適正な表示である。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。著しく事実と相違する表示や著しく有利と誤認させる表示は禁止される。

イ：この選択肢の結論「登録番号と利率を正確に表示する広告」は不適切である。適正な表示である。

ウ：この選択肢の結論「返済方式を明瞭に表示する広告」は不適切である。返済条件の明示は適切である。

エ：この選択肢の結論「問い合わせ窓口を正確に示す広告」は不適切である。正確な窓口表示は適切である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。虚偽だけでなく、実際より著しく有利だと誤認させる表示も禁止される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0046

業務運営規制 > 広告規制・広告細則 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「安易借入れ表現」を確認したところ、「貸付利率を明瞭に表示する」との処理と「「審査不要。誰でも必ず借りられます」と借入れの容易さを過度に強調する」との処理が併存していた。広告規制・広告細則として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「貸付利率を明瞭に表示する」と判断する。判断根拠：返済負担の判断に資する。

イ．「「審査不要。誰でも必ず借りられます」と借入れの容易さを過度に強調する」と判断する。判断根拠：安易な借入れを過度に促す誤解を招く表現は不適切である。

ウ．「返済期間・回数を分かりやすく示す」と判断する。判断根拠：法定の基本表示である。

エ．「登録番号を表示する」と判断する。判断根拠：法定表示に沿う。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「貸付利率を明瞭に表示する」は不適切である。法定表示に沿う。

イ：結論と根拠がともに適切である。安易な借入れを過度に促す誤解を招く表現は不適切である。

ウ：この選択肢の結論「返済期間・回数を分かりやすく示す」は不適切である。返済負担の判断に資する。

エ：この選択肢の結論「登録番号を表示する」は不適切である。法定の基本表示である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。借入れが極めて容易であるとの誤認を与え、需要を過度に刺激する広告は避けなければならない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0047

業務運営規制 > 広告規制・広告細則 | 難易度：標準

広告規制・広告細則の判断理由をレビューする。資料には「実際の利率を正確に示す広告」と「返済能力がない者でも必ず利用できるかのように積極的に借入を誘引する広告」の2案がある。論点「返済能力を無視した広告を判断する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「借入前に返済計画の確認を促す広告」。根拠は、適切な条件表示である。

イ．結論は「実際の利率を正確に示す広告」。根拠は、返済負担の理解に資する。

ウ．結論は「返済能力がない者でも必ず利用できるかのように積極的に借入を誘引する広告」。根拠は、返済能力を無視した借入れ誘引は過剰貸付防止の趣旨に反する。

エ．結論は「返済回数を明示する広告」。根拠は、過剰借入防止に資する。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「借入前に返済計画の確認を促す広告」は不適切である。過剰借入防止に資する。  
イ：この選択肢の結論「実際の利率を正確に示す広告」は不適切である。適切な条件表示である。  
ウ：結論と根拠がともに適切である。返済能力を無視した借入れ誘引は過剰貸付防止の趣旨に反する。  
エ：この選択肢の結論「返済回数を明示する広告」は不適切である。返済負担の理解に資する。  
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。広告は返済能力を超える貸付けの防止に配慮し、借入需要を過度に刺激しないようにする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0048

業務運営規制 > 広告規制・広告細則 | 難易度：標準

新人研修で「指定紛争解決機関名は虚偽でもよい」との理解が示され、比較案として「登録番号を意図的に隠すことを推奨する」と「法定表示事項に加え、協会番号、協会マーク、過剰借入れへの注意喚起文言、指定紛争解決機関名等を表示するよう努める」も提示された。論点「広告細則の追加表示事項を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「登録番号を意図的に隠すことを推奨する」へ改める。理由は、細則の方向性と逆である。

イ．記載を「過剰借入れの注意喚起は表示してはならない」へ改める。理由は、虚偽表示は許されない。

ウ．記載を「指定紛争解決機関名は虚偽でもよい」へ改める。理由は、法定表示に反する。

エ．記載を「法定表示事項に加え、協会番号、協会マーク、過剰借入れへの注意喚起文言、指定紛争解決機関名等を表示するよう努める」へ改める。理由は、広告細則の顧客保護上の追加表示である。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「登録番号を意図的に隠すことを推奨する」は不適切である。法定表示に反する。  
イ：この選択肢の結論「過剰借入れの注意喚起は表示してはならない」は不適切である。細則の方向性と逆である。  
ウ：この選択肢の結論「指定紛争解決機関名は虚偽でもよい」は不適切である。虚偽表示は許されない。  
エ：結論と根拠がともに適切である。広告細則の顧客保護上の追加表示である。  
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。広告細則は法定事項に加え、協会員情報や注意喚起、ADR情報等の表示を求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0049

業務運営規制 > 広告規制・広告細則 | 難易度：応用

広告規制・広告細則の検討で、担当者Aは「原則として9級（6ポイント）以上で表示する」、担当者Bは「1ポイントでよい」と説明した。論点「広告細則の文字サイズ基準を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「原則として9級（6ポイント）以上で表示する」。根拠は、広告細則は所定事項の視認性確保のため9級（6ポイント）以上を求める。
- イ．結論は「1ポイントでよい」。根拠は、明瞭な表示に反する。
- ウ．結論は「背景と同色で見えなくする」。根拠は、適切な表示ではない。
- エ．結論は「重要事項は画像外に隠す」。根拠は、細則の最低基準を満たさない。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。広告細則は所定事項の視認性確保のため9級（6ポイント）以上を求める。
  - イ：この選択肢の結論「1ポイントでよい」は不適切である。細則の最低基準を満たさない。
  - ウ：この選択肢の結論「背景と同色で見えなくする」は不適切である。明瞭な表示に反する。
  - エ：この選択肢の結論「重要事項は画像外に隠す」は不適切である。適切な表示ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。広告細則は表示の有無だけでなく視認性も重視し、原則9級（6ポイント）以上という基準を置く。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0050

業務運営規制 > 広告規制・広告細則 | 難易度：応用

内部研修資料には「登録業者が不明にするため」との記載があり、別担当者から「借入条件を確認し、借り過ぎを避け、計画的な借入れを促すため」との指摘があった。広告規制・広告細則の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「借入額を最大化するため」へ改める。理由は、透明性を下げる趣旨ではない。
- イ．記載を「借入条件を確認し、借り過ぎを避け、計画的な借入れを促すため」へ改める。理由は、啓発文言は過剰借入れ防止と計画的利用を促す。
- ウ．記載を「登録業者が不明にするため」へ改める。理由は、むしろ条件確認を促す。
- エ．記載を「返済条件を確認させないため」へ改める。理由は、趣旨は過度な借入促進ではない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「借入額を最大化するため」は不適切である。趣旨は過度な借入促進ではない。
  - イ：結論と根拠がともに適切である。啓発文言は過剰借入れ防止と計画的利用を促す。
  - ウ：この選択肢の結論「登録業者が不明にするため」は不適切である。透明性を下げる趣旨ではない。
  - エ：この選択肢の結論「返済条件を確認させないため」は不適切である。むしろ条件確認を促す。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。啓発文言は安易な借入れを促すものではなく、条件確認・借り過ぎ防止・計画的利用を促す顧客保護策である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0051

業務運営規制 > 取立て行為の規制 | 難易度：基礎

取立て行為の規制について、「午後9時から午前8時まで」と「土日の午前10時から正午だけ」という2つの見解が示された。学習目標「取立ての時間帯規制を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「正午から午後1時まで」と判断する。判断根拠：規制時間帯とは逆である。
- イ．「午前8時から午後9時まで」と判断する。判断根拠：曜日限定の規定ではない。
- ウ．「午後9時から午前8時まで」と判断する。判断根拠：施行規則が定める時間帯である。
- エ．「土日の午前10時から正午だけ」と判断する。判断根拠：法令が定める時間帯ではない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「正午から午後1時まで」は不適切である。法令が定める時間帯ではない。
  - イ：この選択肢の結論「午前8時から午後9時まで」は不適切である。規制時間帯とは逆である。
  - ウ：結論と根拠がともに適切である。施行規則が定める時間帯である。
  - エ：この選択肢の結論「土日の午前10時から正午だけ」は不適切である。曜日限定の規定ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。正当な理由がない夜間取立ては生活の平穩を害するため、午後9時から午前8時まで規制される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0052

業務運営規制 > 取立て行為の規制 | 難易度：基礎

貸金業務の内部監査で「連絡時期」を確認したところ、「午前8時から午後9時なら常に適法」との処理と「取立て行為規制に抵触し得る」との処理が併存していた。取立て行為の規制として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「午前8時から午後9時なら常に適法」と判断する。判断根拠：登録業者も対象である。
- イ．「登録業者なら取立て規制はない」と判断する。判断根拠：法は生活・業務の平穩を保護する。
- ウ．「借りた以上私生活の平穩は保護されない」と判断する。判断根拠：時間帯以外の規制もある。
- エ．「取立て行為規制に抵触し得る」と判断する。判断根拠：相当な弁済・連絡時期の申出を正当な理由なく無視する行為は規制対象となり得る。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「午前8時から午後9時なら常に適法」は不適切である。時間帯以外の規制もある。
  - イ：この選択肢の結論「登録業者なら取立て規制はない」は不適切である。登録業者も対象である。
  - ウ：この選択肢の結論「借りた以上私生活の平穩は保護されない」は不適切である。法は生活・業務の平穩を保護する。
  - エ：結論と根拠がともに適切である。相当な弁済・連絡時期の申出を正当な理由なく無視する行為は規制対象となり得る。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。取立て規制は夜間だけでなく、相当な連絡時期の申出を無視する行為にも及ぶ。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0053

業務運営規制 > 取立て行為の規制 | 難易度：基礎

取立て行為の規制の判断理由をレビューする。資料には「勤務先への連絡は取立てに含まれない」と「正当な理由がないのに勤務先など居宅以外の場所へ連絡・訪問することは規制される」の2案がある。論点「勤務先への連絡規制を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「正当な理由がないのに勤務先など居宅以外の場所へ連絡・訪問することは規制される」。根拠は、勤務先等への不必要な取立ては業務の平穩を害するため規制される。

イ．結論は「勤務先なら何度でも自由に連絡できる」。根拠は、規制対象となり得る。

ウ．結論は「勤務先への連絡は取立てに含まれない」。根拠は、第三者への開示はむしろ問題となる。

エ．結論は「同僚に借入事実を公表する義務がある」。根拠は、正当な理由の有無が問題となる。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。勤務先等への不必要な取立ては業務の平穩を害するため規制される。

イ：この選択肢の結論「勤務先なら何度でも自由に連絡できる」は不適切である。正当な理由の有無が問題となる。

ウ：この選択肢の結論「勤務先への連絡は取立てに含まれない」は不適切である。規制対象となり得る。

エ：この選択肢の結論「同僚に借入事実を公表する義務がある」は不適切である。第三者への開示はむしろ問題となる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。正当な理由のない勤務先等への取立て連絡・訪問は規制される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0054

業務運営規制 > 取立て行為の規制 | 難易度：標準

新人研修で「同僚を呼び人数を増やして居続ける」との理解が示され、比較案として「支払うまで玄関前に座り込む」と「退去要求に従い、その場所から退去する」も提示された。論点「退去要求に従う義務を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「支払うまで玄関前に座り込む」へ改める。理由は、第三者への借入事実開示も問題である。

イ．記載を「退去要求に従い、その場所から退去する」へ改める。理由は、訪問先で退去を求められたのに退去しない行為は禁止される。

ウ．記載を「大声で借入れを近隣に知らせる」へ改める。理由は、退去要求を無視する行為である。

エ．記載を「同僚を呼び人数を増やして居続ける」へ改める。理由は、退去要求を無視している。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「支払うまで玄関前に座り込む」は不適切である。退去要求を無視している。

イ：結論と根拠がともに適切である。訪問先で退去を求められたのに退去しない行為は禁止される。

ウ：この選択肢の結論「大声で借入れを近隣に知らせる」は不適切である。第三者への借入事実開示も問題である。

エ：この選択肢の結論「同僚を呼び人数を増やして居続ける」は不適切である。退去要求を無視する行為である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。訪問取立てで退去を求められた場合に居続けることは私生活の平穩を害し、禁止される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0055

業務運営規制 > 取立て行為の規制 | 難易度：標準

取立て行為の規制の検討で、担当者Aは「借入れに関する事実を第三者に明らかにする行為として禁止される」、担当者Bは「事実なら必ず許される」と説明した。論点「借入事実の第三者開示禁止を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「事実なら必ず許される」。根拠は、夜間規制とは別の禁止類型である。

イ．結論は「夜間でなければ必ず許される」。根拠は、登録番号表示で禁止行為は適法化されない。

ウ．結論は「借入れに関する事実を第三者に明らかにする行為として禁止される」。根拠は、張り紙等で借入事実を第三者に明らかにすることは禁止される。

エ．結論は「登録番号を併記すれば許される」。根拠は、事実でも第三者への開示は禁止される。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「事実なら必ず許される」は不適切である。事実でも第三者への開示は禁止される。

イ：この選択肢の結論「夜間でなければ必ず許される」は不適切である。夜間規制とは別の禁止類型である。

ウ：結論と根拠がともに適切である。張り紙等で借入事実を第三者に明らかにすることは禁止される。

エ：この選択肢の結論「登録番号を併記すれば許される」は不適切である。登録番号表示で禁止行為は適法化されない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。取立てのために借入事実を周囲へさし社会的圧力をかけることは禁止される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0056

業務運営規制 > 取立て行為の規制 | 難易度：標準

内部研修資料には「借入先が登録業者なら必ず許される」との記載があり、別担当者から「他人からの借入れ等で弁済資金を調達するよう要求する禁止行為に該当する」との指摘があった。取立て行為の規制の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「返済目的なら必ず適法」へ改める。理由は、借入先によって禁止は解除されない。

イ．記載を「借入先が登録業者なら必ず許される」へ改める。理由は、口頭の要求でも対象となり得る。

ウ．記載を「口頭なら規制対象外」へ改める。理由は、返済要求にも方法の規制がある。

エ．記載を「他人からの借入れ等で弁済資金を調達するよう要求する禁止行為に該当する」へ改める。理由は、多重債務を深刻化させるため禁止される。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「返済目的なら必ず適法」は不適切である。返済要求にも方法の規制がある。

イ：この選択肢の結論「借入先が登録業者なら必ず許される」は不適切である。借入先によって禁止は解除されない。

ウ：この選択肢の結論「口頭なら規制対象外」は不適切である。口頭の要求でも対象となり得る。

エ：結論と根拠がともに適切である。多重債務を深刻化させるため禁止される。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。別の借入れ等によって返済資金を作るよう要求する取立ては禁止される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0057

業務運営規制 > 取立て行為の規制 | 難易度：標準

取立て行為の規制について、「債務者等以外の者に代わって弁済するよう要求する禁止行為に該当する」と「本人が延滞していれば必ず許される」という2つの見解が示された。学習目標「法的義務のない第三者への請求禁止を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「債務者等以外の者に代わって弁済するよう要求する禁止行為に該当する」と判断する。判断根拠：法的義務のない第三者への弁済要求は禁止される。

イ．「親族なら当然に支払義務がある」と判断する。判断根拠：登録業者も取立て規制に従う。

ウ．「登録業者なら第三者へ無制限に請求できる」と判断する。判断根拠：延滞があっても第三者への不当要求は許されない。

エ．「本人が延滞していれば必ず許される」と判断する。判断根拠：親族関係だけで保証債務を負わない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。法的義務のない第三者への弁済要求は禁止される。

イ：この選択肢の結論「親族なら当然に支払義務がある」は不適切である。親族関係だけで保証債務を負わない。

ウ：この選択肢の結論「登録業者なら第三者へ無制限に請求できる」は不適切である。登録業者も取立て規制に従う。

エ：この選択肢の結論「本人が延滞していれば必ず許される」は不適切である。延滞があっても第三者への不当要求は許されない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。家族・知人であっても保証人等でない者に代位弁済を要求してはならない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0058

業務運営規制 > 取立て行為の規制 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「連絡先提供拒否」を確認したところ、「第三者は必ず協力義務を負う」との処理と「拒否後も取立てへの協力を要求する行為として禁止される」との処理が併存していた。取立て行為の規制として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「第三者は必ず協力義務を負う」と判断する。判断根拠：回数上限で適法化する規定ではない。

イ．「拒否後も取立てへの協力を要求する行為として禁止される」と判断する。判断根拠：第三者が協力を拒否した後の再要求は規制される。

ウ．「1日100回までなら適法」と判断する。判断根拠：知人であることを理由に無視できない。

エ．「知人なら拒否意思は無効」と判断する。判断根拠：一般の第三者にそのような無制限義務はない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「第三者は必ず協力義務を負う」は不適切である。一般の第三者にそのような無制限義務はない。

イ：結論と根拠がともに適切である。第三者が協力を拒否した後の再要求は規制される。

ウ：この選択肢の結論「1日100回までなら適法」は不適切である。回数上限で適法化する規定ではない。

エ：この選択肢の結論「知人なら拒否意思は無効」は不適切である。知人であることを理由に無視できない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。取立ての圧力を債務者以外に拡散しないため、第三者の協力拒否後の再要求は禁止される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0059

業務運営規制 > 取立て行為の規制 | 難易度：応用

取立て行為の規制の判断理由をレビューする。資料には「訪問なら何でも自由」と「貸金業法上の禁止される取立て行為に該当し得る」の2案がある。論点「弁護士等介入後の直接取立て制限を理解する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「弁護士が介入すると貸金業法は適用されない」。根拠は、方法を変えても一定の直接要求は規制される。
- イ．結論は「訪問なら何でも自由」。根拠は、法の趣旨と逆である。
- ウ．結論は「貸金業法上の禁止される取立て行為に該当し得る」。根拠は、弁護士等から書面通知を受けた後の一定の直接取立ては規制される。
- エ．結論は「通知後ほど本人への要求を増やす義務がある」。根拠は、むしろ直接取立て制限が問題となる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「弁護士が介入すると貸金業法は適用されない」は不適切である。むしろ直接取立て制限が問題となる。
- イ：この選択肢の結論「訪問なら何でも自由」は不適切である。方法を変えても一定の直接要求は規制される。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。弁護士等から書面通知を受けた後の一定の直接取立ては規制される。
- エ：この選択肢の結論「通知後ほど本人への要求を増やす義務がある」は不適切である。法の趣旨と逆である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。弁護士等による債務整理開始の書面通知がある場合、債務者本人への直接取立てには強い制限がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0060

業務運営規制 > 取立て行為の規制 | 難易度：応用

新人研修で「共有メールの件名に借入内容を表示する」との理解が示され、比較案として「封筒表面に「借金督促状」と大きく表示する」と「封書にするなど、債務者以外の者に借入れの事実が明らかにならない方法で送付する」も提示された。論点「催告書面の送付方法を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「封筒表面に「借金督促状」と大きく表示する」へ改める。理由は、第三者への開示につながる。
- イ．記載を「家族全員へ同じ督促内容を一斉送信する」へ改める。理由は、第三者に借入事実が知られるおそれが高い。
- ウ．記載を「共有メールの件名に借入内容を表示する」へ改める。理由は、第三者に借入事実が分かる。
- エ．記載を「封書にするなど、債務者以外の者に借入れの事実が明らかにならない方法で送付する」へ改める。理由は、催告書面等は第三者に借入事実が明らかにならない方法で送る。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「封筒表面に「借金督促状」と大きく表示する」は不適切である。第三者に借入事実が分かる。
- イ：この選択肢の結論「家族全員へ同じ督促内容を一斉送信する」は不適切である。第三者への開示につながる。
- ウ：この選択肢の結論「共有メールの件名に借入内容を表示する」は不適切である。第三者に借入事実が知られるおそれが高い。
- エ：結論と根拠がともに適切である。催告書面等は第三者に借入事実が明らかにならない方法で送る。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。取立て規制は送付方法にも及び、封書等により借入事実が第三者へ漏れないよう配慮する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0061

契約・書面・帳簿 > 契約締結前の書面・説明 | 難易度：基礎

契約締結前の書面・説明の検討で、担当者Aは「契約を締結するまでに交付する」、担当者Bは「契約締結から1年後」と説明した。論点「契約締結前書面の時期を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「契約を締結するまでに交付する」。根拠は、顧客が契約判断をする前に交付する書面である。
- イ．結論は「契約締結から1年後」。根拠は、契約締結前に必要である。
- ウ．結論は「初回返済日まで」。根拠は、締結前書面の趣旨と逆である。
- エ．結論は「完済後だけ」。根拠は、契約判断前の説明という目的に反する。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。顧客が契約判断をする前に交付する書面である。
- イ：この選択肢の結論「契約締結から1年後」は不適切である。契約判断前の説明という目的に反する。
- ウ：この選択肢の結論「初回返済日まで」は不適切である。契約締結前に必要である。
- エ：この選択肢の結論「完済後だけ」は不適切である。締結前書面の趣旨と逆である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。契約締結前書面は、相手方が契約内容を理解して判断できるよう契約成立前に交付する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0062

契約・書面・帳簿 > 契約締結前の書面・説明 | 難易度：基礎

内部研修資料には「競合会社の役員名」との記載があり、別担当者から「貸金業者の商号、名称または氏名および住所」との指摘があった。契約締結前の書面・説明の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「担当者の趣味」へ改める。理由は、当該契約の法定説明事項ではない。
- イ．記載を「貸金業者の商号、名称または氏名および住所」へ改める。理由は、契約主体を特定するための法定事項である。
- ウ．記載を「競合会社の役員名」へ改める。理由は、貸付条件の法定事項ではない。
- エ．記載を「債務者のSNS利用時間」へ改める。理由は、契約条件の法定事項ではない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「担当者の趣味」は不適切である。契約条件の法定事項ではない。
- イ：結論と根拠がともに適切である。契約主体を特定するための法定事項である。
- ウ：この選択肢の結論「競合会社の役員名」は不適切である。当該契約の法定説明事項ではない。
- エ：この選択肢の結論「債務者のSNS利用時間」は不適切である。貸付条件の法定事項ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。契約締結前書面では貸金業者を特定できる商号等と住所を明らかにする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0063

契約・書面・帳簿 > 契約締結前の書面・説明 | 難易度：基礎

契約締結前の書面・説明について、「貸付けの金額」と「顧客の携帯電話機種」という2つの見解が示された。学習目標「貸付金額の事前明示を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「会社の年間広告費」と判断する。判断根拠：基本的な契約条件ではない。
- イ．「貸金業者の従業員数」と判断する。判断根拠：貸付条件の法定事項ではない。
- ウ．「貸付けの金額」と判断する。判断根拠：借入元本は契約判断の中心事項である。
- エ．「顧客の携帯電話機種」と判断する。判断根拠：契約の法定説明事項ではない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「会社の年間広告費」は不適切である。契約の法定説明事項ではない。
  - イ：この選択肢の結論「貸金業者の従業員数」は不適切である。基本的な契約条件ではない。
  - ウ：結論と根拠がともに適切である。借入元本は契約判断の中心事項である。
  - エ：この選択肢の結論「顧客の携帯電話機種」は不適切である。貸付条件の法定事項ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。顧客が借入元本を把握して判断できるよう、貸付金額は契約締結前に明示する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0064

契約・書面・帳簿 > 契約締結前の書面・説明 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「貸付利率」を確認したところ、「利率は契約後に初めて知らせる」との処理と「貸付けの利率を明らかにした書面を契約締結前に交付する」との処理が併存していた。契約締結前の書面・説明として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「利率は契約後に初めて知らせる」と判断する。判断根拠：広告と契約締結前書面は別の義務である。
- イ．「広告に利率があれば個別書面から常に省略できる」と判断する。判断根拠：虚偽説明は適切でない。
- ウ．「実際より低い利率を説明し後で訂正する」と判断する。判断根拠：契約前に明らかにする必要がある。
- エ．「貸付けの利率を明らかにした書面を契約締結前に交付する」と判断する。判断根拠：貸付利率は締結前書面の重要事項である。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「利率は契約後に初めて知らせる」は不適切である。契約前に明らかにする必要がある。
  - イ：この選択肢の結論「広告に利率があれば個別書面から常に省略できる」は不適切である。広告と契約締結前書面は別の義務である。
  - ウ：この選択肢の結論「実際より低い利率を説明し後で訂正する」は不適切である。虚偽説明は適切でない。
  - エ：結論と根拠がともに適切である。貸付利率は締結前書面の重要事項である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸付利率は返済総額に直結するため、契約締結前に明らかにする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0065

契約・書面・帳簿 > 契約締結前の書面・説明 | 難易度：標準

契約締結前の書面・説明の判断理由をレビューする。資料には「返済期間だけで方式は説明しない」と「返済の方式、返済期間および返済回数」の2案がある。論点「返済条件の事前明示を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「返済の方式、返済期間および返済回数」。根拠は、いずれも契約前に明示すべき重要な返済条件である。

イ．結論は「返済方式だけで期間・回数は秘匿する」。根拠は、返済方式も必要である。

ウ．結論は「返済期間だけで方式は説明しない」。根拠は、正確な条件を説明する必要がある。

エ．結論は「返済回数を実際より少なく見せる」。根拠は、期間・回数も明示が必要である。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。いずれも契約前に明示すべき重要な返済条件である。

イ：この選択肢の結論「返済方式だけで期間・回数は秘匿する」は不適切である。期間・回数も明示が必要である。

ウ：この選択肢の結論「返済期間だけで方式は説明しない」は不適切である。返済方式も必要である。

エ：この選択肢の結論「返済回数を実際より少なく見せる」は不適切である。正確な条件を説明する必要がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。返済方式・期間・回数は返済負担を判断する中心情報であり、契約前に明示する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0066

契約・書面・帳簿 > 契約締結前の書面・説明 | 難易度：標準

新人研修で「延滞後に初めて条件を決めればよい」との理解が示され、比較案として「不利な条件なので記載してはならない」と「その定めの内容を明らかにする」も提示された。論点「賠償額の予定を事前に説明する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「不利な条件なので記載してはならない」へ改める。理由は、書面で所定の内容を明らかにする。

イ．記載を「その定めの内容を明らかにする」へ改める。理由は、追加負担となり得るため契約前に明示する。

ウ．記載を「「違約金あり」と口頭で言えば内容は不要」へ改める。理由は、契約上の予定は締結前に明示する。

エ．記載を「延滞後に初めて条件を決めればよい」へ改める。理由は、むしろ内容を明らかにする必要がある。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「不利な条件なので記載してはならない」は不適切である。むしろ内容を明らかにする必要がある。

イ：結論と根拠がともに適切である。追加負担となり得るため契約前に明示する。

ウ：この選択肢の結論「「違約金あり」と口頭で言えば内容は不要」は不適切である。書面で所定の内容を明らかにする。

エ：この選択肢の結論「延滞後に初めて条件を決めればよい」は不適切である。契約上の予定は締結前に明示する。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。賠償額の予定や違約金の定めがある場合、その内容を契約締結前に明示する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0067

契約・書面・帳簿 > 契約締結前の書面・説明 | 難易度：標準

契約締結前の書面・説明の検討で、担当者Aは「極度方式基本契約についても法令所定の事項を明らかにした書面を契約までに交付する」、担当者Bは「極度方式なら事前説明は一切不要」と説明した。論点「極度方式基本契約の事前書面を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「極度方式なら事前説明は一切不要」。根拠は、契約判断前の説明書面である。

イ．結論は「完済後にだけ交付する」。根拠は、書面交付義務がある。

ウ．結論は「極度方式基本契約についても法令所定の事項を明らかにした書面を契約までに交付する」。根拠は、極度方式基本契約にも契約締結前書面義務がある。

エ．結論は「広告だけで成立し書面は不要」。根拠は、法定の事前書面義務がある。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「極度方式なら事前説明は一切不要」は不適切である。法定の事前書面義務がある。

イ：この選択肢の結論「完済後にだけ交付する」は不適切である。契約判断前の説明書面である。

ウ：結論と根拠がともに適切である。極度方式基本契約にも契約締結前書面義務がある。

エ：この選択肢の結論「広告だけで成立し書面は不要」は不適切である。書面交付義務がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。通常貸付と記載事項が異なる部分はあるが、極度方式基本契約にも締結前の書面・説明制度がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0068

契約・書面・帳簿 > 契約締結前の書面・説明 | 難易度：標準

内部研修資料には「主債務者に説明すれば保証予定者への説明は常に不要」との記載があり、別担当者から「保証契約を締結するまでに法令所定事項を明らかにした書面を交付して説明する」との指摘があった。契約締結前の書面・説明の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「保証人には内容を知らせず署名だけ求める」へ改める。理由は、保証予定者本人への書面が必要である。

イ．記載を「主債務者に説明すれば保証予定者への説明は常に不要」へ改める。理由は、契約前に必要情報を示す。

ウ．記載を「保証成立から1年後に保証範囲を知らせる」へ改める。理由は、保証負担を判断するための説明が必要である。

エ．記載を「保証契約を締結するまでに法令所定事項を明らかにした書面を交付して説明する」へ改める。理由は、保証予定者にも契約前の書面・説明が必要である。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「保証人には内容を知らせず署名だけ求める」は不適切である。保証負担を判断するための説明が必要である。

イ：この選択肢の結論「主債務者に説明すれば保証予定者への説明は常に不要」は不適切である。保証予定者本人への書面が必要である。

ウ：この選択肢の結論「保証成立から1年後に保証範囲を知らせる」は不適切である。契約前に必要情報を示す。

エ：結論と根拠がともに適切である。保証予定者にも契約前の書面・説明が必要である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。保証は重い責任を伴うため、保証予定者が内容を理解して判断できるよう締結前の書面・説明が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0069

契約・書面・帳簿 > 契約締結前の書面・説明 | 難易度：応用

契約締結前の書面・説明について、「相手方となろうとする者の承諾を得て、法令所定の方法で提供する」と「承諾があれば内容を半分省略できる」という2つの見解が示された。学習目標「電磁的方法による提供要件を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「相手方となろうとする者の承諾を得て、法令所定の方法で提供する」と判断する。判断根拠：電子化には相手方の承諾等の要件がある。

イ．「相手方の意思にかかわらず電子メールだけで送る」と判断する。判断根拠：相手方への提供が必要である。

ウ．「社内サーバーに保存するだけでよい」と判断する。判断根拠：媒体が変わっても必要情報は維持する。

エ．「承諾があれば内容を半分省略できる」と判断する。判断根拠：承諾が必要である。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。電子化には相手方の承諾等の要件がある。

イ：この選択肢の結論「相手方の意思にかかわらず電子メールだけで送る」は不適切である。承諾が必要である。

ウ：この選択肢の結論「社内サーバーに保存するだけでよい」は不適切である。相手方への提供が必要である。

エ：この選択肢の結論「承諾があれば内容を半分省略できる」は不適切である。媒体が変わっても必要情報は維持する。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。契約締結前書面は一定要件で電子化できるが、相手方の承諾と法令所定の方法が前提となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0070

契約・書面・帳簿 > 契約締結前の書面・説明 | 難易度：応用

貸金業務の内部監査で「広告との関係」を確認したところ、「広告を見せれば契約前書面は永久に不要」との処理と「広告に条件を表示していても、適用される契約では別途契約締結前書面の交付・説明が必要である」との処理が併存していた。契約締結前の書面・説明として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「広告を見せれば契約前書面は永久に不要」と判断する。判断根拠：虚偽説明は許されない。

イ．「広告に条件を表示していても、適用される契約では別途契約締結前書面の交付・説明が必要である」と判断する。判断根拠：広告規制と個別契約の事前書面義務は別である。

ウ．「広告があれば個別説明を虚偽にしてよい」と判断する。判断根拠：そのような適用除外はない。

エ．「広告を出した業者には契約前書面義務が適用されない」と判断する。判断根拠：広告は個別契約書面の当然の代替ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「広告を見せれば契約前書面は永久に不要」は不適切である。広告は個別契約書面の当然の代替ではない。

イ：結論と根拠がともに適切である。広告規制と個別契約の事前書面義務は別である。

ウ：この選択肢の結論「広告があれば個別説明を虚偽にしてよい」は不適切である。虚偽説明は許されない。

エ：この選択肢の結論「広告を出した業者には契約前書面義務が適用されない」は不適切である。そのような適用除外はない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。広告は一般的な貸付条件の表示、契約締結前書面は個別契約の事前説明であり、代替関係ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0071

契約・書面・帳簿 > 契約締結時の書面・受取証書 | 難易度：基礎

契約締結時の書面・受取証書の判断理由をレビューする。資料には「契約から3年後」と「契約締結後、遅滞なく交付する」の2案がある。論点「契約締結時書面の交付時期を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「完済後だけ」。根拠は、遅すぎる。

イ．結論は「契約から3年後」。根拠は、延滞の有無に関係なく交付義務がある。

ウ．結論は「契約締結後、遅滞なく交付する」。根拠は、成立した契約内容を遅滞なく書面で明らかにする。

エ．結論は「延滞するまで不要」。根拠は、契約締結後に遅滞なく交付する必要がある。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「完済後だけ」は不適切である。契約締結後に遅滞なく交付する必要がある。

イ：この選択肢の結論「契約から3年後」は不適切である。遅すぎる。

ウ：結論と根拠がともに適切である。成立した契約内容を遅滞なく書面で明らかにする。

エ：この選択肢の結論「延滞するまで不要」は不適切である。延滞の有無に関係なく交付義務がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。契約締結前書面とは別に、成立した契約内容を確定的に示す17条書面を遅滞なく交付する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0072

契約・書面・帳簿 > 契約締結時の書面・受取証書 | 難易度：基礎

新人研修で「顧客の好きな色」との理解が示され、比較案として「担当者の休日予定」と「契約年月日」も提示された。論点「契約年月日の記載を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「担当者の休日予定」へ改める。理由は、法定事項ではない。

イ．記載を「本社の電気使用量」へ改める。理由は、契約内容と無関係である。

ウ．記載を「顧客の好きな色」へ改める。理由は、契約内容の法定事項ではない。

エ．記載を「契約年月日」へ改める。理由は、契約成立時点を特定する法定事項である。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「担当者の休日予定」は不適切である。契約内容の法定事項ではない。

イ：この選択肢の結論「本社の電気使用量」は不適切である。法定事項ではない。

ウ：この選択肢の結論「顧客の好きな色」は不適切である。契約内容と無関係である。

エ：結論と根拠がともに適切である。契約成立時点を特定する法定事項である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。契約年月日はどの時点で契約が成立したかを特定する重要事項である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0073

契約・書面・帳簿 > 契約締結時の書面・受取証書 | 難易度：基礎

契約締結時の書面・受取証書の検討で、担当者Aは「原則として変更後の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付する」、担当者Bは「社内だけで管理し相手方には知らせない」と説明した。論点「重要事項変更時の再書面を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「原則として変更後の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付する」。根拠は、重要事項の変更後も契約内容を明確化する必要がある。

イ．結論は「社内だけで管理し相手方には知らせない」。根拠は、法令所定の書面が必要となる。

ウ．結論は「口頭で一言伝えれば常に足りる」。根拠は、そのような回避方法はない。

エ．結論は「契約年月日を消せば書面不要」。根拠は、重要事項変更について書面交付が必要である。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。重要事項の変更後も契約内容を明確化する必要がある。

イ：この選択肢の結論「社内だけで管理し相手方には知らせない」は不適切である。重要事項変更について書面交付が必要である。

ウ：この選択肢の結論「口頭で一言伝えれば常に足りる」は不適切である。法令所定の書面が必要となる。

エ：この選択肢の結論「契約年月日を消せば書面不要」は不適切である。そのような回避方法はない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。成立後に重要条件が変更された場合も、契約内容の透明性確保のため変更書面が必要となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0074

契約・書面・帳簿 > 契約締結時の書面・受取証書 | 難易度：標準

内部研修資料には「契約終了後だけでよい」との記載があり、別担当者から「法令所定の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付する」との指摘があった。契約締結時の書面・受取証書の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「契約締結時書面の制度はない」へ改める。理由は、締結後遅滞なく交付する。

イ．記載を「法令所定の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付する」へ改める。理由は、極度方式基本契約にも契約締結時書面義務がある。

ウ．記載を「契約終了後だけでよい」へ改める。理由は、変更時の書面義務が問題となる。

エ．記載を「重要事項を変更しても常に通知不要」へ改める。理由は、法定の書面義務がある。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「契約締結時書面の制度はない」は不適切である。法定の書面義務がある。

イ：結論と根拠がともに適切である。極度方式基本契約にも契約締結時書面義務がある。

ウ：この選択肢の結論「契約終了後だけでよい」は不適切である。締結後遅滞なく交付する。

エ：この選択肢の結論「重要事項を変更しても常に通知不要」は不適切である。変更時の書面義務が問題となる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。極度方式基本契約でも成立後の契約内容を明らかにする書面交付が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0075

契約・書面・帳簿 > 契約締結時の書面・受取証書 | 難易度：標準

契約締結時の書面・受取証書について、「法令所定の貸付内容と保証契約の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付する」と「保証内容は秘密にしておく義務がある」という2つの見解が示された。学習目標「保証契約の締結時書面を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「保証人には一切書面を交付しない」と判断する。判断根拠：保証人本人にも必要である。
- イ．「主債務者だけに交付すれば常に足りる」と判断する。判断根拠：保証内容を明確にする必要がある。
- ウ．「法令所定の貸付内容と保証契約の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付する」と判断する。判断根拠：保証人にも成立した保証内容を確認できる書面が必要である。
- エ．「保証内容は秘密にしておく義務がある」と判断する。判断根拠：保証人への書面交付義務がある。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「保証人には一切書面を交付しない」は不適切である。保証人への書面交付義務がある。
  - イ：この選択肢の結論「主債務者だけに交付すれば常に足りる」は不適切である。保証人本人にも必要である。
  - ウ：結論と根拠がともに適切である。保証人にも成立した保証内容を確認できる書面が必要である。
  - エ：この選択肢の結論「保証内容は秘密にしておく義務がある」は不適切である。保証内容を明確にする必要がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。保証人が重い責任を確認できるよう、成立した保証契約の内容を法定書面で交付する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0076

契約・書面・帳簿 > 契約締結時の書面・受取証書 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「17条電子交付」を確認したところ、「相手方が紙を希望しても一方的に電子化できる」との処理と「相手方の承諾を得て、法令所定の方法により提供することができる」との処理が併存していた。契約締結時の書面・受取証書として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「相手方が紙を希望しても一方的に電子化できる」と判断する。判断根拠：必要情報は維持する。
- イ．「電子化なら契約条件を半分省略できる」と判断する。判断根拠：相手方への提供が必要である。
- ウ．「社内保存だけで顧客への提供は不要」と判断する。判断根拠：承諾が必要である。
- エ．「相手方の承諾を得て、法令所定の方法により提供することができる」と判断する。判断根拠：電子化には相手方の承諾等の要件がある。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「相手方が紙を希望しても一方的に電子化できる」は不適切である。承諾が必要である。
  - イ：この選択肢の結論「電子化なら契約条件を半分省略できる」は不適切である。必要情報は維持する。
  - ウ：この選択肢の結論「社内保存だけで顧客への提供は不要」は不適切である。相手方への提供が必要である。
  - エ：結論と根拠がともに適切である。電子化には相手方の承諾等の要件がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。契約締結時書面も一定要件で電子化できるが、相手方の承諾等が前提である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0077

契約・書面・帳簿 > 契約締結時の書面・受取証書 | 難易度：標準

契約締結時の書面・受取証書の判断理由をレビューする。資料には「年1回だけまとめて交付する」と「その都度、直ちに受取証書を弁済した者へ交付する」の2案がある。論点「受取証書の交付時期を理解する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「その都度、直ちに受取証書を弁済した者へ交付する」。根拠は、一部弁済でも原則としてその都度直ちに受取証書を交付する。
- イ．結論は「完済時まで一切交付しない」。根拠は、原則はその都度直ちに交付する。
- ウ．結論は「年1回だけまとめて交付する」。根拠は、貸金業法に明文の義務がある。
- エ．結論は「受取証書制度はない」。根拠は、一部弁済でも交付義務がある。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。一部弁済でも原則としてその都度直ちに受取証書を交付する。
  - イ：この選択肢の結論「完済時まで一切交付しない」は不適切である。一部弁済でも交付義務がある。
  - ウ：この選択肢の結論「年1回だけまとめて交付する」は不適切である。原則はその都度直ちに交付する。
  - エ：この選択肢の結論「受取証書制度はない」は不適切である。貸金業法に明文の義務がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。受取証書は弁済事実と充当関係を証明するため、一部弁済でも原則その都度直ちに交付する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0078

契約・書面・帳簿 > 契約締結時の書面・受取証書 | 難易度：標準

新人研修で「会社の年間利益だけ記載する」との理解が示され、比較案として「受領金額を記載せず「受領済み」だけ」と「受領金額と、そのうち利息・賠償金・元本へそれぞれ充当した額」も提示された。論点「受取証書の充当内訳を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「受領金額を記載せず「受領済み」だけ」へ改める。理由は、充当内訳を明らかにする必要がある。
- イ．記載を「受領金額と、そのうち利息・賠償金・元本へそれぞれ充当した額」へ改める。理由は、弁済者が充当関係を確認できるよう内訳を記載する。
- ウ．記載を「元本充当額だけ示し他は隠す」へ改める。理由は、受取証書の法定事項ではない。
- エ．記載を「会社の年間利益だけ記載する」へ改める。理由は、受領金額は必要事項である。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「受領金額を記載せず「受領済み」だけ」は不適切である。受領金額は必要事項である。
  - イ：結論と根拠がともに適切である。弁済者が充当関係を確認できるよう内訳を記載する。
  - ウ：この選択肢の結論「元本充当額だけ示し他は隠す」は不適切である。充当内訳を明らかにする必要がある。
  - エ：この選択肢の結論「会社の年間利益だけ記載する」は不適切である。受取証書の法定事項ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。受取証書では支払金が元本・利息・賠償金のどこへ充当されたか確認できるようにする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0079

契約・書面・帳簿 > 契約締結時の書面・受取証書 | 難易度：応用

契約締結時の書面・受取証書の検討で、担当者Aは「受取証書の交付義務は、弁済した者から請求があった場合に限り適用される」、担当者Bは「請求があっても交付してはならない」と説明した。論点「口座払込みの受取証書特則を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「請求があっても交付してはならない」。根拠は、そのような制度ではない。

イ．結論は「必ず同額の現金を返却する」。根拠は、受取証書の交付方法と債務額は無関係である。

ウ．結論は「受取証書の交付義務は、弁済した者から請求があった場合に限り適用される」。根拠は、口座払込み等については請求時に交付する特則がある。

エ．結論は「口座払込みで債務が二倍になる」。根拠は、請求があれば交付義務が適用される。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「請求があっても交付してはならない」は不適切である。請求があれば交付義務が適用される。

イ：この選択肢の結論「必ず同額の現金を返却する」は不適切である。そのような制度ではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。口座払込み等については請求時に交付する特則がある。

エ：この選択肢の結論「口座払込みで債務が二倍になる」は不適切である。受取証書の交付方法と債務額は無関係である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。口座払込み等は取引記録が残るため、受取証書について請求があった場合に限る特則がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0080

契約・書面・帳簿 > 契約締結時の書面・受取証書 | 難易度：応用

内部研修資料には「電子化すれば受領金額を省略できる」との記載があり、別担当者から「弁済をした者の承諾を得て、法令所定の方法で提供する」との指摘があった。契約締結時の書面・受取証書の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「弁済者が拒否しても一方的に電子化できる」へ改める。理由は、必要情報は維持する。

イ．記載を「電子化すれば受領金額を省略できる」へ改める。理由は、弁済者への情報提供が必要である。

ウ．記載を「貸金業者だけが閲覧できればよい」へ改める。理由は、承諾が必要である。

エ．記載を「弁済をした者の承諾を得て、法令所定の方法で提供する」へ改める。理由は、受取証書の電子化にも弁済者の承諾等が必要である。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「弁済者が拒否しても一方的に電子化できる」は不適切である。承諾が必要である。

イ：この選択肢の結論「電子化すれば受領金額を省略できる」は不適切である。必要情報は維持する。

ウ：この選択肢の結論「貸金業者だけが閲覧できればよい」は不適切である。弁済者への情報提供が必要である。

エ：結論と根拠がともに適切である。受取証書の電子化にも弁済者の承諾等が必要である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。受取証書も一定要件で電子化できるが、弁済者の承諾と法令所定の方法が前提となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0081

契約・書面・帳簿 > 帳簿・保存・電磁的方法 | 難易度：基礎

帳簿・保存・電磁的方法について、「営業所または事務所ごとに業務に関する帳簿を備える」と「登録行政庁だけが帳簿を作る」という2つの見解が示された。学習目標「帳簿の備付け義務を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「営業所または事務所ごとに業務に関する帳簿を備える」と判断する。判断根拠：貸金業法は営業所等ごとの帳簿備付けを求める。
- イ．「帳簿は一切作成してはならない」と判断する。判断根拠：顧客数だけで義務は決まらない。
- ウ．「顧客100人超のときだけ本店に1冊置く」と判断する。判断根拠：貸金業者自身に備付け義務がある。
- エ．「登録行政庁だけが帳簿を作る」と判断する。判断根拠：法は帳簿備付けを義務付ける。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。貸金業法は営業所等ごとの帳簿備付けを求める。
- イ：この選択肢の結論「帳簿は一切作成してはならない」は不適切である。法は帳簿備付けを義務付ける。
- ウ：この選択肢の結論「顧客100人超のときだけ本店に1冊置く」は不適切である。顧客数だけで義務は決まらない。
- エ：この選択肢の結論「登録行政庁だけが帳簿を作る」は不適切である。貸金業者自身に備付け義務がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。取引の追跡可能性を確保するため、営業所等ごとに帳簿を整備するのが原則である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0082

契約・書面・帳簿 > 帳簿・保存・電磁的方法 | 難易度：基礎

貸金業務の内部監査で「契約・貸付・受領」を確認したところ、「社員旅行先だけ」との処理と「契約年月日、貸付けの金額、受領金額など」との処理が併存していた。帳簿・保存・電磁的方法として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「社員旅行先だけ」と判断する。判断根拠：法定の取引事項ではない。
- イ．「契約年月日、貸付けの金額、受領金額など」と判断する。判断根拠：契約・貸付・弁済の流れを追跡できる事項を記録する。
- ウ．「顧客の趣味だけ」と判断する。判断根拠：当該債務者の貸付契約とは無関係である。
- エ．「競合他社の広告費だけ」と判断する。判断根拠：取引記録事項ではない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「社員旅行先だけ」は不適切である。取引記録事項ではない。
- イ：結論と根拠がともに適切である。契約・貸付・弁済の流れを追跡できる事項を記録する。
- ウ：この選択肢の結論「顧客の趣味だけ」は不適切である。法定の取引事項ではない。
- エ：この選択肢の結論「競合他社の広告費だけ」は不適切である。当該債務者の貸付契約とは無関係である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。帳簿には契約年月日、貸付金額、受領金額等を債務者ごとに記録する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0083

契約・書面・帳簿 > 帳簿・保存・電磁的方法 | 難易度：基礎

帳簿・保存・電磁的方法の判断理由をレビューする。資料には「1年間だけ」と「所定の起算日から少なくとも10年間」の2案がある。論点「通常契約の帳簿保存期間を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「1か月だけ」。根拠は、原則は少なくとも10年間である。

イ．結論は「1年間だけ」。根拠は、「少なくとも10年」であり、それ以上を否定しない。

ウ．結論は「所定の起算日から少なくとも10年間」。根拠は、施行規則は原則として少なくとも10年間の保存を求める。

エ．結論は「必ず永久保存で10年保存は違法」。根拠は、法令基準より短い。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「1か月だけ」は不適切である。法令基準より短い。

イ：この選択肢の結論「1年間だけ」は不適切である。原則は少なくとも10年間である。

ウ：結論と根拠がともに適切である。施行規則は原則として少なくとも10年間の保存を求める。

エ：この選択肢の結論「必ず永久保存で10年保存は違法」は不適切である。「少なくとも10年」であり、それ以上を否定しない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。帳簿は後日の取引確認・紛争対応にも備えるため、原則として少なくとも10年間保存する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0084

契約・書面・帳簿 > 帳簿・保存・電磁的方法 | 難易度：標準

新人研修で「広告を初めて出した日」との理解が示され、比較案として「申込書作成日の10年前」と「その債権が消滅した日」も提示された。論点「帳簿保存の起算点を判断する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「申込書作成日の10年前」へ改める。理由は、個別契約の保存起算点ではない。

イ．記載を「貸金業者の設立日」へ改める。理由は、広告日は基準ではない。

ウ．記載を「広告を初めて出した日」へ改める。理由は、起算点の考え方が誤っている。

エ．記載を「その債権が消滅した日」へ改める。理由は、債権が早期に消滅した場合は消滅日が保存期間の基準となる。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「申込書作成日の10年前」は不適切である。起算点の考え方が誤っている。

イ：この選択肢の結論「貸金業者の設立日」は不適切である。個別契約の保存起算点ではない。

ウ：この選択肢の結論「広告を初めて出した日」は不適切である。広告日は基準ではない。

エ：結論と根拠がともに適切である。債権が早期に消滅した場合は消滅日が保存期間の基準となる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。通常は最終返済期日が基準だが、それ以前に債権が消滅した場合は消滅日を基準とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0085

契約・書面・帳簿 > 帳簿・保存・電磁的方法 | 難易度：標準

帳簿・保存・電磁的方法の検討で、担当者Aは「基本契約の解除日や各契約の最終返済期日等、法令所定の時点を踏まえた遅い日から少なくとも10年間保存する」、担当者Bは「最初の借入日から1か月だけ保存する」と説明した。論点「極度方式の帳簿保存起算を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア：結論は「基本契約の解除日や各契約の最終返済期日等、法令所定の時点を踏まえた遅い日から少なくとも10年間保存する」。根拠は、反復継続取引の終期を反映する保存ルールがある。
- イ：結論は「最初の借入日から1か月だけ保存する」。根拠は、長期保存義務がある。
- ウ：結論は「基本契約締結翌日にすべて廃棄する」。根拠は、継続取引の終期を反映する必要がある。
- エ：結論は「複数借入れがあっても最初の返済日だけを基準にする」。根拠は、法令の保存期間に反する。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。反復継続取引の終期を反映する保存ルールがある。
- イ：この選択肢の結論「最初の借入日から1か月だけ保存する」は不適切である。法令の保存期間に反する。
- ウ：この選択肢の結論「基本契約締結翌日にすべて廃棄する」は不適切である。長期保存義務がある。
- エ：この選択肢の結論「複数借入れがあっても最初の返済日だけを基準にする」は不適切である。継続取引の終期を反映する必要がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。極度方式では反復継続取引のため、解除日や最後の返済期日等を踏まえて保存起算点を判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0086

契約・書面・帳簿 > 帳簿・保存・電磁的方法 | 難易度：標準

内部研修資料には「取引記録を一切保存してはならない」との記載があり、別担当者から「その現金自動設備には帳簿を備え付けることを要しない」との指摘があった。帳簿・保存・電磁的方法の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア：記載を「設備ごとに紙帳簿を24時間有人管理する」へ改める。理由は、設備への備付け不要と保存不要は同義ではない。
- イ：記載を「その現金自動設備には帳簿を備え付けることを要しない」へ改める。理由は、現金自動設備について備付け不要の特則がある。
- ウ：記載を「取引記録を一切保存してはならない」へ改める。理由は、そのような期間特則ではない。
- エ：記載を「保存期間は1日になる」へ改める。理由は、そのような義務ではない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「設備ごとに紙帳簿を24時間有人管理する」は不適切である。そのような義務ではない。
- イ：結論と根拠がともに適切である。現金自動設備について備付け不要の特則がある。
- ウ：この選択肢の結論「取引記録を一切保存してはならない」は不適切である。設備への備付け不要と保存不要は同義ではない。
- エ：この選択肢の結論「保存期間は1日になる」は不適切である。そのような期間特則ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。現金自動設備である営業所等には、設備自体への帳簿備付けを要しない特則がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0087

契約・書面・帳簿 > 帳簿・保存・電磁的方法 | 難易度：標準

帳簿・保存・電磁的方法について、「法令所定の要件に従い、利害関係がある部分の閲覧または謄写を請求できる」と「全顧客の帳簿を無制限に閲覧できる」という2つの見解が示された。学習目標「帳簿閲覧・謄写請求権を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「元債務者には一切請求権がない」と判断する。判断根拠：法定の請求制度がある。

イ．「帳簿は営業秘密なので常に拒否できる」と判断する。判断根拠：対象は利害関係がある部分に限られる。

ウ．「法令所定の要件に従い、利害関係がある部分の閲覧または謄写を請求できる」と判断する。判断根拠：元債務者等にも利害関係部分の閲覧・謄写請求権が認められる。

エ．「全顧客の帳簿を無制限に閲覧できる」と判断する。判断根拠：元債務者等も対象である。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「元債務者には一切請求権がない」は不適切である。元債務者等も対象である。

イ：この選択肢の結論「帳簿は営業秘密なので常に拒否できる」は不適切である。法定の請求制度がある。

ウ：結論と根拠がともに適切である。元債務者等にも利害関係部分の閲覧・謄写請求権が認められる。

エ：この選択肢の結論「全顧客の帳簿を無制限に閲覧できる」は不適切である。対象は利害関係がある部分に限られる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。帳簿は内部資料である一方、債務者等が権利行使のため利害関係部分を確認できる制度がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0088

契約・書面・帳簿 > 帳簿・保存・電磁的方法 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「閲覧拒否」を確認したところ、「面倒だと感じればいつでも拒める」との処理と「請求が請求者の権利行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかな場合には拒む余地がある」との処理が併存していた。帳簿・保存・電磁的方法として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「面倒だと感じればいつでも拒める」と判断する。判断根拠：元債務者等も請求権者に含まれる。

イ．「元債務者なら必ず拒む」と判断する。判断根拠：法の趣旨と逆である。

ウ．「権利行使の調査目的であるほど拒む」と判断する。判断根拠：業者の都合だけでは拒めない。

エ．「請求が請求者の権利行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかな場合には拒む余地がある」と判断する。判断根拠：法は権利行使のための調査を目的とする請求を保護している。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「面倒だと感じればいつでも拒める」は不適切である。業者の都合だけでは拒めない。

イ：この選択肢の結論「元債務者なら必ず拒む」は不適切である。元債務者等も請求権者に含まれる。

ウ：この選択肢の結論「権利行使の調査目的であるほど拒む」は不適切である。法の趣旨と逆である。

エ：結論と根拠がともに適切である。法は権利行使のための調査を目的とする請求を保護している。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。帳簿閲覧制度は権利行使に関する調査を保護し、拒否できる場面は限定される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0089

契約・書面・帳簿 > 帳簿・保存・電磁的方法 | 難易度：応用

帳簿・保存・電磁的方法の判断理由をレビューする。資料には「相続人は全顧客データを無制限に閲覧できる」と「相続人は法令所定の帳簿閲覧等請求権者に含まれる」の2案がある。論点「相続人の帳簿閲覧請求を理解する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「相続人は法令所定の帳簿閲覧等請求権者に含まれる」。根拠は、施行規則は債務者等・元債務者等の相続人を請求権者に含める。
- イ．結論は「相続人は常に第三者なので請求権がない」。根拠は、対象は利害関係部分に限られる。
- ウ．結論は「相続人は全顧客データを無制限に閲覧できる」。根拠は、保存義務に反する。
- エ．結論は「請求があれば帳簿を廃棄する」。根拠は、相続人も対象に含まれる。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。施行規則は債務者等・元債務者等の相続人を請求権者に含める。
- イ：この選択肢の結論「相続人は常に第三者なので請求権がない」は不適切である。相続人も対象に含まれる。
- ウ：この選択肢の結論「相続人は全顧客データを無制限に閲覧できる」は不適切である。対象は利害関係部分に限られる。
- エ：この選択肢の結論「請求があれば帳簿を廃棄する」は不適切である。保存義務に反する。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。帳簿閲覧等の請求権者は本人だけでなく、相続人や所定の代理人等にも及ぶ。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0090

契約・書面・帳簿 > 帳簿・保存・電磁的方法 | 難易度：応用

新人研修で「法令上の書面はどのような場合も一切電子化できない」との理解が示され、比較案として「電子化すれば保存期間はすべてゼロ日になる」と「e-文書法その他の関係法令で電子保存が認められる範囲と要件を確認し、要件を満たす方法で保存する」も提示された。論点「書面保存の電子化の基本を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「電子化すれば保存期間はすべてゼロ日になる」へ改める。理由は、記録の真正性を損なう運用は適切でない。
- イ．記載を「e-文書法その他の関係法令で電子保存が認められる範囲と要件を確認し、要件を満たす方法で保存する」へ改める。理由は、電子化は無条件ではなく関係法令の適用範囲と要件に従う。
- ウ．記載を「電子データなら内容を自由に改変してよい」へ改める。理由は、関係法令により一定の電子化が認められる場合がある。
- エ．記載を「法令上の書面はどのような場合も一切電子化できない」へ改める。理由は、媒体が電子でも保存期間が当然に消えない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「電子化すれば保存期間はすべてゼロ日になる」は不適切である。媒体が電子でも保存期間が当然に消えない。
- イ：結論と根拠がともに適切である。電子化は無条件ではなく関係法令の適用範囲と要件に従う。
- ウ：この選択肢の結論「電子データなら内容を自由に改変してよい」は不適切である。記録の真正性を損なう運用は適切でない。
- エ：この選択肢の結論「法令上の書面はどのような場合も一切電子化できない」は不適切である。関係法令により一定の電子化が認められる場合がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。電子化の可否は貸金業法、施行令・施行規則、e-文書法等の適用範囲と具体要件に従って判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0091

金利・過剰貸付規制 > 利息制限法・みなし利息 | 難易度：基礎

利息制限法・みなし利息の検討で、担当者Aは「年20%までであり、これを超える部分は無効となる。」、担当者Bは「年15%までであり、元本額にかかわらず一律である。」と説明した。論点「元本10万円未満の上限利率を判断する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「年15%までであり、元本額にかかわらず一律である。」。根拠は、年18%は元本10万円以上100万円未満の場合の上限である。

イ．結論は「年18%までであり、10万円未満でも同率である。」。根拠は、上限を超える利息の約定は超過部分が民事上無効となる。

ウ．結論は「年20%までであり、これを超える部分は無効となる。」。根拠は、元本が10万円未満の場合、利息制限法1条の上限は年20%である。

エ．結論は「年20%を超えても当事者が合意すれば民事上すべて有効である。」。根拠は、年15%は元本100万円以上の場合の上限である。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「年15%までであり、元本額にかかわらず一律である。」は不適切である。年15%は元本100万円以上の場合の上限である。

イ：この選択肢の結論「年18%までであり、10万円未満でも同率である。」は不適切である。年18%は元本10万円以上100万円未満の場合の上限である。

ウ：結論と根拠がともに適切である。元本が10万円未満の場合、利息制限法1条の上限は年20%である。

エ：この選択肢の結論「年20%を超えても当事者が合意すれば民事上すべて有効である。」は不適切である。上限を超える利息の約定は超過部分が民事上無効となる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。元本が10万円未満の場合、利息制限法1条の上限は年20%である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0092

金利・過剰貸付規制 > 利息制限法・みなし利息 | 難易度：基礎

内部研修資料には「年20%」との記載があり、別担当者から「年18%」との指摘があった。利息制限法・みなし利息の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「年15%」へ改める。理由は、年20%は元本10万円未満の区分である。

イ．記載を「年20%」へ改める。理由は、29.2%は現行の利息制限法上の上限ではない。

ウ．記載を「年29.2%」へ改める。理由は、年15%は元本100万円以上の区分である。

エ．記載を「年18%」へ改める。理由は、元本10万円以上100万円未満では上限は年18%である。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「年15%」は不適切である。年15%は元本100万円以上の区分である。

イ：この選択肢の結論「年20%」は不適切である。年20%は元本10万円未満の区分である。

ウ：この選択肢の結論「年29.2%」は不適切である。29.2%は現行の利息制限法上の上限ではない。

エ：結論と根拠がともに適切である。元本10万円以上100万円未満では上限は年18%である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。元本10万円以上100万円未満では上限は年18%である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0093

金利・過剰貸付規制 > 利息制限法・みなし利息 | 難易度：基礎

利息制限法・みなし利息について、「99万9,999円は年18%の区分、100万円は年15%の区分となる。」と「両方とも年18%の区分となる。」という2つの見解が示された。学習目標「利息制限法の100万円境界を比較して判断する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「99万9,999円は年18%の区分、100万円は年15%の区分となる。」と判断する。判断根拠：元本10万円以上100万円未満は年18%、元本100万円以上は年15%であり、100万円が区分の境界となる。

イ．「両方とも年20%の区分となる。」と判断する。判断根拠：100万円を境に年18%から年15%へ下がるため、区分が逆である。

ウ．「99万9,999円は年15%、100万円は年18%の区分となる。」と判断する。判断根拠：100万円ちょうどは「100万円以上」に含まれるため年15%である。

エ．「両方とも年18%の区分となる。」と判断する。判断根拠：年20%は元本10万円未満の区分である。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。元本10万円以上100万円未満は年18%、元本100万円以上は年15%であり、100万円が区分の境界となる。

イ：この選択肢の結論「両方とも年20%の区分となる。」は不適切である。年20%は元本10万円未満の区分である。

ウ：この選択肢の結論「99万9,999円は年15%、100万円は年18%の区分となる。」は不適切である。100万円を境に年18%から年15%へ下がるため、区分が逆である。

エ：この選択肢の結論「両方とも年18%の区分となる。」は不適切である。100万円ちょうどは「100万円以上」に含まれるため年15%である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。元本10万円以上100万円未満は年18%、元本100万円以上は年15%であり、100万円が区分の境界となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0094

金利・過剰貸付規制 > 利息制限法・みなし利息 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「超過利息」を確認したところ、「契約全体が当然に無効となり、元本も返済不要となる。」との処理と「年18%を超える部分は無効となる。」との処理が併存していた。利息制限法・みなし利息として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「契約全体が当然に無効となり、元本も返済不要となる。」と判断する。判断根拠：元本50万円では20%ではなく18%が上限である。

イ．「年18%を超える部分は無効となる。」と判断する。判断根拠：50万円の上限は年18%であり、これを超える利息部分が無効となる。

ウ．「年20%までは利息制限法上すべて有効となる。」と判断する。判断根拠：合意があっても法定上限を超える部分は有効化されない。

エ．「借主が署名していれば年22%すべてが有効となる。」と判断する。判断根拠：利息超過が直ちに元本債務まで消滅させるわけではない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「契約全体が当然に無効となり、元本も返済不要となる。」は不適切である。利息超過が直ちに元本債務まで消滅させるわけではない。

イ：結論と根拠がともに適切である。50万円の上限は年18%であり、これを超える利息部分が無効となる。

ウ：この選択肢の結論「年20%までは利息制限法上すべて有効となる。」は不適切である。元本50万円では20%ではなく18%が上限である。

エ：この選択肢の結論「借主が署名していれば年22%すべてが有効となる。」は不適切である。合意があっても法定上限を超える部分は有効化されない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。50万円の上限は年18%であり、これを超える利息部分が無効となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0095

金利・過剰貸付規制 > 利息制限法・みなし利息 | 難易度：標準

利息制限法・みなし利息の判断理由をレビューする。資料には「契約締結のために実際に要した法定の費用」と「貸付けに関して債権者が受け取る調査料」の2案がある。論点「みなし利息に含まれる金銭を判断する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「借主が負担する公租公課そのもの」。根拠は、契約締結費用は利息制限法3条ただし書の例外である。
- イ．結論は「契約締結のために実際に要した法定の費用」。根拠は、債務弁済費用も同条ただし書の例外である。
- ウ．結論は「貸付けに関して債権者が受け取る調査料」。根拠は、礼金、割引金、手数料、調査料その他名称を問わず、貸付けに関し債権者が受ける元本以外の金銭は原則として利息とみなされる。
- エ．結論は「債務の弁済のために実際に要した費用」。根拠は、公租公課等は別途法令上の扱いを検討するもので、設問の典型的なみなし利息ではない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「借主が負担する公租公課そのもの」は不適切である。公租公課等は別途法令上の扱いを検討するもので、設問の典型的なみなし利息ではない。
- イ：この選択肢の結論「契約締結のために実際に要した法定の費用」は不適切である。契約締結費用は利息制限法3条ただし書の例外である。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。礼金、割引金、手数料、調査料その他名称を問わず、貸付けに関し債権者が受ける元本以外の金銭は原則として利息とみなされる。
- エ：この選択肢の結論「債務の弁済のために実際に要した費用」は不適切である。債務弁済費用も同条ただし書の例外である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。礼金、割引金、手数料、調査料その他名称を問わず、貸付けに関し債権者が受ける元本以外の金銭は原則として利息とみなされる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0096

金利・過剰貸付規制 > 利息制限法・みなし利息 | 難易度：標準

新人研修で「礼金と称すれば利息制限法の適用を免れる。」との理解が示され、比較案として「貸付けに関する手数料は名称にかかわらず必ず元本になる。」と「契約の締結及び債務の弁済の費用は、同条本文のみなし利息の対象から除かれる。」も提示された。論点「みなし利息の例外を判断する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「貸付けに関する手数料は名称にかかわらず必ず元本になる。」へ改める。理由は、調査料も典型的にみなし利息へ含まれる。
- イ．記載を「調査料は債権者が受け取っても常に利息に含まれない。」へ改める。理由は、名称を変えても実質により利息とみなされる。
- ウ．記載を「礼金と称すれば利息制限法の適用を免れる。」へ改める。理由は、手数料は原則としてみなし利息に含まれ得る。
- エ．記載を「契約の締結及び債務の弁済の費用は、同条本文のみなし利息の対象から除かれる。」へ改める。理由は、利息制限法3条は、契約締結費用と債務弁済費用をみなし利息の例外としている。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「貸付けに関する手数料は名称にかかわらず必ず元本になる。」は不適切である。手数料は原則としてみなし利息に含まれ得る。
- イ：この選択肢の結論「調査料は債権者が受け取っても常に利息に含まれない。」は不適切である。調査料も典型的にみなし利息へ含まれる。
- ウ：この選択肢の結論「礼金と称すれば利息制限法の適用を免れる。」は不適切である。名称を変えても実質により利息とみなされる。
- エ：結論と根拠がともに適切である。利息制限法3条は、契約締結費用と債務弁済費用をみなし利息の例外としている。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。利息制限法3条は、契約締結費用と債務弁済費用をみなし利息の例外としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0097

金利・過剰貸付規制 > 利息制限法・みなし利息 | 難易度：標準

利息制限法・みなし利息の検討で、担当者Aは「借主が実際に受け取った額を基礎に上限利息を計算し、天引額の超過部分は元本の支払に充てたものとみなされる。」、担当者Bは「契約書上の元本額だけを基礎にし、実受領額は考慮しない。」と説明した。論点「利息天引きの扱いを理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「借主が実際に受け取った額を基礎に上限利息を計算し、天引額の超過部分は元本の支払に充てたものとみなされる。」。根拠は、利息制限法2条は、天引利息について借主の実受領額を元本として上限を計算する。
- イ．結論は「契約書上の元本額だけを基礎にし、実受領額は考慮しない。」。根拠は、天引きという形式で上限規制を回避できない。
- ウ．結論は「利息を天引きすれば利息制限法は適用されない。」。根拠は、天引額すべてではなく、法定上限を超える部分が元本支払に充当されたものとみなされる。
- エ．結論は「天引利息はすべて元本として扱われる。」。根拠は、実受領額を無視する扱いではない。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。利息制限法2条は、天引利息について借主の実受領額を元本として上限を計算する。
- イ：この選択肢の結論「契約書上の元本額だけを基礎にし、実受領額は考慮しない。」は不適切である。実受領額を無視する扱いではない。
- ウ：この選択肢の結論「利息を天引きすれば利息制限法は適用されない。」は不適切である。天引きという形式で上限規制を回避できない。
- エ：この選択肢の結論「天引利息はすべて元本として扱われる。」は不適切である。天引額すべてではなく、法定上限を超える部分が元本支払に充当されたものとみなされる。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。利息制限法2条は、天引利息について借主の実受領額を元本として上限を計算する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0098

金利・過剰貸付規制 > 利息制限法・みなし利息 | 難易度：標準

- 内部研修資料には「40万円。元本10万円未満の年20%を適用する。」との記載があり、別担当者から「30万円。元本100万円以上なので年15%を適用する。」との指摘があった。利息制限法・みなし利息の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。
- ア．記載を「36万円。元本10万円以上100万円未満の年18%を適用する。」へ改める。理由は、20%の区分は10万円未満である。
- イ．記載を「30万円。元本100万円以上なので年15%を適用する。」へ改める。理由は、200万円は100万円以上の区分なので年15%、 $200\text{万円} \times 15\% = 30\text{万円}$ となる。
- ウ．記載を「40万円。元本10万円未満の年20%を適用する。」へ改める。理由は、年30%という法定区分は存在しない。
- エ．記載を「60万円。貸金業者であれば一律年30%を適用する。」へ改める。理由は、18%の区分は100万円未満である。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「36万円。元本10万円以上100万円未満の年18%を適用する。」は不適切である。18%の区分は100万円未満である。
- イ：結論と根拠がともに適切である。200万円は100万円以上の区分なので年15%、 $200\text{万円} \times 15\% = 30\text{万円}$ となる。
- ウ：この選択肢の結論「40万円。元本10万円未満の年20%を適用する。」は不適切である。20%の区分は10万円未満である。
- エ：この選択肢の結論「60万円。貸金業者であれば一律年30%を適用する。」は不適切である。年30%という法定区分は存在しない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。200万円は100万円以上の区分なので年15%、 $200\text{万円} \times 15\% = 30\text{万円}$ となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0099

金利・過剰貸付規制 > 出資法・上限金利 | 難易度：応用

出資法・上限金利について、「年20%を超える割合の利息を契約し、受領し、又はその支払を要求する行為は処罰対象となる。」と「業として行う貸付けには出資法の金利規制は適用されない。」という2つの見解が示された。学習目標「業として行う貸付けの刑事上限を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「年15%を超えた時点で必ず出資法の刑事罰対象となる。」と判断する。判断根拠：旧グレーゾーン期の数値であり現行上限ではない。

イ．「年29.2%までは現行法でも刑事罰の対象とならない。」と判断する。判断根拠：業として行う貸付けこそ20%規制の対象である。

ウ．「年20%を超える割合の利息を契約し、受領し、又はその支払を要求する行為は処罰対象となる。」と判断する。判断根拠：出資法5条2項は、業として行う金銭貸付けについて年20%超の契約・受領・要求を処罰対象としている。

エ．「業として行う貸付けには出資法の金利規制は適用されない。」と判断する。判断根拠：15%は利息制限法の一部区分であり、出資法5条2項の一律刑事上限ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「年15%を超えた時点で必ず出資法の刑事罰対象となる。」は不適切である。15%は利息制限法の一部区分であり、出資法5条2項の一律刑事上限ではない。

イ：この選択肢の結論「年29.2%までは現行法でも刑事罰の対象とならない。」は不適切である。旧グレーゾーン期の数値であり現行上限ではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。出資法5条2項は、業として行う金銭貸付けについて年20%超の契約・受領・要求を処罰対象としている。

エ：この選択肢の結論「業として行う貸付けには出資法の金利規制は適用されない。」は不適切である。業として行う貸付けこそ20%規制の対象である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。出資法5条2項は、業として行う金銭貸付けについて年20%超の契約・受領・要求を処罰対象としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0100

金利・過剰貸付規制 > 出資法・上限金利 | 難易度：応用

貸金業務の内部監査で「二法比較」を確認したところ、「年18%は両法とも全面的に適法である。」との処理と「利息制限法上は年15%を超える部分が無効となる一方、年20%を超えていないため出資法5条2項の20%超高金利には当たらない。」との処理が併存していた。出資法・上限金利として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「年18%は両法とも全面的に適法である。」と判断する。判断根拠：18%は20%を超えていない。

イ．「年18%は直ちに出資法5条2項の20%超高金利となる。」と判断する。判断根拠：貸金業者にも利息制限法は適用される。

ウ．「利息制限法は貸金業者には適用されない。」と判断する。判断根拠：利息制限法上の超過部分がある。

エ．「利息制限法上は年15%を超える部分が無効となる一方、年20%を超えていないため出資法5条2項の20%超高金利には当たらない。」と判断する。判断根拠：200万円では利息制限法上限は15%だが、出資法の業者向け刑事上限は20%であり、両者の効果を区別する必要がある。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「年18%は両法とも全面的に適法である。」は不適切である。利息制限法上の超過部分がある。

イ：この選択肢の結論「年18%は直ちに出資法5条2項の20%超高金利となる。」は不適切である。18%は20%を超えていない。

ウ：この選択肢の結論「利息制限法は貸金業者には適用されない。」は不適切である。貸金業者にも利息制限法は適用される。

エ：結論と根拠がともに適切である。200万円では利息制限法上限は15%だが、出資法の業者向け刑事上限は20%であり、両者の効果を区別する必要がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。200万円では利息制限法上限は15%だが、出資法の業者向け刑事上限は20%であり、両者の効果を区別する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0101

金利・過剰貸付規制 > 出資法・上限金利 | 難易度：基礎

出資法・上限金利の判断理由をレビューする。資料には「利息とみなされるのは「利息」という名称の金銭だけである。」と「名称にかかわらず、貸付けに関して受ける元本以外の金銭は原則として利息とみなして上限規制を判断する。」の2案がある。論点「出資法のみなし利息を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「名称にかかわらず、貸付けに関して受ける元本以外の金銭は原則として利息とみなして上限規制を判断する。」。根拠は、出資法5条は礼金、割引料、手数料、調査料など名称を問わず貸付けに関して受ける金銭を利息とみなす。

イ．結論は「手数料という名称なら利息には絶対に含まれない。」。根拠は、実質に基づいて判断する。

ウ．結論は「利息とみなされるのは「利息」という名称の金銭だけである。」。根拠は、出資法にもみなし利息の規定がある。

エ．結論は「出資法には名目を問わず利息とみなす規定はない。」。根拠は、名称だけで規制を免れない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。出資法5条は礼金、割引料、手数料、調査料など名称を問わず貸付けに関して受ける金銭を利息とみなす。

イ：この選択肢の結論「手数料という名称なら利息には絶対に含まれない。」は不適切である。名称だけで規制を免れない。

ウ：この選択肢の結論「利息とみなされるのは「利息」という名称の金銭だけである。」は不適切である。実質に基づいて判断する。

エ：この選択肢の結論「出資法には名目を問わず利息とみなす規定はない。」は不適切である。出資法にもみなし利息の規定がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。出資法5条は礼金、割引料、手数料、調査料など名称を問わず貸付けに関して受ける金銭を利息とみなす。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0102

金利・過剰貸付規制 > 出資法・上限金利 | 難易度：基礎

新人研修で「保証業者には出資法は適用されない。」との理解が示され、比較案として「保証料は利息と別名目なので上限規制と無関係である。」と「一定の場合、貸付利息と保証料を合算して年20%を超えることとなる保証料の契約等が処罰対象となる。」も提示された。論点「高保証料規制を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「保証料は利息と別名目なので上限規制と無関係である。」へ改める。理由は、年50%という一般的上限はない。

イ．記載を「一定の場合、貸付利息と保証料を合算して年20%を超えることとなる保証料の契約等が処罰対象となる。」へ改める。理由は、出資法5条の2は業として行う保証について、利息と保証料の合算が20%を超える場合の規制を定めている。

ウ．記載を「保証料は常に年50%まで認められる。」へ改める。理由は、業として行う保証も規制対象となる。

エ．記載を「保証業者には出資法は適用されない。」へ改める。理由は、保証料も高金利規制との関係で考慮される。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「保証料は利息と別名目なので上限規制と無関係である。」は不適切である。保証料も高金利規制との関係で考慮される。

イ：結論と根拠がともに適切である。出資法5条の2は業として行う保証について、利息と保証料の合算が20%を超える場合の規制を定めている。

ウ：この選択肢の結論「保証料は常に年50%まで認められる。」は不適切である。年50%という一般的上限はない。

エ：この選択肢の結論「保証業者には出資法は適用されない。」は不適切である。業として行う保証も規制対象となる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。出資法5条の2は業として行う保証について、利息と保証料の合算が20%を超える場合の規制を定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0103

金利・過剰貸付規制 > 出資法・上限金利 | 難易度：基礎

出資法・上限金利の検討で、担当者Aは「年20%超の場合より重い高金利処罰の対象となり得る。」、担当者Bは「年20%を超えていても109.5%以下なら一切処罰されない。」と説明した。論点「著しい高金利に対する加重処罰を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「年20%を超えていても109.5%以下なら一切処罰されない。」。根拠は、著しい高金利は刑事規制の対象である。
- イ．結論は「109.5%を超えても民事問題だけで刑事罰はない。」。根拠は、貸金業者を免責する規定ではない。
- ウ．結論は「年20%超の場合より重い高金利処罰の対象となり得る。」。根拠は、出資法5条3項は、業として行う貸付けで109.5%超の著しい高金利について加重された刑事罰を定めている。
- エ．結論は「著しい高金利については貸金業者だけが完全に免責される。」。根拠は、20%超自体が同条2項の処罰対象である。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「年20%を超えていても109.5%以下なら一切処罰されない。」は不適切である。20%超自体が同条2項の処罰対象である。
- イ：この選択肢の結論「109.5%を超えても民事問題だけで刑事罰はない。」は不適切である。著しい高金利は刑事規制の対象である。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。出資法5条3項は、業として行う貸付けで109.5%超の著しい高金利について加重された刑事罰を定めている。
- エ：この選択肢の結論「著しい高金利については貸金業者だけが完全に免責される。」は不適切である。貸金業者を免責する規定ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。出資法5条3項は、業として行う貸付けで109.5%超の著しい高金利について加重された刑事罰を定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0104

金利・過剰貸付規制 > 出資法・上限金利 | 難易度：標準

内部研修資料には「調査料は必ず元本として扱うため金利計算に入れない。」との記載があり、別担当者から「調査料もみなし利息に含まれ得るため、実質的な負担を合算して年20%超となるかを確認する必要がある。」との指摘があった。出資法・上限金利の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「名目上の利息が19%なら他の受領金は一切考慮しない。」へ改める。理由は、調査料を元本とする制度ではない。
- イ．記載を「調査料は必ず元本として扱うため金利計算に入れない。」へ改める。理由は、契約だけでなく受領・支払要求も規制対象である。
- ウ．記載を「20%規制は契約利率だけに適用され、受領や支払要求には適用されない。」へ改める。理由は、名目利率だけで判断するとみなし利息を見落とす。
- エ．記載を「調査料もみなし利息に含まれ得るため、実質的な負担を合算して年20%超となるかを確認する必要がある。」へ改める。理由は、出資法では貸付けに関して受ける手数料・調査料等も原則として利息とみなされるため、名目ではなく実質で上限を判定する。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「名目上の利息が19%なら他の受領金は一切考慮しない。」は不適切である。名目利率だけで判断するとみなし利息を見落とす。
- イ：この選択肢の結論「調査料は必ず元本として扱うため金利計算に入れない。」は不適切である。調査料を元本とする制度ではない。
- ウ：この選択肢の結論「20%規制は契約利率だけに適用され、受領や支払要求には適用されない。」は不適切である。契約だけでなく受領・支払要求も規制対象である。
- エ：結論と根拠がともに適切である。出資法では貸付けに関して受ける手数料・調査料等も原則として利息とみなされるため、名目ではなく実質で上限を判定する。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。出資法では貸付けに関して受ける手数料・調査料等も原則として利息とみなされるため、名目ではなく実質で上限を判定する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0105

金利・過剰貸付規制 > 返済能力調査・収入証明 | 難易度：標準

返済能力調査・収入証明について、「顧客の収入又は収益、資力、信用、借入状況、返済計画などを踏まえて返済能力を調査する。」と「担保があれば返済能力調査を一切行わない。」という2つの見解が示された。学習目標「返済能力調査の基本項目を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「顧客の収入又は収益、資力、信用、借入状況、返済計画などを踏まえて返済能力を調査する。」と判断する。  
判断根拠：貸金業法13条・監督指針は、収入・資力・信用・借入状況・返済計画等を総合して返済能力を調査することを求める。

イ．「顧客の年齢だけで一律に貸付額を決める。」と判断する。判断根拠：広告閲覧回数は返済能力の法定調査項目ではない。

ウ．「広告を見た回数だけで返済能力を判定する。」と判断する。判断根拠：担保の有無だけで調査義務が当然に消えるわけではない。

エ．「担保があれば返済能力調査を一切行わない。」と判断する。判断根拠：年齢だけでは十分な返済能力調査ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。貸金業法13条・監督指針は、収入・資力・信用・借入状況・返済計画等を総合して返済能力を調査することを求める。

イ：この選択肢の結論「顧客の年齢だけで一律に貸付額を決める。」は不適切である。年齢だけでは十分な返済能力調査ではない。

ウ：この選択肢の結論「広告を見た回数だけで返済能力を判定する。」は不適切である。広告閲覧回数は返済能力の法定調査項目ではない。

エ：この選択肢の結論「担保があれば返済能力調査を一切行わない。」は不適切である。担保の有無だけで調査義務が当然に消えるわけではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業法13条・監督指針は、収入・資力・信用・借入状況・返済計画等を総合して返済能力を調査することを求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0106

金利・過剰貸付規制 > 返済能力調査・収入証明 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「指定信用情報機関照会」を確認したところ、「本人の自己申告だけを用い、信用情報機関は利用してはならない。」との処理と「指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して借入状況を確認することが求められる。」との処理が併存していた。返済能力調査・収入証明として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「本人の自己申告だけを用い、信用情報機関は利用してはならない。」と判断する。判断根拠：口座残高は指定信用情報機関照会の代替ではない。

イ．「指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して借入状況を確認することが求められる。」と判断する。判断根拠：個人顧客の返済能力調査では、指定信用情報機関の信用情報の使用が法定されている。

ウ．「銀行口座残高だけ確認すれば指定信用情報機関の利用は不要である。」と判断する。判断根拠：借入状況は重要な調査事項である。

エ．「個人顧客については借入状況を調査する必要がある。」と判断する。判断根拠：自己申告だけでは足りない場面がある。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「本人の自己申告だけを用い、信用情報機関は利用してはならない。」は不適切である。自己申告だけでは足りない場面がある。

イ：結論と根拠がともに適切である。個人顧客の返済能力調査では、指定信用情報機関の信用情報の使用が法定されている。

ウ：この選択肢の結論「銀行口座残高だけ確認すれば指定信用情報機関の利用は不要である。」は不適切である。口座残高は指定信用情報機関照会の代替ではない。

エ：この選択肢の結論「個人顧客については借入状況を調査する必要がある。」は不適切である。借入状況は重要な調査事項である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。個人顧客の返済能力調査では、指定信用情報機関の信用情報の使用が法定されている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0107

金利・過剰貸付規制 > 返済能力調査・収入証明 | 難易度：標準

返済能力調査・収入証明の判断理由をレビューする。資料には「100万円以下なので収入証明は常に不要である。」と「1社から50万円を超えて借りるため、法令上、年収を証明する書類の提出を受ける必要がある。」の2案がある。論点「1社50万円超の収入証明要件を判断する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「他社借入れがないため収入証明は絶対に不要である。」。根拠は、100万円基準は他社分を含む総借入額に関する別の基準である。
- イ．結論は「100万円以下なので収入証明は常に不要である。」。根拠は、貸付前の返済能力調査として確認する必要がある。
- ウ．結論は「1社から50万円を超えて借りるため、法令上、年収を証明する書類の提出を受ける必要がある。」。根拠は、1社から50万円を超える貸付けでは、源泉徴収票等の年収証明書類の提出が必要となる。
- エ．結論は「収入証明は貸付後1年以内に提出すればよい。」。根拠は、1社50万円超の基準に該当する。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「他社借入れがないため収入証明は絶対に不要である。」は不適切である。1社50万円超の基準に該当する。
- イ：この選択肢の結論「100万円以下なので収入証明は常に不要である。」は不適切である。100万円基準は他社分を含む総借入額に関する別の基準である。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。1社から50万円を超える貸付けでは、源泉徴収票等の年収証明書類の提出が必要となる。
- エ：この選択肢の結論「収入証明は貸付後1年以内に提出すればよい。」は不適切である。貸付前の返済能力調査として確認する必要がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。1社から50万円を超える貸付けでは、源泉徴収票等の年収証明書類の提出が必要となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0108

金利・過剰貸付規制 > 返済能力調査・収入証明 | 難易度：標準

新人研修で「年収は顧客の口頭申告だけで必ず足りる。」との理解が示され、比較案として「B単独では50万円以下なので、他社借入額を問わず収入証明は不要である。」と「他社借入れと合算して100万円を超えるため、Bは年収を証明する書類の提出を受ける必要がある。」も提示された。論点「他社合算100万円超の収入証明要件を判断する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「B単独では50万円以下なので、他社借入額を問わず収入証明は不要である。」へ改める。理由は、貸金業者からの他社借入れも判定に含める。
- イ．記載を「Aの借入れは総額判定から必ず除外される。」へ改める。理由は、法定閾値に該当する場合は収入証明書類が必要である。
- ウ．記載を「年収は顧客の口頭申告だけで必ず足りる。」へ改める。理由は、合算100万円超の基準が別途ある。
- エ．記載を「他社借入れと合算して100万円を超えるため、Bは年収を証明する書類の提出を受ける必要がある。」へ改める。理由は、70万円 + 40万円 = 110万円となり、他社分を含む合計が100万円を超える基準に該当する。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「B単独では50万円以下なので、他社借入額を問わず収入証明は不要である。」は不適切である。合算100万円超の基準が別途ある。
- イ：この選択肢の結論「Aの借入れは総額判定から必ず除外される。」は不適切である。貸金業者からの他社借入れも判定に含める。
- ウ：この選択肢の結論「年収は顧客の口頭申告だけで必ず足りる。」は不適切である。法定閾値に該当する場合は収入証明書類が必要である。
- エ：結論と根拠がともに適切である。70万円 + 40万円 = 110万円となり、他社分を含む合計が100万円を超える基準に該当する。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。70万円 + 40万円 = 110万円となり、他社分を含む合計が100万円を超える基準に該当する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0109

金利・過剰貸付規制 > 返済能力調査・収入証明 | 難易度：応用

返済能力調査・収入証明の検討で、担当者Aは「源泉徴収票や給与明細書など、収入を客観的に確認できる書類」、担当者Bは「会員証だけ」と説明した。論点「収入証明書類の具体例を識別する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「源泉徴収票や給与明細書など、収入を客観的に確認できる書類」。根拠は、金融庁は源泉徴収票や給与明細等を年収証明書類の例として示している。

イ．結論は「会員証だけ」。根拠は、名刺だけでは年収額を客観的に確認できない。

ウ．結論は「名刺だけ」。根拠は、本人確認資料だけでは通常、年収額を証明できない。

エ．結論は「運転免許証だけ」。根拠は、会員証は収入額を証明する資料ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。金融庁は源泉徴収票や給与明細等を年収証明書類の例として示している。

イ：この選択肢の結論「会員証だけ」は不適切である。会員証は収入額を証明する資料ではない。

ウ：この選択肢の結論「名刺だけ」は不適切である。名刺だけでは年収額を客観的に確認できない。

エ：この選択肢の結論「運転免許証だけ」は不適切である。本人確認資料だけでは通常、年収額を証明できない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。金融庁は源泉徴収票や給与明細等を年収証明書類の例として示している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0110

金利・過剰貸付規制 > 返済能力調査・収入証明 | 難易度：応用

内部研修資料には「総量規制も一切適用されない。」との記載があり、別担当者から「収入証明書類の法定提出基準に該当しない場合でも、返済能力調査そのものは必要である。」との指摘があった。返済能力調査・収入証明の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「収入証明書類が不要なら返済能力調査も全面的に不要である。」へ改める。理由は、総量規制の対象となる個人向け貸付けであることは変わらない。

イ．記載を「収入証明書類の法定提出基準に該当しない場合でも、返済能力調査そのものは必要である。」へ改める。理由は、収入証明の閾値と返済能力調査義務は別であり、閾値未満でも返済能力を適切に調査する必要がある。

ウ．記載を「総量規制も一切適用されない。」へ改める。理由は、指定信用情報機関の利用は返済能力調査の重要な仕組みである。

エ．記載を「指定信用情報機関を利用してはならない。」へ改める。理由は、書類提出基準を満たさないことと調査義務消滅は同義ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「収入証明書類が不要なら返済能力調査も全面的に不要である。」は不適切である。書類提出基準を満たさないことと調査義務消滅は同義ではない。

イ：結論と根拠がともに適切である。収入証明の閾値と返済能力調査義務は別であり、閾値未満でも返済能力を適切に調査する必要がある。

ウ：この選択肢の結論「総量規制も一切適用されない。」は不適切である。総量規制の対象となる個人向け貸付けであることは変わらない。

エ：この選択肢の結論「指定信用情報機関を利用してはならない。」は不適切である。指定信用情報機関の利用は返済能力調査の重要な仕組みである。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。収入証明の閾値と返済能力調査義務は別であり、閾値未満でも返済能力を適切に調査する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0111

金利・過剰貸付規制 > 返済能力調査・収入証明 | 難易度：基礎

返済能力調査・収入証明について、「保証人となろうとする者についても、法令・監督指針に従い返済能力に関する調査が必要となる。」と「保証人の信用状況は貸金業務と無関係である。」という2つの見解が示された。学習目標「保証人の返済能力調査を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「主債務者だけ調査すれば保証人は一切調査不要である。」と判断する。判断根拠：親族であることだけで調査禁止にはならない。
- イ．「保証人が親族なら収入・債務状況を確認してはならない。」と判断する。判断根拠：保証人の信用・債務状況は返済能力判断に関連する。
- ウ．「保証人となろうとする者についても、法令・監督指針に従い返済能力に関する調査が必要となる。」と判断する。判断根拠：返済能力調査は保証人となろうとする者についても重要であり、保証債務を履行できるかを確認する必要がある。
- エ．「保証人の信用状況は貸金業務と無関係である。」と判断する。判断根拠：保証人保護の観点からも調査を省略できない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「主債務者だけ調査すれば保証人は一切調査不要である。」は不適切である。保証人保護の観点からも調査を省略できない。
- イ：この選択肢の結論「保証人が親族なら収入・債務状況を確認してはならない。」は不適切である。親族であることだけで調査禁止にはならない。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。返済能力調査は保証人となろうとする者についても重要であり、保証債務を履行できるかを確認する必要がある。
- エ：この選択肢の結論「保証人の信用状況は貸金業務と無関係である。」は不適切である。保証人の信用・債務状況は返済能力判断に関連する。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。返済能力調査は保証人となろうとする者についても重要であり、保証債務を履行できるかを確認する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0112

金利・過剰貸付規制 > 返済能力調査・収入証明 | 難易度：基礎

- 貸金業務の内部監査で「収入証明未提出」を確認したところ、「顧客の希望額どおり無条件に貸し付ける。」との処理と「必要な返済能力調査を完了できないまま、当然に新規貸付けを実行するべきではない。」との処理が併存していた。返済能力調査・収入証明として最も適切な監査記録はどれか。
- ア．「顧客の希望額どおり無条件に貸し付ける。」と判断する。判断根拠：担当者の推測は客観的資料の代替にならない。
- イ．「収入額を営業担当者が推測して入力すれば足りる。」と判断する。判断根拠：書類未提出で総量規制が消えることはない。
- ウ．「収入証明がなくても総量規制の年収基準は自動的に無視できる。」と判断する。判断根拠：必要な調査を欠いた貸付けは適切でない。
- エ．「必要な返済能力調査を完了できないまま、当然に新規貸付けを実行するべきではない。」と判断する。判断根拠：法定書類が必要な場面では、その資料を踏まえて返済能力を確認することが前提となる。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「顧客の希望額どおり無条件に貸し付ける。」は不適切である。必要な調査を欠いた貸付けは適切でない。
- イ：この選択肢の結論「収入額を営業担当者が推測して入力すれば足りる。」は不適切である。担当者の推測は客観的資料の代替にならない。
- ウ：この選択肢の結論「収入証明がなくても総量規制の年収基準は自動的に無視できる。」は不適切である。書類未提出で総量規制が消えることはない。
- エ：結論と根拠がともに適切である。法定書類が必要な場面では、その資料を踏まえて返済能力を確認することが前提となる。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。法定書類が必要な場面では、その資料を踏まえて返済能力を確認することが前提となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0113

金利・過剰貸付規制 > 総量規制・除外・例外 | 難易度：基礎

総量規制・除外・例外の判断理由をレビューする。資料には「年収の2分の1までは常に自由に借りられる。」と「個人顧客の貸金業者からの総借入残高が年収等の3分の1を超えることとなる新たな貸付けを禁止する。」の2案がある。論点「総量規制の基本基準を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「個人顧客の貸金業者からの総借入残高が年収等の3分の1を超えることとなる新たな貸付けを禁止する。」。根拠は、総量規制は、貸金業者からの個人の総借入残高を年収等の3分の1以内とするのが原則である。

イ．結論は「1社ごとの借入だけが年収の3分の1以内なら他社分は考慮しない。」。根拠は、原則基準は2分の1ではない。

ウ．結論は「年収の2分の1までは常に自由に借りられる。」。根拠は、法人名義の借入れはこの個人向け総量規制の対象ではない。

エ．結論は「法人名義の借入れも個人顧客と同じ年収3分の1基準で判定する。」。根拠は、複数社からの借入れを合算して判断する。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。総量規制は、貸金業者からの個人の総借入残高を年収等の3分の1以内とするのが原則である。

イ：この選択肢の結論「1社ごとの借入だけが年収の3分の1以内なら他社分は考慮しない。」は不適切である。複数社からの借入れを合算して判断する。

ウ：この選択肢の結論「年収の2分の1までは常に自由に借りられる。」は不適切である。原則基準は2分の1ではない。

エ：この選択肢の結論「法人名義の借入れも個人顧客と同じ年収3分の1基準で判定する。」は不適切である。法人名義の借入れはこの個人向け総量規制の対象ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。総量規制は、貸金業者からの個人の総借入残高を年収等の3分の1以内とするのが原則である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0114

金利・過剰貸付規制 > 総量規制・除外・例外 | 難易度：標準

新人研修で「銀行は貸金業法上の指定信用情報機関である。」との理解が示され、比較案として「銀行カードローンは必ず貸金業者からの借入れとして合算する。」と「銀行からの借入れは貸金業法の総量規制の対象外である。」も提示された。論点「銀行借入れが総量規制対象外であることを理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「銀行カードローンは必ず貸金業者からの借入れとして合算する。」へ改める。理由は、銀行借入れの存在だけで貸金業者からの新規借入れが当然禁止されるわけではない。

イ．記載を「銀行からの借入れは貸金業法の総量規制の対象外である。」へ改める。理由は、総量規制は貸金業者からの個人向け借入れを対象とし、銀行貸付けは貸金業法の対象外である。

ウ．記載を「銀行借入れがあると貸金業者からは一切借りられない。」へ改める。理由は、銀行そのものは信用情報機関ではない。

エ．記載を「銀行は貸金業法上の指定信用情報機関である。」へ改める。理由は、銀行は貸金業者とは異なる。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「銀行カードローンは必ず貸金業者からの借入れとして合算する。」は不適切である。銀行は貸金業者とは異なる。

イ：結論と根拠がともに適切である。総量規制は貸金業者からの個人向け借入れを対象とし、銀行貸付けは貸金業法の対象外である。

ウ：この選択肢の結論「銀行借入れがあると貸金業者からは一切借りられない。」は不適切である。銀行借入れの存在だけで貸金業者からの新規借入れが当然禁止されるわけではない。

エ：この選択肢の結論「銀行は貸金業法上の指定信用情報機関である。」は不適切である。銀行そのものは信用情報機関ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。総量規制は貸金業者からの個人向け借入れを対象とし、銀行貸付けは貸金業法の対象外である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0115

金利・過剰貸付規制 > 総量規制・除外・例外 | 難易度：標準

総量規制・除外・例外の検討で、担当者Aは「キャッシングによる借入れは総量規制の対象となり得るが、商品のショッピング利用は貸金業法上の借入れではない。」、担当者Bは「キャッシングもショッピングも必ず総量規制の借入残高に含まれる。」と説明した。論点「クレジットカードのキャッシングとショッピングを区別する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「キャッシングもショッピングも必ず総量規制の借入残高に含まれる。」。根拠は、対象関係が逆である。
- イ．結論は「ショッピングだけが総量規制の対象で、キャッシングは対象外である。」。根拠は、キャッシングは貸金業法上の貸付けとなり得る。
- ウ．結論は「キャッシングによる借入れは総量規制の対象となり得るが、商品のショッピング利用は貸金業法上の借入れではない。」。根拠は、金融庁Q&Aは、クレジットカードのキャッシングは総量規制対象、ショッピングは貸金業法の対象外と整理している。
- エ．結論は「クレジットカード会社の取引はすべて貸金業法と無関係である。」。根拠は、ショッピング利用は貸金業法上の貸付けではない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「キャッシングもショッピングも必ず総量規制の借入残高に含まれる。」は不適切である。ショッピング利用は貸金業法上の貸付けではない。
- イ：この選択肢の結論「ショッピングだけが総量規制の対象で、キャッシングは対象外である。」は不適切である。対象関係が逆である。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。金融庁Q&Aは、クレジットカードのキャッシングは総量規制対象、ショッピングは貸金業法の対象外と整理している。
- エ：この選択肢の結論「クレジットカード会社の取引はすべて貸金業法と無関係である。」は不適切である。キャッシングは貸金業法上の貸付けとなり得る。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。金融庁Q&Aは、クレジットカードのキャッシングは総量規制対象、ショッピングは貸金業法の対象外と整理している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0116

金利・過剰貸付規制 > 総量規制・除外・例外 | 難易度：標準

内部研修資料には「住宅購入目的でも一切除外されない。」との記載があり、別担当者から「総量規制の「除外貸付け」とされ、年収3分の1基準の算定から除外される。」との指摘があった。総量規制・除外・例外の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「必ず総量規制の「除外貸付け」に分類される。」へ改める。理由は、一定の住宅ローンは除外対象である。
- イ．記載を「住宅購入目的でも一切除外されない。」へ改める。理由は、既存住宅ローンの存在が他契約を当然無効にするものではない。
- ウ．記載を「住宅ローンがあるだけで他の貸付け契約はすべて無効となる。」へ改める。理由は、除外と例外は法的な位置付けが異なる。
- エ．記載を「総量規制の「除外貸付け」とされ、年収3分の1基準の算定から除外される。」へ改める。理由は、住宅購入資金の一定の貸付けは、年収3分の1基準になじまない類型として除外貸付けに位置付けられる。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「必ず総量規制の「除外貸付け」に分類される。」は不適切である。除外と例外は法的な位置付けが異なる。
- イ：この選択肢の結論「住宅購入目的でも一切除外されない。」は不適切である。一定の住宅ローンは除外対象である。
- ウ：この選択肢の結論「住宅ローンがあるだけで他の貸付け契約はすべて無効となる。」は不適切である。既存住宅ローンの存在が他契約を当然無効にするものではない。
- エ：結論と根拠がともに適切である。住宅購入資金の一定の貸付けは、年収3分の1基準になじまない類型として除外貸付けに位置付けられる。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。住宅購入資金の一定の貸付けは、年収3分の1基準になじまない類型として除外貸付けに位置付けられる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0117

金利・過剰貸付規制 > 総量規制・除外・例外 | 難易度：標準

総量規制・除外・例外について、「法令上の要件を満たすものは総量規制の除外貸付けとなる。」と「貸金業者が扱う自動車購入資金はすべて禁止される。」という2つの見解が示された。学習目標「自動車担保貸付けの除外を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「法令上の要件を満たすものは総量規制の除外貸付けとなる。」と判断する。判断根拠：一定の自動車購入時の自動車担保貸付けは除外貸付けとして整理される。
- イ．「自動車購入目的なら無担保でもすべて自動的に除外される。」と判断する。判断根拠：除外として規定される類型がある。
- ウ．「自動車ローンは必ず例外貸付けであり除外にはならない。」と判断する。判断根拠：総量規制は自動車資金を一律禁止する制度ではない。
- エ．「貸金業者が扱う自動車購入資金はすべて禁止される。」と判断する。判断根拠：目的だけでなく法令所定の類型・要件が必要である。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。一定の自動車購入時の自動車担保貸付けは除外貸付けとして整理される。
  - イ：この選択肢の結論「自動車購入目的なら無担保でもすべて自動的に除外される。」は不適切である。目的だけでなく法令所定の類型・要件が必要である。
  - ウ：この選択肢の結論「自動車ローンは必ず例外貸付けであり除外にはならない。」は不適切である。除外として規定される類型がある。
  - エ：この選択肢の結論「貸金業者が扱う自動車購入資金はすべて禁止される。」は不適切である。総量規制は自動車資金を一律禁止する制度ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。一定の自動車購入時の自動車担保貸付けは除外貸付けとして整理される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0118

金利・過剰貸付規制 > 総量規制・除外・例外 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「例外貸付け」を確認したところ、「借換えは目的にかかわらず常に禁止される。」との処理と「総量規制の例外貸付けに該当し、年収3分の1を超えて利用できる場合がある。」との処理が併存していた。総量規制・除外・例外として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「借換えは目的にかかわらず常に禁止される。」と判断する。判断根拠：例外と除外は異なり、その後の貸付けへの影響も異なる。
- イ．「総量規制の例外貸付けに該当し、年収3分の1を超えて利用できる場合がある。」と判断する。判断根拠：一定の「顧客に一方的に有利となる借換え」は総量規制の例外として認められる。
- ウ．「借換えは必ず除外貸付けとなり、その後の総量規制とも一切無関係になる。」と判断する。判断根拠：顧客に一方的に有利となる等の法定要件を満たす必要がある。
- エ．「金利が上がり返済総額が増える借換えでも無条件に例外となる。」と判断する。判断根拠：借換え自体が一律禁止されるものではない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「借換えは目的にかかわらず常に禁止される。」は不適切である。借換え自体が一律禁止されるものではない。
  - イ：結論と根拠がともに適切である。一定の「顧客に一方的に有利となる借換え」は総量規制の例外として認められる。
  - ウ：この選択肢の結論「借換えは必ず除外貸付けとなり、その後の総量規制とも一切無関係になる。」は不適切である。例外と除外は異なり、その後の貸付けへの影響も異なる。
  - エ：この選択肢の結論「金利が上がり返済総額が増える借換えでも無条件に例外となる。」は不適切である。顧客に一方的に有利となる等の法定要件を満たす必要がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。一定の「顧客に一方的に有利となる借換え」は総量規制の例外として認められる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0119

金利・過剰貸付規制 > 総量規制・除外・例外 | 難易度：応用

総量規制・除外・例外の判断理由をレビューする。資料には「配偶者の同意や収入証明は一切不要である。」と「配偶者の同意等の法定要件を満たす場合、本人と配偶者の収入を合算してその3分の1まで借入れが可能となる例外がある。」の2案がある。論点「配偶者貸付けの例外を理解する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「配偶者の収入はどのような場合も合算できない。」。根拠は、配偶者の同意や必要書類が求められる。
- イ．結論は「配偶者の同意や収入証明は一切不要である。」。根拠は、貸金業法上の例外制度として設けられている。
- ウ．結論は「配偶者の同意等の法定要件を満たす場合、本人と配偶者の収入を合算してその3分の1まで借入れが可能となる例外がある。」。根拠は、配偶者貸付けは総量規制の例外で、同意書・収入証明等の要件の下で夫婦の収入を合算する仕組みである。
- エ．結論は「配偶者貸付けは銀行にだけ認められ、貸金業者には存在しない。」。根拠は、法令上、合算を認める例外がある。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「配偶者の収入はどのような場合も合算できない。」は不適切である。法令上、合算を認める例外がある。
- イ：この選択肢の結論「配偶者の同意や収入証明は一切不要である。」は不適切である。配偶者の同意や必要書類が求められる。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。配偶者貸付けは総量規制の例外で、同意書・収入証明等の要件の下で夫婦の収入を合算する仕組みである。
- エ：この選択肢の結論「配偶者貸付けは銀行にだけ認められ、貸金業者には存在しない。」は不適切である。貸金業法上の例外制度として設けられている。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。配偶者貸付けは総量規制の例外で、同意書・収入証明等の要件の下で夫婦の収入を合算する仕組みである。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0120

金利・過剰貸付規制 > 総量規制・除外・例外 | 難易度：応用

新人研修で「事業計画や収支状況を確認することは禁止されている。」との理解が示され、比較案として「個人事業者なら返済能力を問わず無制限に借りられる。」と「事業の実態や事業・収支・資金計画等を確認し、返済能力を超えないと認められるなど法令所定の要件を満たせば例外貸付けとなり得る。」も提示された。論点「個人事業者向け例外貸付けを理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「個人事業者なら返済能力を問わず無制限に借りられる。」へ改める。理由は、法定要件を満たす事業資金には例外がある。
- イ．記載を「年収3分の1を超えた時点で事業資金でも必ず違法となる。」へ改める。理由は、事業・収支等の確認は返済能力調査の重要要素である。
- ウ．記載を「事業計画や収支状況を確認することは禁止されている。」へ改める。理由は、無制限の例外ではない。
- エ．記載を「事業の実態や事業・収支・資金計画等を確認し、返済能力を超えないと認められるなど法令所定の要件を満たせば例外貸付けとなり得る。」へ改める。理由は、個人事業者向け貸付けには、事業実態・計画・返済能力等を確認することを前提とした例外類型がある。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「個人事業者なら返済能力を問わず無制限に借りられる。」は不適切である。無制限の例外ではない。
- イ：この選択肢の結論「年収3分の1を超えた時点で事業資金でも必ず違法となる。」は不適切である。法定要件を満たす事業資金には例外がある。
- ウ：この選択肢の結論「事業計画や収支状況を確認することは禁止されている。」は不適切である。事業・収支等の確認は返済能力調査の重要要素である。
- エ：結論と根拠がともに適切である。個人事業者向け貸付けには、事業実態・計画・返済能力等を確認することを前提とした例外類型がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。個人事業者向け貸付けには、事業実態・計画・返済能力等を確認することを前提とした例外類型がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0121

金利・過剰貸付規制 > 指定信用情報機関・信用情報の利用 | 難易度：基礎

指定信用情報機関・信用情報の利用の検討で、担当者Aは「信用情報提供等業務を行う者として、法定要件を満たし内閣総理大臣の指定を受けた信用情報機関である。」、担当者Bは「都道府県知事が任意に選ぶ民間調査会社である。」と説明した。論点「指定信用情報機関の定義を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「信用情報提供等業務を行う者として、法定要件を満たし内閣総理大臣の指定を受けた信用情報機関である。」。根拠は、指定信用情報機関は、信用情報提供等業務を適切に行う要件を満たし内閣総理大臣の指定を受けた機関である。

イ．結論は「都道府県知事が任意に選ぶ民間調査会社である。」。根拠は、銀行そのものを指す概念ではない。

ウ．結論は「すべての銀行そのものを指す。」。根拠は、個々の顧客のために設立する組織ではない。

エ．結論は「貸金業者が顧客ごとに自由に設立する組織である。」。根拠は、都道府県知事の任意指定制度ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。指定信用情報機関は、信用情報提供等業務を適切に行う要件を満たし内閣総理大臣の指定を受けた機関である。

イ：この選択肢の結論「都道府県知事が任意に選ぶ民間調査会社である。」は不適切である。都道府県知事の任意指定制度ではない。

ウ：この選択肢の結論「すべての銀行そのものを指す。」は不適切である。銀行そのものを指す概念ではない。

エ：この選択肢の結論「貸金業者が顧客ごとに自由に設立する組織である。」は不適切である。個々の顧客のために設立する組織ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。指定信用情報機関は、信用情報提供等業務を適切に行う要件を満たし内閣総理大臣の指定を受けた機関である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0122

金利・過剰貸付規制 > 指定信用情報機関・信用情報の利用 | 難易度：基礎

内部研修資料には「全国銀行個人信用情報センターだけ」との記載があり、別担当者から「株式会社日本信用情報機構（JICC）と株式会社シー・アイ・シー（CIC）」との指摘があった。指定信用情報機関・信用情報の利用の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「日本銀行と預金保険機構」へ改める。理由は、全国銀行個人信用情報センターは信用情報機関だが、貸金業法上の指定信用情報機関2社という問いとは異なる。

イ．記載を「株式会社日本信用情報機構（JICC）と株式会社シー・アイ・シー（CIC）」へ改める。理由は、貸金業法に基づく指定信用情報機関はJICCとCICの2社である。

ウ．記載を「全国銀行個人信用情報センターだけ」へ改める。理由は、行政庁・自主規制機関であり指定信用情報機関ではない。

エ．記載を「金融庁と日本貸金業協会」へ改める。理由は、これらは指定信用情報機関ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「日本銀行と預金保険機構」は不適切である。これらは指定信用情報機関ではない。

イ：結論と根拠がともに適切である。貸金業法に基づく指定信用情報機関はJICCとCICの2社である。

ウ：この選択肢の結論「全国銀行個人信用情報センターだけ」は不適切である。全国銀行個人信用情報センターは信用情報機関だが、貸金業法上の指定信用情報機関2社という問いとは異なる。

エ：この選択肢の結論「金融庁と日本貸金業協会」は不適切である。行政庁・自主規制機関であり指定信用情報機関ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業法に基づく指定信用情報機関はJICCとCICの2社である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0123

金利・過剰貸付規制 > 指定信用情報機関・信用情報の利用 | 難易度：基礎

指定信用情報機関・信用情報の利用について、「遅滞なく、その貸付けに関する法定の個人信用情報を加盟する指定信用情報機関へ提供する。」と「貸付契約を締結しても指定信用情報機関への情報提供義務はない。」という2つの見解が示された。学習目標「契約後の信用情報提供義務を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「顧客が延滞するまで一切提供してはならない。」と判断する。判断根拠：契約締結後の適時提供が求められる。

イ．「完済後に初めて全情報を提供する。」と判断する。判断根拠：制度上、情報提供義務が設けられている。

ウ．「遅滞なく、その貸付けに関する法定の個人信用情報を加盟する指定信用情報機関へ提供する。」と判断する。判断根拠：個人顧客との貸付契約締結時には、所定の個人信用情報を指定信用情報機関へ提供する仕組みがある。

エ．「貸付契約を締結しても指定信用情報機関への情報提供義務はない。」と判断する。判断根拠：延滞発生が提供の開始条件ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「顧客が延滞するまで一切提供してはならない。」は不適切である。延滞発生が提供の開始条件ではない。

イ：この選択肢の結論「完済後に初めて全情報を提供する。」は不適切である。契約締結後の適時提供が求められる。

ウ：結論と根拠がともに適切である。個人顧客との貸付契約締結時には、所定の個人信用情報を指定信用情報機関へ提供する仕組みがある。

エ：この選択肢の結論「貸付契約を締結しても指定信用情報機関への情報提供義務はない。」は不適切である。制度上、情報提供義務が設けられている。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。個人顧客との貸付契約締結時には、所定の個人信用情報を指定信用情報機関へ提供する仕組みがある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0124

金利・過剰貸付規制 > 指定信用情報機関・信用情報の利用 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「登録情報」を確認したところ、「顧客の政治的信条や宗教を必須登録する。」との処理と「貸付けの残高、元本又は利息の支払遅延の有無、除外・例外契約に該当する場合はその旨」との処理が併存していた。指定信用情報機関・信用情報の利用として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「顧客の政治的信条や宗教を必須登録する。」と判断する。判断根拠：無制限な私生活情報の登録制度ではない。

イ．「顧客の私的な交友関係を無制限に登録する。」と判断する。判断根拠：営業担当者の成績は顧客の信用情報ではない。

ウ．「担当者の営業成績だけを登録する。」と判断する。判断根拠：信用情報制度は必要な貸付情報を対象とし、これらの属性を必須登録するものではない。

エ．「貸付けの残高、元本又は利息の支払遅延の有無、除外・例外契約に該当する場合はその旨」と判断する。判断根拠：法令上、本人識別情報に加え、契約年月日、貸付額、残高、遅延の有無、除外・例外契約該当性などが提供対象となる。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「顧客の政治的信条や宗教を必須登録する。」は不適切である。信用情報制度は必要な貸付情報を対象とし、これらの属性を必須登録するものではない。

イ：この選択肢の結論「顧客の私的な交友関係を無制限に登録する。」は不適切である。無制限な私生活情報の登録制度ではない。

ウ：この選択肢の結論「担当者の営業成績だけを登録する。」は不適切である。営業担当者の成績は顧客の信用情報ではない。

エ：結論と根拠がともに適切である。法令上、本人識別情報に加え、契約年月日、貸付額、残高、遅延の有無、除外・例外契約該当性などが提供対象となる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。法令上、本人識別情報に加え、契約年月日、貸付額、残高、遅延の有無、除外・例外契約該当性などが提供対象となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0125

金利・過剰貸付規制 > 指定信用情報機関・信用情報の利用 | 難易度：標準

指定信用情報機関・信用情報の利用の判断理由をレビューする。資料には「顧客の信用情報は社内娯楽目的で自由に閲覧できる。」と「返済能力調査など法令で認められた目的に沿って利用し、目的外利用をしてはならない。」の2案がある。論点「信用情報の目的外利用禁止を理解する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「返済能力調査など法令で認められた目的に沿って利用し、目的外利用をしてはならない。」。根拠は、信用情報は高度に機微な情報であり、貸金業者による目的外使用は禁止されている。
- イ．結論は「営業リストとして他社に自由に販売できる。」。根拠は、業務上必要のない閲覧は適切でない。
- ウ．結論は「顧客の信用情報は社内娯楽目的で自由に閲覧できる。」。根拠は、法令上の利用目的・安全管理の制約がある。
- エ．結論は「一度取得すれば利用目的に制限はない。」。根拠は、自由な第三者販売は認められない。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。信用情報は高度に機微な情報であり、貸金業者による目的外使用は禁止されている。
- イ：この選択肢の結論「営業リストとして他社に自由に販売できる。」は不適切である。自由な第三者販売は認められない。
- ウ：この選択肢の結論「顧客の信用情報は社内娯楽目的で自由に閲覧できる。」は不適切である。業務上必要のない閲覧は適切でない。
- エ：この選択肢の結論「一度取得すれば利用目的に制限はない。」は不適切である。法令上の利用目的・安全管理の制約がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。信用情報は高度に機微な情報であり、貸金業者による目的外使用は禁止されている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0126

金利・過剰貸付規制 > 指定信用情報機関・信用情報の利用 | 難易度：標準

新人研修で「裁判を起こさなければ信用情報を開示請求できない。」との理解が示され、比較案として「貸金業者の営業担当者が口頭で推測して答えれば十分である。」と「各信用情報機関が設ける本人開示手続を利用して確認できる。」も提示された。論点「本人開示制度を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「貸金業者の営業担当者が口頭で推測して答えれば十分である。」へ改める。理由は、本人開示制度が存在する。
- イ．記載を「各信用情報機関が設ける本人開示手続を利用して確認できる。」へ改める。理由は、指定信用情報機関は本人からの申込みに基づく信用情報の開示手続を設けている。
- ウ．記載を「本人であっても信用情報を確認する方法は一切ない。」へ改める。理由は、裁判のみが確認手段ではない。
- エ．記載を「裁判を起こさなければ信用情報を開示請求できない。」へ改める。理由は、推測では正確な登録情報を確認できない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「貸金業者の営業担当者が口頭で推測して答えれば十分である。」は不適切である。推測では正確な登録情報を確認できない。
- イ：結論と根拠がともに適切である。指定信用情報機関は本人からの申込みに基づく信用情報の開示手続を設けている。
- ウ：この選択肢の結論「本人であっても信用情報を確認する方法は一切ない。」は不適切である。本人開示制度が存在する。
- エ：この選択肢の結論「裁判を起こさなければ信用情報を開示請求できない。」は不適切である。裁判のみが確認手段ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。指定信用情報機関は本人からの申込みに基づく信用情報の開示手続を設けている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0127

監督・自主規制等 > 報告徴収・立入検査・監督処分 | 難易度：標準

報告徴収・立入検査・監督処分の検討で、担当者Aは「貸金業法24条の6の10に基づき、事実認識、原因分析、改善策等について報告を求めることができる。」、担当者Bは「監督当局は貸金業者に一切報告を求めることができない。」と説明した。論点「報告徴収命令の目的を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「監督当局は貸金業者に一切報告を求めることができない。」。根拠は、対象は破産業者に限定されない。

イ．結論は「報告を求められるのは破産した貸金業者だけである。」。根拠は、行政上の監督権限であり裁判所だけの権限ではない。

ウ．結論は「貸金業法24条の6の10に基づき、事実認識、原因分析、改善策等について報告を求めることができる。」。根拠は、監督指針は、法令遵守や経営管理に問題がある場合に報告徴収命令を用いて事実・原因・改善策等を確認する流れを示している。

エ．結論は「報告徴収は裁判所だけが行える。」。根拠は、貸金業法に報告徴収権限がある。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「監督当局は貸金業者に一切報告を求めることができない。」は不適切である。貸金業法に報告徴収権限がある。

イ：この選択肢の結論「報告を求められるのは破産した貸金業者だけである。」は不適切である。対象は破産業者に限定されない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。監督指針は、法令遵守や経営管理に問題がある場合に報告徴収命令を用いて事実・原因・改善策等を確認する流れを示している。

エ：この選択肢の結論「報告徴収は裁判所だけが行える。」は不適切である。行政上の監督権限であり裁判所だけの権限ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。監督指針は、法令遵守や経営管理に問題がある場合に報告徴収命令を用いて事実・原因・改善策等を確認する流れを示している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0128

監督・自主規制等 > 報告徴収・立入検査・監督処分 | 難易度：標準

内部研修資料には「監督当局は直ちに刑事有罪判決を言い渡す。」との記載があり、別担当者から「必要に応じて追加報告を求めることができる。」との指摘があった。報告徴収・立入検査・監督処分の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「最初の報告を受けた後は、追加資料を求めることは一切できない。」へ改める。理由は、監督当局は刑事裁判所ではない。

イ．記載を「監督当局は直ちに刑事有罪判決を言い渡す。」へ改める。理由は、行政監督当局自身に報告徴収権限がある。

ウ．記載を「追加確認は日本貸金業協会だけに委ねなければならない。」へ改める。理由は、報告徴収は一回限りではない。

エ．記載を「必要に応じて追加報告を求めることができる。」へ改める。理由は、監督指針は、初回報告を検証した結果さらに精査が必要なら追加報告を求める流れを示す。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「最初の報告を受けた後は、追加資料を求めることは一切できない。」は不適切である。報告徴収は一回限りではない。

イ：この選択肢の結論「監督当局は直ちに刑事有罪判決を言い渡す。」は不適切である。監督当局は刑事裁判所ではない。

ウ：この選択肢の結論「追加確認は日本貸金業協会だけに委ねなければならない。」は不適切である。行政監督当局自身に報告徴収権限がある。

エ：結論と根拠がともに適切である。監督指針は、初回報告を検証した結果さらに精査が必要なら追加報告を求める流れを示す。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。監督指針は、初回報告を検証した結果さらに精査が必要なら追加報告を求める流れを示す。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0129

監督・自主規制等 > 報告徴収・立入検査・監督処分 | 難易度：応用

報告徴収・立入検査・監督処分について、「法令の施行に必要な範囲で、貸金業者の営業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。」と「監督当局は公開された広告しか確認できない。」という2つの見解が示された。学習目標「立入検査の対象範囲を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「法令の施行に必要な範囲で、貸金業者の営業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。」と判断する。判断根拠：貸金業法は監督上必要な立入検査、帳簿書類等の確認を認めている。

イ．「貸金業者の同意がなければ行政上の立入検査は常に不可能である。」と判断する。判断根拠：帳簿書類は主要な検査対象である。

ウ．「立入検査では帳簿書類を確認してはならない。」と判断する。判断根拠：検査対象は広告だけに限定されない。

エ．「監督当局は公開された広告しか確認できない。」と判断する。判断根拠：法定権限に基づく立入検査がある。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。貸金業法は監督上必要な立入検査、帳簿書類等の確認を認めている。

イ：この選択肢の結論「貸金業者の同意がなければ行政上の立入検査は常に不可能である。」は不適切である。法定権限に基づく立入検査がある。

ウ：この選択肢の結論「立入検査では帳簿書類を確認してはならない。」は不適切である。帳簿書類は主要な検査対象である。

エ：この選択肢の結論「監督当局は公開された広告しか確認できない。」は不適切である。検査対象は広告だけに限定されない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業法は監督上必要な立入検査、帳簿書類等の確認を認めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0130

監督・自主規制等 > 報告徴収・立入検査・監督処分 | 難易度：応用

貸金業務の内部監査で「検査権限」を確認したところ、「立入検査担当者は裁判官と同じ刑事判決権を持つ。」との処理と「行政上の監督・検査のための権限であり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」との処理が併存していた。報告徴収・立入検査・監督処分として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「立入検査担当者は裁判官と同じ刑事判決権を持つ。」と判断する。判断根拠：行政検査と犯罪捜査は法的性質が異なる。

イ．「行政上の監督・検査のための権限であり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」と判断する。判断根拠：貸金業法の検査権限は行政監督のためのもので、刑事捜査のための権限とは区別される。

ウ．「行政検査はすべて刑事捜査と同一である。」と判断する。判断根拠：検査開始だけで犯罪成立や有罪が確定することはない。

エ．「検査を行えば自動的に有罪が確定する。」と判断する。判断根拠：行政担当者に刑事判決権はない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「立入検査担当者は裁判官と同じ刑事判決権を持つ。」は不適切である。行政担当者に刑事判決権はない。

イ：結論と根拠がともに適切である。貸金業法の検査権限は行政監督のためのもので、刑事捜査のための権限とは区別される。

ウ：この選択肢の結論「行政検査はすべて刑事捜査と同一である。」は不適切である。行政検査と犯罪捜査は法的性質が異なる。

エ：この選択肢の結論「検査を行えば自動的に有罪が確定する。」は不適切である。検査開始だけで犯罪成立や有罪が確定することはない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業法の検査権限は行政監督のためのもので、刑事捜査のための権限とは区別される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0131

監督・自主規制等 > 報告徴収・立入検査・監督処分 | 難易度：基礎

報告徴収・立入検査・監督処分の判断理由をレビューする。資料には「民事訴訟の判決だけ」と「業務改善命令」の2案がある。論点「業務改善命令の位置付けを理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「資格試験の取消しだけ」。根拠は、行政監督として業務改善命令がある。

イ．結論は「民事訴訟の判決だけ」。根拠は、貸金業者の監督処分を預金保険処理だけで行う制度ではない。

ウ．結論は「業務改善命令」。根拠は、貸金業法24条の6の3は、必要があると認める場合に業務改善命令を発する制度を設けている。

エ．結論は「日本銀行による預金保険処理だけ」。根拠は、監督処分は資格試験だけの問題ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「資格試験の取消しだけ」は不適切である。監督処分は資格試験だけの問題ではない。

イ：この選択肢の結論「民事訴訟の判決だけ」は不適切である。行政監督として業務改善命令がある。

ウ：結論と根拠がともに適切である。貸金業法24条の6の3は、必要があると認める場合に業務改善命令を発する制度を設けている。

エ：この選択肢の結論「日本銀行による預金保険処理だけ」は不適切である。貸金業者の監督処分を預金保険処理だけで行う制度ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業法24条の6の3は、必要があると認める場合に業務改善命令を発する制度を設けている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0132

監督・自主規制等 > 報告徴収・立入検査・監督処分 | 難易度：基礎

新人研修で「行政処分は貸金業者本人が同意しない限り一切できない。」との理解が示され、比較案として「必ず口頭注意だけで終了する。」と「業務停止命令や登録取消し等を含む厳しい行政処分が検討される。」も提示された。論点「重大・悪質な違反時の処分を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「必ず口頭注意だけで終了する。」へ改める。理由は、貸金業法24条の6の4に業務停止等が規定される。

イ．記載を「違反が重大であっても業務停止は法律上できない。」へ改める。理由は、行政処分は法定要件に基づき行われ、業者の同意を成立要件としない。

ウ．記載を「行政処分は貸金業者本人が同意しない限り一切できない。」へ改める。理由は、重大性に応じた厳しい処分があり得る。

エ．記載を「業務停止命令や登録取消し等を含む厳しい行政処分が検討される。」へ改める。理由は、監督指針は、重大・悪質な法令違反について業務停止命令等の発出を検討することとしている。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「必ず口頭注意だけで終了する。」は不適切である。重大性に応じた厳しい処分があり得る。

イ：この選択肢の結論「違反が重大であっても業務停止は法律上できない。」は不適切である。貸金業法24条の6の4に業務停止等が規定される。

ウ：この選択肢の結論「行政処分は貸金業者本人が同意しない限り一切できない。」は不適切である。行政処分は法定要件に基づき行われ、業者の同意を成立要件としない。

エ：結論と根拠がともに適切である。監督指針は、重大・悪質な法令違反について業務停止命令等の発出を検討することとしている。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。監督指針は、重大・悪質な法令違反について業務停止命令等の発出を検討することとしている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0133

監督・自主規制等 > 報告徴収・立入検査・監督処分 | 難易度：基礎

報告徴収・立入検査・監督処分の検討で、担当者Aは「貸金業者の業務の外部委託先や一定の保証業者も対象となり得る。」、担当者Bは「登録貸金業者本人だけが対象で、外部委託先は必ず除外される。」と説明した。論点「外部委託先等への監督権限を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「貸金業者の業務の外部委託先や一定の保証業者も対象となり得る。」。根拠は、制度改正により、貸金業者だけでなく保証業者や外部委託先にも報告徴収・立入検査を行える範囲が整備されている。
- イ．結論は「登録貸金業者本人だけが対象で、外部委託先は必ず除外される。」。根拠は、顧客一般が監督対象事業者となるわけではない。
- ウ．結論は「貸金業者の顧客全員が当然に行政検査の主体となる。」。根拠は、行政当局にも法定の監督権限がある。
- エ．結論は「日本貸金業協会の職員だけしか外部委託先を確認できない。」。根拠は、委託により監督の空白が生じないよう対象が拡張されている。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。制度改正により、貸金業者だけでなく保証業者や外部委託先にも報告徴収・立入検査を行える範囲が整備されている。
- イ：この選択肢の結論「登録貸金業者本人だけが対象で、外部委託先は必ず除外される。」は不適切である。委託により監督の空白が生じないよう対象が拡張されている。
- ウ：この選択肢の結論「貸金業者の顧客全員が当然に行政検査の主体となる。」は不適切である。顧客一般が監督対象事業者となるわけではない。
- エ：この選択肢の結論「日本貸金業協会の職員だけしか外部委託先を確認できない。」は不適切である。行政当局にも法定の監督権限がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。制度改正により、貸金業者だけでなく保証業者や外部委託先にも報告徴収・立入検査を行える範囲が整備されている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0134

監督・自主規制等 > 報告徴収・立入検査・監督処分 | 難易度：標準

内部研修資料には「どのような違反でも行政処分はできず民事訴訟だけで対応する。」との記載があり、別担当者から「報告徴収等で事実・原因・改善策を確認し、問題の重大性に応じて業務改善命令、業務停止命令、登録取消し等を検討する。」との指摘があった。報告徴収・立入検査・監督処分の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「事実確認を行わず必ず最初から登録取消しとする。」へ改める。理由は、行政監督処分の制度がある。
- イ．記載を「報告徴収等で事実・原因・改善策を確認し、問題の重大性に応じて業務改善命令、業務停止命令、登録取消し等を検討する。」へ改める。理由は、監督指針は、報告徴収・フォローアップから、必要に応じた業務改善命令やより重い処分へ進む監督の流れを示している。
- ウ．記載を「どのような違反でも行政処分はできず民事訴訟だけで対応する。」へ改める。理由は、自主改善の有無も含め当局が検証できる。
- エ．記載を「貸金業者が自主的に改善すると述べれば監督当局は一切確認できない。」へ改める。理由は、比例性・事実確認を無視して常に最重処分とする考え方ではない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「事実確認を行わず必ず最初から登録取消しとする。」は不適切である。比例性・事実確認を無視して常に最重処分とする考え方ではない。
- イ：結論と根拠がともに適切である。監督指針は、報告徴収・フォローアップから、必要に応じた業務改善命令やより重い処分へ進む監督の流れを示している。
- ウ：この選択肢の結論「どのような違反でも行政処分はできず民事訴訟だけで対応する。」は不適切である。行政監督処分の制度がある。
- エ：この選択肢の結論「貸金業者が自主的に改善すると述べれば監督当局は一切確認できない。」は不適切である。自主改善の有無も含め当局が検証できる。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。監督指針は、報告徴収・フォローアップから、必要に応じた業務改善命令やより重い処分へ進む監督の流れを示している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0135

監督・自主規制等 > 日本貸金業協会の自主規制・貸付自粛 | 難易度：標準

日本貸金業協会の自主規制・貸付自粛について、「協会の貸金業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護等を図ること。」と「顧客の返済義務を一律に消滅させること。」という2つの見解が示された。学習目標「自主規制基本規則の目的を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「協会の法令違反を免責すること。」と判断する。判断根拠：協会にも貸金業法等が適用される。
- イ．「貸金業法の適用を協会員だけ排除すること。」と判断する。判断根拠：顧客債務を一律に消滅させる規則ではない。
- ウ．「協会の貸金業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護等を図ること。」と判断する。判断根拠：自主規制基本規則は、協会の適正な業務運営と資金需要者等の利益保護を目的とする。
- エ．「顧客の返済義務を一律に消滅させること。」と判断する。判断根拠：自主規制は法令違反の免責制度ではない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「協会の法令違反を免責すること。」は不適切である。自主規制は法令違反の免責制度ではない。
- イ：この選択肢の結論「貸金業法の適用を協会員だけ排除すること。」は不適切である。協会にも貸金業法等が適用される。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。自主規制基本規則は、協会の適正な業務運営と資金需要者等の利益保護を目的とする。
- エ：この選択肢の結論「顧客の返済義務を一律に消滅させること。」は不適切である。顧客債務を一律に消滅させる規則ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。自主規制基本規則は、協会の適正な業務運営と資金需要者等の利益保護を目的とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0136

監督・自主規制等 > 日本貸金業協会の自主規制・貸付自粛 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「自主規制」を確認したところ、「協会になれば貸金業法を守る必要がなくなる。」との処理と「法令を遵守するとともに、規則で遵守すべきものとして定められた事項を守る必要がある。」との処理が併存していた。日本貸金業協会の自主規制・貸付自粛として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「協会になれば貸金業法を守る必要がなくなる。」と判断する。判断根拠：遵守義務として定められた事項がある。
- イ．「自主規制規則は参考資料にすぎず、遵守事項は一切存在しない。」と判断する。判断根拠：業務の適正運営のため社内規則・態勢整備が求められる。
- ウ．「協会は社内規則を整備してはならない。」と判断する。判断根拠：協会加入は法令適用を免除しない。
- エ．「法令を遵守するとともに、規則で遵守すべきものとして定められた事項を守る必要がある。」と判断する。判断根拠：自主規制基本規則は協会の法令遵守と、規則上の遵守事項を定めている。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「協会になれば貸金業法を守る必要がなくなる。」は不適切である。協会加入は法令適用を免除しない。
- イ：この選択肢の結論「自主規制規則は参考資料にすぎず、遵守事項は一切存在しない。」は不適切である。遵守義務として定められた事項がある。
- ウ：この選択肢の結論「協会は社内規則を整備してはならない。」は不適切である。業務の適正運営のため社内規則・態勢整備が求められる。
- エ：結論と根拠がともに適切である。自主規制基本規則は協会の法令遵守と、規則上の遵守事項を定めている。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。自主規制基本規則は協会の法令遵守と、規則上の遵守事項を定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0137

監督・自主規制等 > 日本貸金業協会の自主規制・貸付自粛 | 難易度：標準

日本貸金業協会の自主規制・貸付自粛の判断理由をレビューする。資料には「国会による法律制定」と「協会員に対する監査」の2案がある。論点「協会による監査を理解する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「協会員に対する監査」。根拠は、日本貸金業協会は自主規制機関として協会員への監査を実施している。
- イ．結論は「刑事裁判の判決」。根拠は、法律制定は国会の役割である。
- ウ．結論は「国会による法律制定」。根拠は、日本銀行券の発行は日本銀行の業務である。
- エ．結論は「日本銀行券の発行」。根拠は、刑事判決は裁判所の役割である。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。日本貸金業協会は自主規制機関として協会員への監査を実施している。
- イ：この選択肢の結論「刑事裁判の判決」は不適切である。刑事判決は裁判所の役割である。
- ウ：この選択肢の結論「国会による法律制定」は不適切である。法律制定は国会の役割である。
- エ：この選択肢の結論「日本銀行券の発行」は不適切である。日本銀行券の発行は日本銀行の業務である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。日本貸金業協会は自主規制機関として協会員への監査を実施している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0138

監督・自主規制等 > 日本貸金業協会の自主規制・貸付自粛 | 難易度：標準

新人研修で「協会に入らなければ総量規制も適用されない。」との理解が示され、比較案として「協会に未加入なら貸金業法の監督対象外となる。」と「非協会員であっても、行政庁は協会の自主規制規則等を考慮し、資金需要者等の利益保護に欠けないよう監督する。」も提示された。論点「非協会員にも自主規制水準を考慮した監督があることを理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「協会に未加入なら貸金業法の監督対象外となる。」へ改める。理由は、必要に応じ社内規則の作成・変更を命じる制度もある。
- イ．記載を「非協会員であっても、行政庁は協会の自主規制規則等を考慮し、資金需要者等の利益保護に欠けないよう監督する。」へ改める。理由は、貸金業法24条の6の12は、非協会員についても協会規則の水準を考慮した行政監督を行う仕組みを設けている。
- ウ．記載を「非協会員は社内規則を一切作らなくてよい。」へ改める。理由は、総量規制は協会加入の有無で消滅しない。
- エ．記載を「協会に入らなければ総量規制も適用されない。」へ改める。理由は、登録貸金業者である以上、行政監督の対象である。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「協会に未加入なら貸金業法の監督対象外となる。」は不適切である。登録貸金業者である以上、行政監督の対象である。
- イ：結論と根拠がともに適切である。貸金業法24条の6の12は、非協会員についても協会規則の水準を考慮した行政監督を行う仕組みを設けている。
- ウ：この選択肢の結論「非協会員は社内規則を一切作らなくてよい。」は不適切である。必要に応じ社内規則の作成・変更を命じる制度もある。
- エ：この選択肢の結論「協会に入らなければ総量規制も適用されない。」は不適切である。総量規制は協会加入の有無で消滅しない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業法24条の6の12は、非協会員についても協会規則の水準を考慮した行政監督を行う仕組みを設けている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0139

監督・自主規制等 > 日本貸金業協会の自主規制・貸付自粛 | 難易度：応用

日本貸金業協会の自主規制・貸付自粛の検討で、担当者Aは「本人からの申告が原則である。」、担当者Bは「家族であれば本人の意思に関係なく常に登録できる。」と説明した。論点「貸付自粛制度の申告主体を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「家族であれば本人の意思に関係なく常に登録できる。」。根拠は、貸金業者が一方向的に登録する制度ではない。
- イ．結論は「貸金業者が本人に無断で必ず登録する。」。根拠は、勤務先上司に申告権を限定する制度ではない。
- ウ．結論は「本人からの申告が原則である。」。根拠は、貸付自粛制度は、本人が自ら新たな借入を制限したい意思を申告することを基本とする。
- エ．結論は「勤務先の上司だけが申告できる。」。根拠は、家族申告は特別な場合を除き原則ではない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「家族であれば本人の意思に関係なく常に登録できる。」は不適切である。家族申告は特別な場合を除き原則ではない。
- イ：この選択肢の結論「貸金業者が本人に無断で必ず登録する。」は不適切である。貸金業者が一方向的に登録する制度ではない。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。貸付自粛制度は、本人が自ら新たな借入を制限したい意思を申告することを基本とする。
- エ：この選択肢の結論「勤務先の上司だけが申告できる。」は不適切である。勤務先上司に申告権を限定する制度ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸付自粛制度は、本人が自ら新たな借入を制限したい意思を申告することを基本とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0140

監督・自主規制等 > 日本貸金業協会の自主規制・貸付自粛 | 難易度：応用

内部研修資料には「裁判所の判決データベースだけに登録される。」との記載があり、別担当者から「JICC、CIC、全国銀行個人信用情報センターの個人信用情報機関に登録され、加盟会員の照会時に提供される。」との指摘があった。日本貸金業協会の自主規制・貸付自粛の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「市町村の住民票に借入禁止情報として必ず記載される。」へ改める。理由は、裁判所判決データベースに限定されない。
- イ．記載を「裁判所の判決データベースだけに登録される。」へ改める。理由は、一般公開する制度ではない。
- ウ．記載を「貸金業者の広告サイトに氏名が公開される。」へ改める。理由は、住民票へ記載する制度ではない。
- エ．記載を「JICC、CIC、全国銀行個人信用情報センターの個人信用情報機関に登録され、加盟会員の照会時に提供される。」へ改める。理由は、貸付自粛情報は3つの個人信用情報機関に登録され、加盟会員が審査時に照会する仕組みである。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「市町村の住民票に借入禁止情報として必ず記載される。」は不適切である。住民票へ記載する制度ではない。
- イ：この選択肢の結論「裁判所の判決データベースだけに登録される。」は不適切である。裁判所判決データベースに限定されない。
- ウ：この選択肢の結論「貸金業者の広告サイトに氏名が公開される。」は不適切である。一般公開する制度ではない。
- エ：結論と根拠がともに適切である。貸付自粛情報は3つの個人信用情報機関に登録され、加盟会員が審査時に照会する仕組みである。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸付自粛情報は3つの個人信用情報機関に登録され、加盟会員が審査時に照会する仕組みである。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0141

監督・自主規制等 > 日本貸金業協会の自主規制・貸付自粛 | 難易度：基礎

日本貸金業協会の自主規制・貸付自粛について、「登録期間は5年以内で、原則として登録から3か月間は撤回できない。」と「登録期間は一律1週間である。」という2つの見解が示された。学習目標「貸付自粛の登録期間と撤回制限を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「登録期間は5年以内で、原則として登録から3か月間は撤回できない。」と判断する。判断根拠：日本貸金業協会の案内では登録期間は5年以内で、登録から3か月間は撤回できない。
- イ．「登録期間は永久で一切撤回できない。」と判断する。判断根拠：3か月間の撤回制限がある。
- ウ．「登録直後でも本人の申出だけで必ず即日撤回できる。」と判断する。判断根拠：1週間という期間ではない。
- エ．「登録期間は一律1週間である。」と判断する。判断根拠：永久登録ではない。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。日本貸金業協会の案内では登録期間は5年以内で、登録から3か月間は撤回できない。
  - イ：この選択肢の結論「登録期間は永久で一切撤回できない。」は不適切である。永久登録ではない。
  - ウ：この選択肢の結論「登録直後でも本人の申出だけで必ず即日撤回できる。」は不適切である。3か月間の撤回制限がある。
  - エ：この選択肢の結論「登録期間は一律1週間である。」は不適切である。1週間という期間ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。日本貸金業協会の案内では登録期間は5年以内で、登録から3か月間は撤回できない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0142

監督・自主規制等 > 日本貸金業協会の自主規制・貸付自粛 | 難易度：基礎

貸金業務の内部監査で「貸付自粛効果」を確認したところ、「登録により既存債務が自動的に全額免除される。」との処理と「信用情報機関の加盟会員が照会した際に自粛情報が提供され、新たな貸付けを抑制する判断材料となる。」との処理が併存していた。日本貸金業協会の自主規制・貸付自粛として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「登録により既存債務が自動的に全額免除される。」と判断する。判断根拠：一般公開する制度ではない。
- イ．「信用情報機関の加盟会員が照会した際に自粛情報が提供され、新たな貸付けを抑制する判断材料となる。」と判断する。判断根拠：貸付自粛は新規借入れを抑制するため信用情報機関に自粛情報を登録する制度である。
- ウ．「登録すると全国民に借入内容が公開される。」と判断する。判断根拠：税法上の所得認定を変更する制度ではない。
- エ．「登録すると税法上の所得がゼロとみなされる。」と判断する。判断根拠：既存債務を免除する制度ではない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「登録により既存債務が自動的に全額免除される。」は不適切である。既存債務を免除する制度ではない。
  - イ：結論と根拠がともに適切である。貸付自粛は新規借入れを抑制するため信用情報機関に自粛情報を登録する制度である。
  - ウ：この選択肢の結論「登録すると全国民に借入内容が公開される。」は不適切である。一般公開する制度ではない。
  - エ：この選択肢の結論「登録すると税法上の所得がゼロとみなされる。」は不適切である。税法上の所得認定を変更する制度ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸付自粛は新規借入れを抑制するため信用情報機関に自粛情報を登録する制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0143

監督・自主規制等 &gt; 紛争解決（ADR）・関連法令 | 難易度：基礎

紛争解決（ADR）・関連法令の判断理由をレビューする。資料には「協会員だけが任意で締結でき、非協会員には関係しない。」と「貸金業者は、指定紛争解決機関である日本貸金業協会と手続実施基本契約を締結する義務がある。」の2案がある。論点「指定紛争解決機関との契約義務を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「貸金業者はADR機関との契約を締結してはならない。」。根拠は、貸金業者全体を対象とする制度である。

イ．結論は「協会員だけが任意で締結でき、非協会員には関係しない。」。根拠は、裁判所との顧客別契約ではない。

ウ．結論は「貸金業者は、指定紛争解決機関である日本貸金業協会と手続実施基本契約を締結する義務がある。」。根拠は、貸金業法12条の2の2に基づき、貸金業者には指定紛争解決機関との手続実施基本契約の締結が求められる。

エ．結論は「顧客一人ごとに裁判所と基本契約を締結する。」。根拠は、金融ADRへの対応は法定の枠組みである。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「貸金業者はADR機関との契約を締結してはならない。」は不適切である。金融ADRへの対応は法定の枠組みである。

イ：この選択肢の結論「協会員だけが任意で締結でき、非協会員には関係しない。」は不適切である。貸金業者全体を対象とする制度である。

ウ：結論と根拠がともに適切である。貸金業法12条の2の2に基づき、貸金業者には指定紛争解決機関との手続実施基本契約の締結が求められる。

エ：この選択肢の結論「顧客一人ごとに裁判所と基本契約を締結する。」は不適切である。裁判所との顧客別契約ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業法12条の2の2に基づき、貸金業者には指定紛争解決機関との手続実施基本契約の締結が求められる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0144

監督・自主規制等 &gt; 紛争解決（ADR）・関連法令 | 難易度：標準

新人研修で「貸金業者が顧客の同意なく一方的に債務額を確定する制度である。」との理解が示され、比較案として「行政庁が一方当事者の代理人となって勝訴を保証する制度である。」と「中立・公正な第三者が当事者間の話し合いを支援し、裁判によらず合意による紛争解決を図る手続である。」も提示された。論点「ADRの性質を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「行政庁が一方当事者の代理人となって勝訴を保証する制度である。」へ改める。理由は、刑事手続ではない。

イ．記載を「刑事罰を科すための刑事裁判手続である。」へ改める。理由は、一方的決定ではなく合意解決を目指す。

ウ．記載を「貸金業者が顧客の同意なく一方的に債務額を確定する制度である。」へ改める。理由は、中立性が必要であり、一方当事者の代理制度ではない。

エ．記載を「中立・公正な第三者が当事者間の話し合いを支援し、裁判によらず合意による紛争解決を図る手続である。」へ改める。理由は、ADRは裁判外で、中立な第三者が専門的知見を用いて当事者の合意形成を支援する手続である。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「行政庁が一方当事者の代理人となって勝訴を保証する制度である。」は不適切である。中立性が必要であり、一方当事者の代理制度ではない。

イ：この選択肢の結論「刑事罰を科すための刑事裁判手続である。」は不適切である。刑事手続ではない。

ウ：この選択肢の結論「貸金業者が顧客の同意なく一方的に債務額を確定する制度である。」は不適切である。一方的決定ではなく合意解決を目指す。

エ：結論と根拠がともに適切である。ADRは裁判外で、中立な第三者が専門的知見を用いて当事者の合意形成を支援する手続である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。ADRは裁判外で、中立な第三者が専門的知見を用いて当事者の合意形成を支援する手続である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0145

監督・自主規制等 > 紛争解決（ADR）・関連法令 | 難易度：標準

紛争解決（ADR）・関連法令の検討で、担当者Aは「中立・公正な立場で当事者の交渉を仲介し、和解案を提示して解決を図る。」、担当者Bは「債務者の財産を自ら差し押さえる。」と説明した。論点「日本貸金業協会の紛争解決委員の役割を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「中立・公正な立場で当事者の交渉を仲介し、和解案を提示して解決を図る。」。根拠は、協会の紛争解決委員は弁護士であり、中立・公正な立場で交渉仲介と和解案提示を行う。

イ．結論は「債務者の財産を自ら差し押さえる。」。根拠は、刑事判決権はない。

ウ．結論は「刑事有罪判決を言い渡す。」。根拠は、登録取消しは行政処分でありADR委員の権限ではない。

エ．結論は「貸金業者の営業許可を自動的に取り消す。」。根拠は、強制執行は裁判手続等による。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。協会の紛争解決委員は弁護士であり、中立・公正な立場で交渉仲介と和解案提示を行う。

イ：この選択肢の結論「債務者の財産を自ら差し押さえる。」は不適切である。強制執行は裁判手続等による。

ウ：この選択肢の結論「刑事有罪判決を言い渡す。」は不適切である。刑事判決権はない。

エ：この選択肢の結論「貸金業者の営業許可を自動的に取り消す。」は不適切である。登録取消しは行政処分でありADR委員の権限ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。協会の紛争解決委員は弁護士であり、中立・公正な立場で交渉仲介と和解案提示を行う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0146

監督・自主規制等 > 紛争解決（ADR）・関連法令 | 難易度：標準

内部研修資料には「申立てできるのは国会議員だけである。」との記載があり、別担当者から「貸金業務等関連紛争の当事者である契約者等は、所定の要件の下で紛争解決手続を申し立てることができる。」との指摘があった。紛争解決（ADR）・関連法令の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「契約者等は一切申立てできない。」へ改める。理由は、特定の公職者だけに限定されない。

イ．記載を「貸金業務等関連紛争の当事者である契約者等は、所定の要件の下で紛争解決手続を申し立てることができる。」へ改める。理由は、貸金業務等関連紛争の当事者である契約者等は、協会の金融ADR利用できる。

ウ．記載を「申立てできるのは国会議員だけである。」へ改める。理由は、民事的な貸金業務紛争をADRで扱う仕組みがある。

エ．記載を「貸金業者との紛争であっても必ず刑事告訴から始めなければならない。」へ改める。理由は、契約者等も申立主体となる。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「契約者等は一切申立てできない。」は不適切である。契約者等も申立主体となる。

イ：結論と根拠がともに適切である。貸金業務等関連紛争の当事者である契約者等は、協会の金融ADR利用できる。

ウ：この選択肢の結論「申立てできるのは国会議員だけである。」は不適切である。特定の公職者だけに限定されない。

エ：この選択肢の結論「貸金業者との紛争であっても必ず刑事告訴から始めなければならない。」は不適切である。民事的な貸金業務紛争をADRで扱う仕組みがある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業務等関連紛争の当事者である契約者等は、協会の金融ADR利用できる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0147

監督・自主規制等 &gt; 紛争解決（ADR）・関連法令 | 難易度：標準

紛争解決（ADR）・関連法令について、「当事者双方の合意が得られない場合には、手続が打ち切られることがある。」と「貸金業者は事実確認の聴聞に一切関与しない。」という2つの見解が示された。学習目標「ADRは和解を保証しないことを理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「申立てさえすれば必ず申立人の希望どおりの結論になる。」と判断する。判断根拠：和解案そのものが自動的に確定判決と同じになるわけではない。

イ．「和解案は裁判所の確定判決と常に同一の強制力を持つ。」と判断する。判断根拠：手続では双方から事実・意見を聴取する。

ウ．「当事者双方の合意が得られない場合には、手続が打ち切られることがある。」と判断する。判断根拠：ADRは合意による解決を図る制度であり、合意に至らない場合には終了することがある。

エ．「貸金業者は事実確認の聴聞に一切関与しない。」と判断する。判断根拠：結果を保証する制度ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「申立てさえすれば必ず申立人の希望どおりの結論になる。」は不適切である。結果を保証する制度ではない。

イ：この選択肢の結論「和解案は裁判所の確定判決と常に同一の強制力を持つ。」は不適切である。和解案そのものが自動的に確定判決と同じになるわけではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。ADRは合意による解決を図る制度であり、合意に至らない場合には終了することがある。

エ：この選択肢の結論「貸金業者は事実確認の聴聞に一切関与しない。」は不適切である。手続では双方から事実・意見を聴取する。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。ADRは合意による解決を図る制度であり、合意に至らない場合には終了することがある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0148

監督・自主規制等 &gt; 紛争解決（ADR）・関連法令 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「苦情処理」を確認したところ、「苦情が解決しなければ協会が直ちに刑事罰を科す。」との処理と「苦情処理手続で解決しない場合、所定の要件の下で紛争解決手続（金融ADR）への移行を申し立てることができる。」との処理が併存していた。紛争解決（ADR）・関連法令として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「苦情が解決しなければ協会が直ちに刑事罰を科す。」と判断する。判断根拠：苦情処理と紛争解決手続は連続した相談・解決枠組みである。

イ．「苦情処理とADRは完全に無関係で移行制度はない。」と判断する。判断根拠：貸金業務に関する苦情を受け付けている。

ウ．「協会は貸金業務に関する苦情を受け付けない。」と判断する。判断根拠：協会には刑罰を科す権限はない。

エ．「苦情処理手続で解決しない場合、所定の要件の下で紛争解決手続（金融ADR）への移行を申し立てることができる。」と判断する。判断根拠：協会は苦情処理を行い、解決困難な場合には金融ADRへの移行申立ての仕組みを設けている。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「苦情が解決しなければ協会が直ちに刑事罰を科す。」は不適切である。協会には刑罰を科す権限はない。

イ：この選択肢の結論「苦情処理とADRは完全に無関係で移行制度はない。」は不適切である。苦情処理と紛争解決手続は連続した相談・解決枠組みである。

ウ：この選択肢の結論「協会は貸金業務に関する苦情を受け付けない。」は不適切である。貸金業務に関する苦情を受け付けている。

エ：結論と根拠がともに適切である。協会は苦情処理を行い、解決困難な場合には金融ADRへの移行申立ての仕組みを設けている。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。協会は苦情処理を行い、解決困難な場合には金融ADRへの移行申立ての仕組みを設けている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0149

監督・自主規制等 > 紛争解決（ADR）・関連法令 | 難易度：応用

紛争解決（ADR）・関連法令の判断理由をレビューする。資料には「債権回収会社は都道府県知事への届出だけで必ず営業できる。」と「一定の特定金銭債権の管理回収業を営む債権管理回収会社には、法務大臣の許可制度が設けられている。」の2案がある。論点「サービサー法の基本を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「一定の特定金銭債権の管理回収業を営む債権管理回収会社には、法務大臣の許可制度が設けられている。」。根拠は、サービサー法は、一定の債権管理回収業について法務大臣の許可制度を設ける法律である。

イ．結論は「貸金業者であれば許可なく裁判所の強制執行を代行できる法律である。」。根拠は、許可制度であり単なる都道府県届出ではない。

ウ．結論は「債権回収会社は都道府県知事への届出だけで必ず営業できる。」。根拠は、貸付自粛制度を定める法律ではない。

エ．結論は「サービサー法は貸付自粛制度だけを定めた法律である。」。根拠は、裁判所の強制執行権限を民間会社へ包括移譲する法律ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。サービサー法は、一定の債権管理回収業について法務大臣の許可制度を設ける法律である。

イ：この選択肢の結論「貸金業者であれば許可なく裁判所の強制執行を代行できる法律である。」は不適切である。裁判所の強制執行権限を民間会社へ包括移譲する法律ではない。

ウ：この選択肢の結論「債権回収会社は都道府県知事への届出だけで必ず営業できる。」は不適切である。許可制度であり単なる都道府県届出ではない。

エ：この選択肢の結論「サービサー法は貸付自粛制度だけを定めた法律である。」は不適切である。貸付自粛制度を定める法律ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。サービサー法は、一定の債権管理回収業について法務大臣の許可制度を設ける法律である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0150

監督・自主規制等 > 紛争解決（ADR）・関連法令 | 難易度：応用

新人研修で「弁護士法は債権回収と一切関係しない。」との理解が示され、比較案として「誰でも報酬を得て紛争性のある法律事務を自由に取り扱える。」と「弁護士でない者が、法律に別段の定めがないのに報酬目的で法律事務を業として取り扱うことには弁護士法上の制限がある。」も提示された。論点「弁護士法72条の趣旨を貸金業務に関連付ける」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「誰でも報酬を得て紛争性のある法律事務を自由に取り扱える。」へ改める。理由は、委託契約だけで法律上の禁止を回避できない。

イ．記載を「弁護士でない者が、法律に別段の定めがないのに報酬目的で法律事務を業として取り扱うことには弁護士法上の制限がある。」へ改める。理由は、弁護士法72条は、非弁護士による報酬目的の法律事務の取扱いを原則として制限しており、債権回収委託でも留意が必要である。

ウ．記載を「貸金業者が委託すれば弁護士法の制限は必ず消滅する。」へ改める。理由は、債権回収は法的紛争処理と接点があり得る。

エ．記載を「弁護士法は債権回収と一切関係しない。」へ改める。理由は、非弁行為規制がある。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「誰でも報酬を得て紛争性のある法律事務を自由に取り扱える。」は不適切である。非弁行為規制がある。

イ：結論と根拠がともに適切である。弁護士法72条は、非弁護士による報酬目的の法律事務の取扱いを原則として制限しており、債権回収委託でも留意が必要である。

ウ：この選択肢の結論「貸金業者が委託すれば弁護士法の制限は必ず消滅する。」は不適切である。委託契約だけで法律上の禁止を回避できない。

エ：この選択肢の結論「弁護士法は債権回収と一切関係しない。」は不適切である。債権回収は法的紛争処理と接点があり得る。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。弁護士法72条は、非弁護士による報酬目的の法律事務の取扱いを原則として制限しており、債権回収委託でも留意が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01